

保安規定審査基準と保安規定の整合性について

標記の件、各事業で以下の通り整理した。

添付1	再処理施設保安規定基準との整合性について	2/363
添付2	廃棄物管理施設保安規定審査基準との整合性について	100/363
添付3	加工施設（濃縮）保安規定審査基準との整合性について	175/363
添付4	廃棄物埋設施設保安規定審査基準との整合性について	262/363
添付5	加工施設（MOX）保安規定審査基準との整合性について	320/363

本資料のうち、■内の記載事項は公開制限情報に属するものであり、公開できませんので削除しております。

再処理施設保安規定審査基準との整合性について

本資料のうち、■内の記載事項は公開制限情報に属するものであり、公開できませんので削除しております。

再処理施設における保安規定の審査基準と再処理施設保安規定変更内容の整理表

再処理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
<p>再処理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第50条第1項の規定に基づき、<u>事業所</u>ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする再処理事業者は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下「再処理規則」という。）第17条第1項において規定されている<u>各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、再処理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第50条第2項に定める認可要件である「<u>使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でない</u>と認められない」ことを確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>再処理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第50条第1項の規定に基づき、<u>工場又は事業所</u>ごとに保安規定を定め、<u>再処理施設の設置の工事に着手する前に</u>、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする再処理事業者は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下「再処理規則」という。）第17条第1項各号において規定されている<u>事項</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、再処理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第50条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第44条第1項の指定を受けたところ、第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないこと ・<u>使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でない</u>と認められないこと <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>ただし、再処理規則第17条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</u></p> <p>再処理規則第17条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に<u>基づき</u>、<u>要領書</u>、<u>手順書</u>その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを<u>遵守し</u>、<u>その位置付け</u>が明確にされていること。特に、</p>	<p>反映不要</p> <p>凡例 : 現時点で補正予定の条文</p> <p>(核燃料物質搬入後の段階での規定を規定しており、本要求は適用外)</p> <p>—</p> <p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 日本原燃株式会社役員、社員及び臨時雇員（以下「社員等」という。）は、再処理施設において再処理の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。</p>

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p><u>け</u>が明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2 再処理事業部長（以下「事業部長」という。）は、再処理事業所に設置されている六ヶ所保障措置分析所（以下「保障措置分析所」という。）の使用者である公益財団法人核物質管理センター（以下「核管センター」という。）との間で取決めを締結し、核管センターにこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>3 事業部長及び技術本部長は、第1項及び前項以外の者に再処理施設において再処理の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>なお、この規定において前項及び本項の者を「請負事業者等」という。</p> <p>（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上）</p> <p>第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を <u>第5条に定める品質マネジメントシステム計画</u> に基づき実施させる。</p> <p>2 <u>各職位（この規定において「各職位」とは、第16条に示す組織における課長以上の者をいう。）</u>は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p> <p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p><u>第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</u></p> <p>1 目的</p> <p><u>本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>【中略】</p> <p><u>4.2.1 一般</u></p> <p><u>組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u></p> <p><u>品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。</u></p> <p><u>a. 品質方針及び品質目標</u></p> <p><u>b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」</u></p> <p><u>c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書</u></p> <p><u>d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</u></p>

再処理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
<p>○ 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p><u>2.</u> 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 日本原燃株式会社(以下「社員等」という。)は、再処理施設において再処理の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 再処理事業部長(以下「事業部長」という。)は、再処理事業所に設置されている六ヶ所保障措置分析所(以下「保障措置分析所」という。)の使用である公益財団法人核物質管理センター(以下「核管センター」という。)との間で取決めを締結し、核管センターにこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>3 事業部長及び技術本部長は、第1項及び前項以外の者に再処理施設において再処理の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>なお、この規定において前項及び本項の者を「請負事業者等」という。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)</p> <p>第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第5条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。</p> <p>2 各職位(この規定において「各職位」とは、第16条に示す組織における課長以上の者をいう。)は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【中略】</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>a. 品質方針を定めること。</p> <p>b. 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献でき</p>

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>(追加)</p> <p>○ <u>作業手順書等</u>の保安規定上の位置付けに関することについては、<u>再処理規則第8条の10</u>に規定された<u>要領書</u>、<u>作業手順書</u>その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった<u>品質保証</u>に係る文書の階層的な体系の中で、<u>その</u>位置付けが明確にされていること。</p>	<p>に応じて、<u>その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとして</u>いるとともに、<u>定められた内容が、合理的に実現可能なものであること</u>。</p> <p>3. <u>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること</u>。この具体的な方法について保安規定の<u>下位文書</u>も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について<u>明確にされていること</u>。</p> <p>4. <u>手順書等</u>の保安規定上の位置付けに関することについては、<u>要領書</u>、<u>手順書</u>その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、<u>重要度等</u>に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった<u>MS</u>に係る文書の階層的な体系における<u>位置付け</u>が明確にされていること。</p>
	<p>3 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。</p> <p>(1) 再処理施設</p> <p>法第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア</p> <p>原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース (原子力施設情報公開ウェブサイト) のことをいう。</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 第16条に定める組織 (以下「組織」という。) は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。(「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に再処理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)</p> <p>a. 再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)</p> <p>c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に</p>
	<p>保安規定関連条文</p>

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されな
い事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人
的過誤による作業の失敗等）をいう。）

(3) 組織は、再処理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則
に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以
下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。

(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、
そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。

a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果
を明確にすること。

b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を
明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。

c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標
（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にす
ること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関
する領域に係るものを除く。）を含む。）

d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資
源及び情報を利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含
む。）

e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定すること
が困難である場合は、この限りでない。

f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための
措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を
含む。）

g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする
こと。

h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合に
は、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の
事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保され
るようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響
と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定
し解決することを含む。）

(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織
的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指
す。

a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。

b. 風通しの良い組織文化が形成されている。

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
 - d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
 - e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
 - f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
 - g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
 - h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合は、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
- (6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。
- (7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。
- 4.2 品質マネジメントシステムの文書化
- 4.2.1 一般
- 組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。
- 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。
- a. 品質方針及び品質目標
 - b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」
 - c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書
 - d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）
- 4.2.2 品質マニュアル
- 社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。
- a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
 - b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
 - c. 品質マネジメントシステムの適用範囲
 - d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
 - e. プロセスの相互の関係
- 4.2.3 文書の管理
- (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理す

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

る」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）

(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。（「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）

a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。

b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）

c. a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）

d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。

e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。

f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。

g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。

h. 廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

4.2.4 記録の管理

(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。

(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

5 経営責任者等の責任

5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証する。

- a. 品質方針を定めること。
- b. 品質目標が定められているようにすること。
- c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるよ
うにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをい
う。)
- d. 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。
- e. 資源が利用できる体制を確保すること。
- f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員
に周知すること。
- g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認
識させること。
- h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及
び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。

5.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に
適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

5.3 品質方針

社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」に
は、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合に
おいて、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全
に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき
姿を目指して設定していること。)

- a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と
整合的なものであることを含む。)
- b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任
を持つて関与すること。
- c. 品質目標を定め、評価するに当たつての枠組みとなるものであること。
- d. 要員に周知され、理解されていること。
- e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持つて関与すること。

5.4 計画

5.4.1 品質目標

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のための必要な目標を含む。）が定められているようにする。（「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。）
- (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）
- 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画
- (1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。
- (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。（「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。）
- a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。）
- b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持
- c. 資源の利用可能性
- d. 責任及び権限の割当て
- 5.5 責任、権限及びコミュニケーション
- 5.5.1 責任及び権限
- (1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）
- (2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）
- (3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。
- 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

社長は、第17条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。

c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。

d. 関係法令を遵守すること。

5.5.3 管理者

(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）

a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。

c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。

d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。

e. 関係法令を遵守すること。

(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。

a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。

b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。

c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。

d. 常に問いかけの姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。

e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。

(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。（「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

組み合わせがある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)

5.5.4 組織の内部の情報の伝達

社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。

品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。

- a. 安全・品質改革委員会
- b. 品質・保安会議
- c. 再処理安全委員会

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。

5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報

組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

- a. 内部監査の結果
- b. 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。）
- c. プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム—要求事項 JIS Q 9001 (ISO9001)」（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）
- d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）
- e. 品質目標の達成状況
- f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）
- g. 関係法令の遵守状況
- h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

術的な進歩により得られたものを含む。）、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)

- i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
- j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- k. 部門又は要員からの改善のための提案

1. 資源の妥当性

m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みごとを含む。)

5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置

(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。

- a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)
- b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
- c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源

d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)

e. 関係法令の遵守に関する改善

(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。

(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。

6 資源の管理

6.1 資源の確保

組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。)

a. 要員

b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)

c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。)

d. その他必要な資源

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

6.2 要員の力量の確保及び教育訓練

(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）

(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。

a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
 b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）

c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。

d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。

(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献

(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献

(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性

e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。（「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。）

(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。（「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。）

(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。（「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）

a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果

b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項

c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源

d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）
e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録

(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす
る。

7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス

7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項
組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。

a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項

b. 関係法令

c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項

7.2.2 個別業務等要求事項の審査

(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。

(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。

a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。

b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。

c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。

(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等

組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。

a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法

b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法

c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法

d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

7.3 設計開発

7.3.1 設計開発計画

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いているための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。
 「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）
- (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
- a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限
 - d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源
- (3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。
- (4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。
- 7.3.2 設計開発に用いる情報
- (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
- a. 機能及び性能に係る要求事項
 - b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
 - c. 関係法令
 - d. その他設計開発に必要な要求事項
- (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。
- 7.3.3 設計開発の結果に係る情報
- (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
- (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
- (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
- a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。
 - b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
 - c. 合否判定基準を含むものであること。
 - d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

旧

新

ること。

7.3.4 設計開発レビュー

(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。

a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。

b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。

(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。

(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.5 設計開発の検証

(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。（「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）

(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。

7.3.6 設計開発の妥当性確認

(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。（「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）

(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。

(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.7 設計開発の変更の管理

(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにも、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。

(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。

(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価（当該再処理施設を構成する材料又は部品又は部品の評価を含む。）を行う。

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

<p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（再処理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p>
--

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- (2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。
- (3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
- (4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
- 7.4.3 調達物品等の検証
- (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
- (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。
- 7.5 個別業務の管理
- 7.5.1 個別業務の管理
- 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。
- a. 再処理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「再処理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）
- b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。
- f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。
- 7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認
- (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。
- (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができること、(1)の妥当性確認によって実証する。
- (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。
- a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
 - b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
 - c. 妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）
- 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保
- (1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。
- (2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。
- 7.5.4 組織の外部の者の物品
- 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）
- 7.5.5 調達物品の管理
- 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。
- 7.6 監視測定のための設備の管理
- (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
- (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
- (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
- a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。
 - （「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）
 - b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
 - c. 所要の調整がなされていること。
 - d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
 - e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

	<p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。 (「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内</p>
--	---

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。

(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。

(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）

(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。

(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。

8.2.3 プロセスの監視測定

(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。

「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）

(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。

(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。

(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。

(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

8.2.4 機器等の検査等

(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。

(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）

(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することが

保安規定関連条文

できる記録を作成し、これを管理する。

(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。

(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと）を確保する。

（「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）

(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。（「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）

8.3 不適合の管理

(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）

(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。）

(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。

- a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
- b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。
- c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないうにすることを講ずるための措置を講ずること。
- d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合と。

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。

(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。

(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。

(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

8.4 データの分析及び評価

(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。〔品質マネジメントシステムの実効性の改善〕には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。〕

(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。

a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見

b. 個別業務等要求事項への適合性

c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）

d. 調達物品等の供給者の供給能力

8.5 改善

8.5.1 継続的な改善

組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。〔品質マネジメントシステムの継続的な改善〕とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。〕

8.5.2 是正処置等

(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。

a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- (a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）
- (b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
- b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。
- c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。
- d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。（「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みことを含む。）
- e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。
- f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。
- （「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）
- g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
- (2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。
- (3) 組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。（「適切な措置を講じる」とは、
(1)のうち必要なものについて実施することをいう。）
- 8.5.3 未然防止処置
- (1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。
- （「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）
- a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。
- b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。
- c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。
- d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>再処理規則第17条第1項 <u>第4号</u> 再処理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>○ <u>事業所における</u> 再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>再処理規則第17条第1項 <u>第3号</u> 再処理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p><u>1.</u> 再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>
	<p>保安規定関連文</p> <p>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。 <u>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。</u></p> <p>図1 プロセス関連図 【省略】</p> <p>図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図 【省略】</p> <p>表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係 【省略】</p> <p>表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係 【省略】</p>
<p>再処理規則第17条第1項 <u>第4号</u> 再処理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>○ <u>事業所における</u> 再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第16条 再処理施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。</p> <p>別図1 保安に関する組織 【省略】</p> <p>(職務)</p> <p>第17条 <u>各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書</u>に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 【中略】</p> <p>(2) 監査室長は、<u>調達室長、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長</u>が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、<u>監査</u>を行うとともに、所管する業務に関し、<u>管理責任者</u>として必要な業務を行う。</p> <p><u>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p><u>(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・</u>保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、<u>管理責任者</u>として</p>

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

て必要な業務を行う。

(6) 事業部長は、再処理施設に係る保安業務（技術本部長が統括するものを除く。）を統括するとともに、再処理施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。

【中略】

(10) 品質保証部長は、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長を指揮し、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。

【中略】

(16) 保全企画部長は、施設管理に係る計画の策定に関する業務を行う。

【中略】

(32) 事業者検査課長は、使用前事業者検査等に関する業務を行う。

【中略】

(35) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。

【中略】

(41) 保全計画課長は、再処理工場の各課が実施する点検、工事等の計画の総括に関する業務を行う。

(42) 保全技術課長は、点検、工事等に係る計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。

(43) 計装技術課長は、計装設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。

(44) 計装設計課長は、計装設備の改造（以下、使用済燃料等の取扱いを開始した施設における第5条7.3の設計開発を伴う設備の変更を「改造」という。）に係る設計に関する業務を行う。

(45) 電気技術課長は、電気設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。

(46) 火災防護課長は、再処理施設の建物等に設置する火災検出装置の保守に関する業務を行う。

(47) 機械技術課長は、機械設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。

(48) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認及び事故等に係る記録に関する業務を行う。

(49) 許認可業務課長は、設計及び工事の計画の認可、使用前確認の申請及び定期事業者検査の報告に関する業務を行う。

ただし、他の職位が所管する業務を除く。

【中略】

(55) 設計部長は、再処理施設の設置に係る設計及び工事並びに改造に係る設計に関する業務を行う。

(56) プロジェクト部長は、再処理施設の設置に係る設計及び工事に関する技術的事項並びに改造に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>再処理規則第17条第1項第5号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>○ 再処理施設における核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。なお、核燃料物質の取扱いに関し、実務の経験が3年以上であること。</p>	<p>再処理規則第17条第1項第4号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>1. 再処理施設における核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。</p>
<p>○ 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十全に果たすことができようにするため、子炉等規制法第50条の2第2項において準用する第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（再処理の事業において核燃料物質の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに関し、保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分¹に果たすことができようにするため、原子炉等規制法第50条の2第2項において準用する第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（再処理設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が核燃料物質の取扱いに関し、保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>

保安規定関連条文

- (57) 土木建築技術課長は、建物及び洞道の設置及び改造に係る設計に関する業務を行う。
 - (58) 耐震技術課長は、建物及び洞道の設置及び改造に係る耐震設計に関する業務を行う。
 - (59) 土木課長は、洞道の設置及び改造に係る工事に関する業務を行う。
 - (60) 建築課長は、建物の設置及び改造に係る工事に関する業務を行う。
 - (61) 別表1の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び点検、工事等に係る業務を行う。
- また、再処理工場に所属する管理担当課長は、所管する施設の管理に係る使用済燃料による総合試験に関する業務（統括当直長が行う再処理施設の操作に関する業務は除く。）を行う。

(62) 第77条第1項又は第78条第1項に基づき選任された使用前事業者検査又は定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。

—

審査基準の第17条第1項第4号では核燃料取扱主任者の選任において実務経験が3年以上であることは削除されたが、再処理規則第18条第2項において核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上であることとされているため、記載を追加する。

(核燃料取扱主任者の選任)

第18条 再処理施設における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。

- 2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者から社長が選任する。
- 3 核燃料取扱主任者は、第17条に定める保安に係る業務を行う職位を兼務しない。

(核燃料取扱主任者の選任)

第18条 再処理施設における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。

- 2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者から社長が選任する。
- 3 核燃料取扱主任者は、第17条に定める保安に係る業務を行う職位を兼務しない。

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

(核燃料取扱主任者の職務等)

第19条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に履行。

- (1) 保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。
 - (2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。
 - (3) 第76条に定める作業実施計画（第5条 7.3適用の対象と判断した工事に係るものを除く。）について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。
 - (4) 法に基づく報告を確認すること。
 - (5) 事業変更許可、設計及び工事の計画の認可並びにこの規定の認可に係る申請の要否を確認すること。
 - (6) 第125条に示す記録を確認すること。
 - (7) 第26条に基づく手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。
 - (8) 第28条に基づく試験手順書並びに第30条の2に基づく試験要領書及び試験手順書について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。
 - (9) 第40条に基づくせん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法、第49条に基づく抽出塔の流量設定値の設定方法並びに第63条第4項に基づく放射線計測等に用いる核燃料物質の取扱いに係る措置等が保安上妥当であることを確認すること。
 - (10) その他、保安の監督に関して必要なこと。
- 2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。
- (品質・保安会議の審議事項、構成等)
- 第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。
- (1) 再処理施設の事業変更許可申請を伴う変更
 - (2) この規定の変更
 - (3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）
 - (4) 第79条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針
 - (5) 第124条に基づく定期的な評価の結果
- 2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
- 3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。
- (1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人（核燃料取扱主任者においてはその代理人）を出席させることができる。
 (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。
 (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。
 (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代理人の意見を尊重する。
 4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代理人の意見を社長に報告する。
 5 社長は、前項の報告を尊重する。
 6 品質・保安会議は、再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。

(再処理安全委員会の審議事項、構成等)

第21条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安業務全体の観点から審議する。

- (1) 再処理の事業変更許可申請に関する事項
- (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項
- (3) この規定の変更
- (4) この規定に基づく以下の計画
 - ① 試験操作計画
 - ② 再処理施設の使用計画
 - ③ 第5条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画
 - ④ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画
 - ⑤ 保安教育の実施計画
- (削除)
- ⑥ 再処理施設の定期的な評価の実施計画
- (5) 第5条の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち
事業部長が定める規定
- (6) 第79条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針
- (7) 第124条第1項に基づく定期的な評価の結果
- (8) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項

2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。
 3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。

- (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。

ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人（核燃料取扱主任者に

再処理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>○ 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を <u>きたす</u> ことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも再処理施設の保安組織から核燃料取扱主任者が <u>独立</u> していることが <u>当然</u>に求められるものではない。</p>	<p>3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を <u>来す</u> ことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも再処理施設の保安組織から核燃料取扱主任者が <u>独立</u> していることが求められるものではない。</p>	<p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第 18 条 再処理施設における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、<u>核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者</u>から社長が選任する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、第 17 条に定める保安に係る業務を行う職位を兼務しない。</p>	<p><u>おいては代行者</u>）を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を、審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。</p> <p>6 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重する。</p>
<p>再処理規則第 17 条第 1 項 <u>第 6 号</u> <u>放射線業務従事者に対する</u> 保安教育</p> <p>○ <u>従業員及び協力企業の従業員</u> について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>○ <u>従業員及び協力企業の従業員</u> について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施すること。</p> <p>○ <u>従業員及び協力企業の従業員</u> について、保安教育実施状況を確認すること。</p>	<p>再処理規則第 17 条第 1 項 <u>第 5 号</u> 保安教育</p> <p>1. <u>再処理施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）</u> について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. <u>従業員</u> について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. <u>従業員</u> について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	<p>（社員等への保安教育）</p> <p>第 121 条 技術課長は、毎年度、再処理施設において再処理施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、別表 50 及び別表 51 の実施方針並びに「<u>再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領</u>」に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、技術本部長と協議するとともに、再処理安全委員会に <u>諮問する</u>。</p> <p>3 各職位は、第 1 項の承認を受けた計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価（教育を省略する場合を含む。）を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。</p> <p>ただし、各職位が、「<u>再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領</u>」に定める基準に基づき、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p>	

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容と<u>その見直し</u>の頻度等について明確に定められていること。</p> <p>再処理規則第17条第1項 <u>第7号</u> <u>保安上特に管理を必要とする設備の操作</u></p> <p>○ 再処理施設の <u>操作及び管理</u> に必要な操作員の確保について定められていること。</p>	<p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、<u>その見直し</u>の頻度等について明確に定められていること。</p> <p>再処理規則第17条第1項 <u>第6号</u> <u>再処理施設の操作</u></p> <p>1. 再処理施設の <u>操作</u> に必要な操作員の確保について定められていること。</p>
<p>○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容と<u>その見直し</u>の頻度等について明確に定められていること。</p> <p>再処理規則第17条第1項 <u>第7号</u> <u>保安上特に管理を必要とする設備の操作</u></p> <p>○ 再処理施設の <u>操作及び管理</u> に必要な操作員の確保について定められていること。</p>	<p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、<u>その見直し</u>の頻度等について明確に定められていること。</p> <p>再処理規則第17条第1項 <u>第6号</u> <u>再処理施設の操作</u></p> <p>1. 再処理施設の <u>操作</u> に必要な操作員の確保について定められていること。</p>
<p>保安規定関連条文</p> <p>4 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、<u>改善</u>を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 技術本部長は、前項に定める必要な措置として第1項に基づく実施計画の変更を要すると判断した場合は、事業部長と協議する。</p> <p>(請負事業者等への保安教育)</p> <p>第122条 各課長は、請負事業者等に対し、再処理事業所において再処理施設に関する作業を行わせる場合(次項に定める場合を除く。)は、別表52の実施方針に基づき保安教育を実施する。</p> <p>ただし、請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。また、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立会う。</p> <p>2 運転部長及び管理担当課長は、所管する施設の操作に係る作業を請負事業者等に行わせる場合は、前条に準じて保安教育の実施計画を作成し、事業部長の承認を得た上で、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価(教育を省略する場合を含む。)を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 事業部長は、再処理安全委員会に<u>諮問した</u>後、前項の計画を承認する。</p> <p>4 運転部長及び各課長は、第1項及び第2項において、<u>「再処理事業所 再処理施設 保安規定運用要領」</u>に定める基準に基づき、保安教育の各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p>	<p>別表50 社員等への保安教育実施方針(その1)【省略】</p> <p>別表51 社員等への保安教育実施方針(その2)【省略】</p> <p>別表52 請負事業者等への保安教育実施方針【省略】</p> <p>—</p> <p>(操作員の確保)</p> <p>第24条 工場長は、再処理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。</p> <p>ただし、訓練のために再処理施設を操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で、<u>第4項に基づく訓練を受ける者が守るべき事項</u>を守らせる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 工場長は、再処理施設の操作に当たって別表2に定める人員を確保するとともに、操作に応じて必要な人員をそろえる。</p> <p>4 <u>事業部長は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に、第1項の訓練を</u></p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
旧	
<p>○ 再処理施設の操作及び管理に係る <u>社内</u> 規程類を作成することが定められていること。</p>	
<p>2. 再処理施設の操作及び管理に係る <u>組織内</u> 規程類を作成することが定められていること。</p>	<p><u>受ける者が守るべき事項を定める。</u></p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作（第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。）について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、<u>次の事項を手順書に定める。</u></p> <p>① <u>操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</u></p> <p>② <u>警報作動時の対応内容に関すること</u></p> <p>2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析について、分析試験の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。</p> <p>3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の <u>確認</u> を受ける。</p> <p>4 管理担当課長は、操作を行う際に目につきやすい場所に、別表4に定める核的制限値を表示する。</p> <p>5 統括当直長及び燃料管理課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等を複数の者に行わせる。また、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要ない分析を行う場合は、標準試験と逐次並行分析を行わせるとともに、測定を複数回行わせる。</p> <p>6 統括当直長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に係る溶液の移送手段を施錠し、開錠する場合は、当直長を含む複数の者に臨界防止に係る確認を行わせ、その結果を報告させた上で行う。</p> <p>7 統括当直長は、別表5に定める臨界警報装置が動作可能でないと判断した場合は、監視対象区域における核燃料物質の移動及び人の立入りを禁止する措置を講じる。</p> <p>ただし、保安上必要な場合を除く。</p> <p>8 統括当直長は、第3章（<u>第2節</u>は除く。）、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合（第56条第1項第3号に該当する場合は除く。）は、関連する設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(試験操作)</p> <p>第28条 各課長は、再処理施設に係る試験操作を行う場合（第30条の2に基づく場合は除く。）は、次の各号に定める事項を記載した試験操作計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 試験操作の目的</p> <p>(2) 試験操作の実施時期</p> <p>(3) 試験操作の実施体制</p> <p>(4) 試験操作の内容及び実施要領（保安上の措置を含む。）</p>
新	

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

(5) 異常時の措置

- 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。
- 3 第1項の課長は、第1項の承認を受けた計画に基づき試験操作を行った場合は、実施結果及びその評価を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。
- 4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
- 5 管理担当課長は、第1項の試験操作計画に基づき試験手順書を定める場合は、関連する設備の管理担当課長と協議するとともに、核燃料取扱主任者の確認を受けらる。

(再処理施設の使用計画)

- 第29条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、法第46条の4に基づく再処理施設の使用計画を作成し、事業部長の承認を得る。
- 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。
- 3 再処理計画部長は、第1項の計画の作成に当たり、次の事項を遵守する。

- (1) 使用済燃料集合体の年間受入れ量及び年間再処理量が別表6に定める値を超えない。
- (2) 使用済燃料集合体及び製品の貯蔵量が別表7に定める値を超えない。
- 4 統括当直長及び燃料管理課長は、第1項の承認を受けた計画に基づき、再処理施設の操作を行う。
- 5 技術課長は、年度終了後に第1項の計画に基づく再処理施設の使用の実績及びその評価について、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。
- 6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

(使用済燃料による総合試験に係る試験要領書等)

第30条の2 再処理工場に所属する管理担当課長は、使用済燃料による総合試験のため再処理施設の操作を行う場合は、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の各号に定める事項を記載した試験要領書を定める。

- (1) 試験目的
- (2) 試験の実施時期及び実施体制
- (3) 試験の内容及び実施要領（保安上の措置を含む。）
- (4) 試験前及び試験後に実施すべき措置
- (5) 異常時の措置

- 2 前項の管理担当課長は、前項の試験要領書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受けるとともに、複数の管理担当課長が所管する設備に係る試験において当該設備の管理を統括する部長（再処理工場全体に係る試験にあっては工場長）の

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

承認を得る。

3 第1項の管理担当課長は、第1項の試験要領書に基づき試験手順書を定める場合は、関連する設備の管理担当課長と協議するとともに、核燃料取扱主任者の確認を受ける。

(使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理)

第30条の3 管理担当課長は、使用済燃料による総合試験の操作において、所管する施設に関し、安全性に係る機能に係る不適合が発生した場合は、不適合の発生が想定されると判断した場合（これらの事態を本条において「不適合等」と記す。）は、不適合の識別、安全を確保するための措置を開始するとともに、5日以内（休日を除く。）に品質保証課長にその旨を連絡し、処置を担当する課長とともに的確かつ迅速に措置を完了するように努める。

なお、総合試験の各項目を終了した場合は、速やかに当該試験に対する不適合等が抽出されていることを確認する。

2 品質保証課長は、前項の連絡を受けた事項について、不適合に該当するか否か判断するとともに処置内容の妥当性を確認する。

なお、処置内容の妥当性の確認に当たっては、保守、安全、運転管理等の技術的能力を有する者から構成する不適合検討ワーキングの意見を聴取する。

3 第1項の処置を担当する課長は、別表7の3に定める安全上重要な施設の安全機能に係る不適合等である場合は、不適合等に対する処置方針（試験の中断を要した場合においては再開のために必要な措置を含む。）について事業部長の承認を得る。

4 事業部長は、前項の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。

なお、核燃料取扱主任者の確認に当たっては、安全管理部長が不適合等の分類、処置方針（設備の改造が必要な場合の設計の妥当性を含む。）及び水平展開の妥当性を確認する。

5 第1項の管理担当課長が所属する部の部長は、不適合の発生に伴い試験を中断した後、試験を再開する場合は、再開のために必要な措置が講じられていることを確認する。

6 管理担当課長は、総合試験の第1ステップ及び第2ステップの終了時に不適合等の処置状況を確認する。

(抽出塔への供給流量等)

第49条 分離課長は、抽出廃液受槽に移送する抽出廃液中のプルトニウム濃度の目標値を■mgPu/L以下として、分離施設の抽出塔に供給する溶解液及び有機溶媒の流量設定値の設定方法を定める。

2 分離課長は、前項の設定方法を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

3 統括当直長は、分離施設の抽出塔に溶解液を供給する場合は、第1項で定めた設定方法に基づく流量設定値により溶解液及び有機溶媒を供給する。

(追加)

3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。

(操作上の一般事項)

第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作（第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。）について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。

- ① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること
 - ② 警報作動時の対応内容に関すること
- 2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析について、分析試料の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。
- 3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。
- 4 管理担当課長は、操作を行う際に目につきやすい場所に、別表4に定める核的制限値を表示する。
- 5 統括当直長及び燃料管理課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等を複数の者に行わせる。また、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析を行う場合は、標準試料と逐次並行分析を行わせるとともに、測定を複数回行わせる。
- 6 統括当直長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に係る溶液の移送手段を施錠し、開錠する場合は、当直長を含む複数の者に臨界防止に係る確認を行わせ、その結果を報告させた上で行う。
- 7 統括当直長は、別表5に定める臨界警報装置が動作可能でないと判断した場合は、監視対象区域における核燃料物質の移動及び人の立入りを禁止する措置を講じる。ただし、保安上必要な場合を除く。
- 8 統括当直長は、第3章（第2節は除く。）、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合（第56条第1項第3号に該当する場合は除く。）は、関連する設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。

(安全上重要なインターロック等)

第32条 燃料管理課長は、別表9に定める「適用される状態」において、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

2 統括当直長は、別表9に定める「適用される状態」において、同表に定める前項以

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

外の安全上重要なインターロック等を「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(漏えい検知装置等)

第37条 統括当直長は、別表17に定める「適用される状態」において、漏えい検知装置等を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

2 統括当直長は、漏えい液希釈水供給槽液位低警報、漏えい液希釈液供給槽液位低警報及び純水中間貯槽水位低警報が作動した場合又は作動しない場合であっても作動すべき事態に至ったと判断される場合(別表17に定める「適用される状態」に該当しない場合は除く。)は、速やかに当該槽に純水等を供給し、警報を解除できる水位に回復させる。

(せん断・溶解を行う使用済燃料)

第40条 前処理課長は、せん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法について、次の各号の事項を定める。

(1) せん断・溶解を行う使用済燃料集合体の種類及び構造、照射前燃料最高濃縮度、第67条に基づき確定した使用済燃料の燃焼度、せん断を行うまでの冷却期間、溶解槽における質量制限並びに可溶性中性子吸収材の使用の要否

(2) 1日当たりせん断を行う使用済燃料の平均燃焼度

2 前処理課長は、前項の事項を定めるに当たっては、次の事項を遵守するとともに、核燃料取扱主任者の確認を受ける。

(1) せん断を行うまでの冷却期間を4年以上とする。

(2) 1日当たりせん断を行う使用済燃料の平均燃焼度を45,000MWd/t・U_{Pr}以下とする。

(3) 別図2に定める溶解槽における質量制限及び可溶性中性子吸収材の使用領域を遵守する。

(せん断・溶解)

第41条 統括当直長は、使用済燃料をせん断機に供給する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 使用済燃料は、燃料横転クレーンにより取り扱う。

(2) 燃料供給セル内に使用済燃料をつり上げた状態でバスケット搬送機を下降させる場合は、燃料供給セル入口のシャッタを閉じる。

2 統括当直長は、使用済燃料をせん断する場合は、次の事項を遵守する。

(1) せん断機内を不活性な雰囲気とするため、せん断機に窒素ガスを供給する。

(2) 前号を満足していないと判断した場合は、使用済燃料のせん断を停止する。

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

なお、本章第3節及び第4節、第4章並びに第6章において「満足していないと判断した場合」における「判断」は、巡視・点検その他の定期の確認において行うほか、判断すべき事項を満足しないおそれのある事態が発見された場合に行う。

3 統括当直長は、使用済燃料のせん断・溶解及びエンドピースの洗浄を行う場合は、次の事項を遵守する。

(1) 使用済燃料のせん断は、せん断機により1系列当たり1体ずつ行う。

(2) 前条で定めた使用済燃料であることを確認するとともに、前条の事項に基づき使用済燃料のせん断・溶解を行う。

(3) 溶解槽のバケツに新たな使用済燃料の燃料せん断片を装荷する場合は、装荷前のバケツに装荷する。

(4) 使用済燃料の溶解に使用する硝酸を硝酸調整槽から硝酸供給槽に移送する場合は、硝酸濃度が■N以上であることを分析により確認する。

(5) 可溶性中性子吸収材を用いる場合は、前号及び次号の硝酸中のガドリニウム濃度が溶解槽において0.7Gd/L以上となる濃度であることを分析により確認する。

(6) 溶解槽内の溶解液を排出した後新たに溶解を開始する場合は、溶解槽において■N以上となる濃度であることを分析により確認した硝酸を溶解槽に供給し、溶解槽を溶解液排出液位まで満たす。

(7) エンドピース酸洗浄槽内の洗浄液を排出した後に、新たにエンドピースのせん断を開始する場合は、硝酸濃度が■N以上であることを分析により確認した硝酸をエンドピース酸洗浄槽に供給し、エンドピース酸洗浄槽を洗浄液排出液位まで満たす。

(8) 可溶性中性子吸収材緊急供給槽内の溶液中のガドリニウム濃度が■gGd/L以上であることを分析により確認する。

(清澄・計量)

第42条 統括当直長は、清澄機に溶解液を供給する場合は、清澄機から不溶解残渣の排出が可能であることを確認する。

2 統括当直長は、清澄機のボウル部に捕集した不溶解残渣を不溶解残渣回収槽に排出する場合は、不溶解残渣を硝酸で洗浄し、洗浄に用いた硝酸をリサイクル槽に排出する。

3 統括当直長は、溶解液を計量後中間貯槽に移送する場合は、計量・調整槽において、ウラン濃度が300gU/L以下、プルトニウム濃度3.5gPu/L以下、ウランの濃縮度が1.6wt%以下及びプルトニウム-240重量比が17wt%以上であることを分析により確認する。

(プルトニウムを含む溶液の移送時の措置)

第43条 統括当直長は、別表20に定める機器からプルトニウムを含む溶液を移送する

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

場合は、移送する溶液中のプルトニウム濃度が同表に定める値以下であることを分析により確認する。

(抽出塔への供給流量等)

第49条 分離課長は、抽出廃液受槽に移送する抽出廃液中のプルトニウム濃度の目標値を■mgPu/L以下として、分離施設の抽出塔に供給する溶解液及び有機溶媒の流量設定値の設定方法を定める。

2 分離課長は、前項の設定方法を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。

3 統括当直長は、分離施設の抽出塔に溶解液を供給する場合は、第1項で定めた設定方法に基づく流量設定値により溶解液及び有機溶媒を供給する。

(プルトニウムを含む溶液の移送時の措置)

第50条 統括当直長は、別表22に定める機器からプルトニウムを含む溶液を移送する場合は、移送する溶液中のプルトニウム濃度が同表に定める値以下であることを分析により確認する。

2 統括当直長は、別表23に定める施設において使用済燃料の再処理を行う場合は、次の事項を遵守する。

(1) 別表23に定める機器から移送する溶液中のプルトニウム濃度が同表に定める値以下であることを分析により1日1回確認する。

(2) 前号を満足していないと判断した場合は、同表に定める値以下に回復させる措置を講じる。

(ウラン脱硝)

第53条 統括当直長は、ウラン脱硝設備において使用済燃料から分離したウラン酸化物粉末を取り扱う場合は、次の事項を遵守する。

(1) UO₃受槽及び規格外製品受槽からウラン酸化物粉末を払い出す場合は、それぞれウラン酸化物貯蔵容器及び規格外製品容器に充てんする。

(2) ウラン酸化物を充てんしたウラン酸化物貯蔵容器の移送は、充てん台車又は貯蔵容器クレーンにより行う。

(3) ウラン酸化物を充てんした規格外製品容器は、各粉末取扱室で1基ずつ取り扱う。また、ウラン酸化物を充てんした規格外製品容器の移送は1基ずつ行う。

(4) 規格外製品容器に充てんしたウラン酸化物の溶解は、UO₃溶解槽で行う。

(ウラン・プルトニウム混合脱硝)

第54条 統括当直長は、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備においてウラン及びプルトニウムを含む溶液又はMOX粉末を取り扱う場合は、次の事項を遵守する。

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- (1) ウラン及びプルトニウムを含む溶液を定量ポットに移送する場合は、混合槽においてウラン濃度に対するプルトニウム濃度比が 1.5 以下、プルトニウム濃度が 185gPu/L 以下であることを分析により確認する。
- (2) 前号の確認を終えた溶液を脱硝皿に供給する場合は、空気輸送の終了を確認した脱硝皿又は空の脱硝皿に定量ポット 1 容量分を供給する。
- (3) MOX 粉末を一時保管する場合は、粉碎機供給ホップ粉末排出機又はリワーク粉砕気送粉末排出機により MOX 粉末を保管容器に充てんし、保管ピットに収納する。
- (4) MOX 粉末を充てんした保管容器の移送は、保管容器移動装置又は保管昇降機により行う。
- (5) MOX 粉末を混合酸化物貯蔵容器に収納する場合は、粉末充てん機により MOX 粉末を粉末缶に充てんし、当該粉末缶を粉末缶払出装置により混合酸化物貯蔵容器に収納する。
- (6) MOX 粉末を収納した混合酸化物貯蔵容器の移送は、充てん台車又は搬送台車により行う。
- (7) 凝縮廃液受槽から凝縮廃液貯槽に溶液を移送する場合は、プルトニウム濃度が 6.3 g Pu/L 以下であることを分析により確認する。
- (8) 別表 24 に定めるグローブボックス内のプルトニウム量を同表に定める質量制限値以下とする。
- (分析設備におけるプルトニウムの取扱い)
- 第 55 条 統括当直長は、プルトニウムを含む試料の分析を行う場合は、分析済溶液及び分析残液を分析済溶液受槽又は分析残液受槽に移送するとともに、取り扱うプルトニウムの量を臨界に達するおそれのない量とする。
- 2 統括当直長は、別表 25 に定める機器からプルトニウムを含む溶液を移送する場合は、移送する溶液中のプルトニウム濃度が同表に定める値以下であることを分析により確認する。
- 3 統括当直長は、濃縮操作ボックス内及び抽出操作ボックス内のプルトニウム量をそれぞれ 359gPu 以下とする。
- (安全上重要な警報装置が作動した場合の措置等)
- 第 57 条 統括当直長は、別表 26 に定める安全上重要な警報装置が作動した場合又は作動しない場合であっても作動すべき事態に至ったと判断される場合は、同表に定める措置を講じる。
- 2 統括当直長及び燃料管理課長は、別表 9 に定めるインターロックが作動すべき事態に至ったと判断されるにもかかわらず作動しない場合は、事態の拡大を防止するため、当該インターロックの作動と同等の措置を講じる。

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

(漏えいを検知した場合の措置等)

第58条 統括当直長は、別表18に定める漏えい液受皿において漏えいを検知した場合は、速やかに次の措置を講じる。

- (1) 別表18の「適用される状態」に定める溶液の移送を停止する。
 - (2) 別表18に定める漏えいを回収する系統が設置された漏えい液受皿における漏えいの場合は、当該系統により漏えい液を回収する。
 - (3) プルトニウム精製設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備における漏えい以外の場合は、安全蒸気系を起動し、漏えい液を回収する。
- 2 統括当直長は、別表27に定める漏えい液受皿の溶液を同表に定める機器に移送する場合は、プルトニウム濃度が■mgPu/L以下であることを分析により確認する。
- 3 統括当直長は、分配塔セル、プルトニウム精製塔セル及び精製建屋一時貯留処理槽第1セルで有機溶媒が漏えいした場合は、漏えいした有機溶媒を回収する措置を講じる。

(臨界警報装置が作動した場合の措置)

第59条 統括当直長は、臨界警報装置が作動した場合は、直ちに別表5の監視対象区域から人を退避させる。

(使用済燃料の取出し等)

第66条 燃料管理課長は、輸送容器からの使用済燃料の取出し又は第67条に基づく確認を行う場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 輸送容器のふたの開放及び使用済燃料の取出しは、輸送容器を燃料取出しピットの間床上で防染バケツに収納した上で、下段床上につり降ろして行う。
- (2) 使用済燃料は、燃料取出し装置により、1台当たり1体ずつ取り扱う。
- (3) 第64条第1項に基づく確認を行った使用済燃料であることを確認する。
- (4) 前号の確認を終えた使用済燃料を仮置きする場合は、燃焼度計測前燃料仮置きラックに仮置きする。

(使用済燃料の燃焼度及び平均濃縮度の確認)

第67条 燃料管理課長は、使用済燃料を燃焼度計測後燃料仮置きラックに仮置きする前又は燃料貯蔵プールに移送する前に、燃焼度計測装置により使用済燃料の燃焼度及び平均濃縮度を確定し、使用済燃料の平均濃縮度が3.5wt%以下であることを確認する。

ただし、照射前の平均濃縮度が3.5wt%以下である使用済燃料の平均濃縮度の確認については、第64条に定める書類等による照射前の平均濃縮度の確認により代えることができる。

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

	<p>(使用済燃料の仮置き及び燃料移送水中台車による移送) 第 68 条 燃料管理課長は、前条の確認を終了した使用済燃料を燃料貯蔵プールに移送する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料を仮置きする場合は、燃焼度計測後燃料仮置きラックに収納する。 (2) 前条に基づき確定した平均濃縮度が 2.0wt% を超える使用済燃料及び輸送容器内で容器に収納された状態で輸送された使用済燃料は、燃焼度計測後燃料仮置きラックにおいて燃料収納缶に収納する。 (3) 使用済燃料は、燃料取出し装置又は燃料移送水中台車により取り扱う。</p> <p>2 燃料管理課長は、前項において使用済燃料を取り扱う場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料取出し装置により使用済燃料を取り扱う場合は、1 台当たり 1 体ずつ取り扱う。 (2) 燃料移送水中台車により燃料収納缶に収納した使用済燃料を取り扱う場合は、1 台当たり 1 体ずつ取り扱う。 (3) 燃料移送水中台車により前号以外の使用済燃料を取り扱う場合は、燃料移送水中台車にバスケットを積載して取り扱う。</p> <p>(使用済燃料の貯蔵等) 第 69 条 燃料管理課長は、使用済燃料を燃料貯蔵プールの燃料貯蔵ラックに収納する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料は、燃料取扱装置により、1 台当たり 1 体ずつ取り扱う。 (2) 燃料収納缶に収納した使用済燃料は、高残留濃縮度燃料貯蔵ラックに収納する。 (3) 前号以外の使用済燃料は、低残留濃縮度燃料貯蔵ラックに収納する。</p> <p>2 統括当直長は、燃料貯蔵プール等で使用済燃料の取扱い又は貯蔵を行う場合においては、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) プール水の品質を別表 31 に定める値に保つ。 (2) 前号を満足していないと判断した場合は、同表に定める値に回復させる措置を講じる。</p> <p>(チャンネルボックス・バーナブルボイゼン取扱ピットにおける使用済燃料の取扱 い) 第 70 条 燃料管理課長は、チャンネルボックス・バーナブルボイゼン取扱ピットにおいて使用済燃料を取り扱う場合は、燃料取扱装置により 1 体ずつ取り扱う。</p> <p>(使用済燃料の送出し) 第 71 条 燃料管理課長は、使用済燃料を燃料貯蔵プールから燃料送出しピットに移送する場合は、燃料取扱装置又は燃料移送水中台車を用いるとともに、次の事項を遵守する。</p>
--	---

再処理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
		<p>(1) 燃料取扱装置により使用済燃料を取り扱う場合は、1台当たり1体ずつ取り扱う。</p> <p>(2) 燃料移送水中台車により使用済燃料を取り扱う場合は、燃料移送水中台車上にバスケツトを積載して取り扱う。</p> <p>2 統括当直長は、使用済燃料を収納したバスケツトを燃料送出しピットからせん断処理施設に移送する場合は、バスケツト取扱装置又はバスケツト搬送機を用いるとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料を収納したバスケツトを仮置きする場合は、バスケツト仮置き架台に仮置きする。</p> <p>(2) バスケツト取扱装置により使用済燃料を収納したバスケツトをつり上げる場合は、バスケツトにふたを設置する。</p> <p>(ウラン酸化物の貯蔵)</p> <p>第72条 統括当直長は、ウラン酸化物を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) ウラン酸化物を収納したウラン酸化物貯蔵容器は、貯蔵バスケツトに収納し、ウラン酸化物貯蔵建屋の貯蔵室で貯蔵する。</p> <p>(2) ウラン酸化物貯蔵容器の移送は、移載クレーン若しくは貯蔵容器搬送台車により行うか、又は、貯蔵容器搬送台車に積載して昇降リフトにより行う。</p> <p>(3) ウラン酸化物貯蔵容器を収納した貯蔵バスケツトの移送は、貯蔵室クレーン若しくはバスケツト搬送台車により行うか、又は、バスケツト搬送台車に積載して昇降リフトにより行う。</p> <p>(ウラン・プルトニウム混合酸化物の貯蔵)</p> <p>第73条 統括当直長は、ウラン・プルトニウム混合酸化物を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) ウラン・プルトニウム混合酸化物を収納した混合酸化物貯蔵容器は、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールで貯蔵する。</p> <p>(2) ウラン・プルトニウム混合酸化物を収納した混合酸化物貯蔵容器の移送は、昇降機、貯蔵台車、貯蔵容器台車、移載機又は払出台車により行う。</p>
	<p><u>4. 操作員の引継時に実施すべき事項</u>について定められていること。</p> <p><u>5. 再処理設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項</u>について定められていること。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(引 継)</p> <p>第27条 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合は、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作(第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。)について、事前に目的、手順、操作の結果及び予想</p>
<p><u>○ 操作員の引継時に実施すべき事項、設備操作前に確認すべき事項及び地震・火災・有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等発生時に講ずべき措置</u>について定められていること(手順等への記載を含む)。</p> <p><u>(追加)</u></p>		

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。

- ① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること
- ② 警報作動時の対応内容に関すること

2 分析課長は、別表 4 に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析について、分析試料の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。

3 第 1 項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。

4 管理担当課長は、操作を行う際に目につきやすい場所に、別表 4 に定める核的制限値を表示する。

5 統括当直長及び燃料管理課長は、別表 4 に定める臨界防止に係る確認等を複数の者に行わせる。また、別表 4 に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析を行う場合は、標準試料と逐次並行分析を行わせるとともに、測定を複数回行わせる。

6 統括当直長は、別表 4 に定める臨界防止に係る確認等に係る溶液の移送手段を施錠し、開錠する場合は、当直長を含む複数の者に臨界防止に係る確認を行わせ、その結果を報告させた上で行う。

7 統括当直長は、別表 5 に定める臨界警報装置が動作可能でないと判断した場合は、監視対象区域における核燃料物質の移動及び人の立入りを禁止する措置を講じる。ただし、保安上必要な場合を除く。

8 統括当直長は、第 3 章（第 2 節は除く。）、第 4 章及び第 6 章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合（第 56 条第 1 項第 3 号に該当する場合は除く。）は、関連する設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。

（試験操作）

第 28 条 各課長は、再処理施設に係る試験操作を行う場合（第 30 条の 2 に基づく場合は除く。）は、次の各号に定める事項を記載した試験操作計画を作成し、事業部長の承認を得る。

- (1) 試験操作の目的
- (2) 試験操作の実施時期
- (3) 試験操作の実施体制
- (4) 試験操作の内容及び実施要領（保安上の措置を含む。）
- (5) 異常時の措置

2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。

3 第 1 項の課長は、第 1 項の承認を受けた計画に基づき試験操作を行った場合は、実施結果及びその評価を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。

4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

置を講じる。

5 管理担当課長は、第1項の試験操作計画に基づき試験手順書を定める場合は、関連する設備の管理担当課長と協議するとともに、核燃料取扱主任者の 確認 を受ける。

(設備に求められる状態の確認等に係る措置)

第39条 統括当直長及び各課長は、第25条に基づく巡視・点検、第74条に基づく点検、自主検査等及び第78条の定期事業者検査による確認の結果、別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を満足していないおそれがある場合、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置にあっては燃料管理課長に、また、その他の設備にあっては統括当直長に直ちに連絡する。

2 統括当直長及び燃料管理課長は、前項の確認の結果及び前項の確認以外で別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を満足しないおそれのある事態が発見された場合 並びに前項に基づく連絡を受けた場合 は、「設備に求められる状態」を満足しているかどうかの判断を行う。

3 統括当直長及び各課長は、予防安全を目的とした点検、工事等の作業を行うため、計画的に別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」外に移行する場合は、当該状態を満足しない場合とは見なさない。

4 統括当直長及び各課長は、別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を確認するために あらかじめ計画された試験及び 検査を実施している期間は、当該状態を満足していないと判断しなくともよい。

5 統括当直長及び燃料管理課長は、別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合、当該設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。

6 統括当直長及び燃料管理課長は、別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合において使用済燃料の再処理を停止する措置等を講じた後に、再度、当該措置を講じる前の状態に復帰する場合は、その原因に対して必要な措置が講じられていることを確認し、復帰について核燃料取扱主任者の確認を受けるとともに工場長の承認を得る。

(追加)
6. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。

有毒ガス発生時の措置については、経過措置期間に行う事業変更許可後に反映予定

(交流電源供給機能等喪失時の体制の整備)

第29条の2 防災業務課長は、交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。

(1) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

必要な要員の配置

- (2) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練
- (3) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車その他の資機材の配備

- 2 各職位は、前項の計画に基づき、必要な措置を講じる。
- 3 防災業務課長は、第1項の計画について、訓練及び活動の結果を年1回以上評価し、事業部長に報告する。
- 4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、**改善**を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

(地震・火災等発生時の措置)

第30条 管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。

- 2 各職位は、再処理施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、管理担当課長は、鎮火後所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。
- 3 防災業務課長は、初期消火活動のための体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。

- (1) 別表7の2に定める設備等及び初期消火活動に必要なその他の資機材の配備
- (2) 初期消火活動を行う10名以上の要員の常駐及び当該要員に対する火災発生時の通報連絡体制

- (3) 火災の早期発見のための第25条に基づく巡視・点検の体制及びあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合における火災の早期発見のための別表3に示す設備等の巡視・点検体制

- 4 各職位は、前項の計画に基づき必要な措置を講じる。
- 5 防災業務課長は、第3項の計画について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を年1回以上評価し、事業部長に報告する。
- 6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、**改善**を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
- 7 統括当直長及び燃料管理課長は、山火事、台風等が所管する施設に対し重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工場長に報告する。
- 8 工場長は、前項の報告を受けた場合は、事業部長及び核燃料取扱主任者と協議し、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等の措置を講じる。

(異常時の措置)

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>再処理規則第17条第1項第8号 再処理施設の操作の安全審査</p> <p>○ 再処理施設の保安に関する重要事項及び再処理施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>第56条 統括当直長及び燃料管理課長は、所管する業務において次の各号に該当すると判断した場合は、直ちに事態の把握に努め、その状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じる。</p> <p>(1) プール水冷却系、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備（貯蔵室からの排気系）、非常用所内電源系統、安全冷却水系（次号に定めるものは除く。）及び安全圧縮空気系が、それぞれ別表8、別表13、別表14、別表15、及び別表16に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合</p> <p>(2) 別表8、別表9、別表10、別表11、別表12、別表13、及び別表15において定める設備が運転不能又は動作不能と判断した場合</p> <p>ただし、同表において定める「適用される状態」に該当しない場合は除く。</p> <p>(3) 第3章（第2節は除く。）、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合</p> <p>ただし、当該規定に定められた措置を講じてその状態を解消した場合は除く。</p> <p>(4) 別表9において定める拡大防止及び影響緩和に係るインターロック等並びに別表18に定める漏えい検知装置が作動した場合又は作動しない場合であっても作動すべき事態に至ったと判断される場合</p> <p>(5) 閉じ込め機能の観点から安全上重要な施設としている機器及び系統から液体状又は固体状の核燃料物質が漏えいした場合</p> <p>2 前項の統括当直長及び燃料管理課長は、統括当直長にあっては異常に係る設備等に対する管理担当課長に、また、燃料管理課長にあっては統括当直長にそれぞれ通報するとともに、工場長及び核燃料取扱主任者に通報する。</p> <p>3 前項の管理担当課長は、統括当直長及び異常に関連する業務を担当する課長と協力して前項の事態の原因を調査し、再処理施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>
<p>再処理規則第17条第1項第8号 再処理施設の操作の安全審査</p> <p>○ 再処理施設の保安に関する重要事項及び再処理施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 再処理施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）</p> <p>(4) 第79条に基づき再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づき長期施設管理方針</p> <p>(5) 第124条に基づき定期的な評価の結果</p> <p>2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p>

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- (1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においてはその代理者）を出席させることができる。
- (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。
- (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。
- (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代理者の意見を尊重する。
- 4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代理者の意見を社長に報告する。
- 5 社長は、前項の報告を尊重する。
- 6 品質・保安会議は、再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。

(再処理安全委員会の審議事項、構成等)

第21条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安業務全体の観点から審議する。

- (1) 再処理の事業変更許可申請に関する事項
 - (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項
 - (3) この規定の変更
 - (4) この規定に基づく以下の計画
 - ① 試験操作計画
 - ② 再処理施設の使用計画
 - ③ 第5条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画
 - ④ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画
 - ⑤ 保安教育の実施計画
(削除)
 - ⑥ 再処理施設の定期的な評価の実施計画
 - (5) 第5条の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち
事業部長が定める規定
 - (6) 第79条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針
 - (7) 第124条第1項に基づく定期的な評価の結果
 - (8) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項
- 2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。
- 3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>再処理規則第17条第1項 <u>第9号</u> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p><u>○</u> 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p><u>○</u> 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p><u>○</u> 管理区域内において特別措置が必要な区域について <u>採るべき</u> 措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、<u>壁、その他</u> 人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p><u>○</u> 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p><u>○</u> 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p>再処理規則第17条第1項 <u>第7号</u> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p><u>1.</u> 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p><u>2.</u> 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p><u>3.</u> 管理区域内において特別措置が必要な区域について <u>講ずべき</u> 措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、<u>壁、その他</u> 人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p><u>4.</u> 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p><u>5.</u> 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>
<p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第21条の2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>	<p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、<u>委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）</u>を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を、審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。</p> <p>6 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重する。</p>
<p>再処理規則第17条第1項 <u>第9号</u> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p><u>○</u> 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p><u>○</u> 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p><u>○</u> 管理区域内において特別措置が必要な区域について <u>採るべき</u> 措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、<u>壁、その他</u> 人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p><u>○</u> 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p><u>○</u> 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p>第91条 (管理区域)</p> <p>第92条 (管理区域の区域区分)</p> <p>別表43 管理区域内の区分基準【省略】</p> <p>第93条 (管理区域内の特別措置)</p> <p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第95条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p>

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>○ 管理区域へ出入りする <u>所員</u> に遵守させるべき事項及び <u>それ</u> を遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行者により一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各職位は、作業 <u>ごと</u> に管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し承認を受ける。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線安全課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線安全課長は、立入承認を確認し一時立入者の指定を行うとともに、放射線管理課長に通知する。</p> <p>4 放射線安全課長は、第2項及び前項による指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>5 放射線安全課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域出入管理室を経由する。 ただし、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用する。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 管理区域用被服又は放射線安全課長が認めた被服を着用する。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 管理区域内で汚染のおそれのない区域以外の区域から汚染のおそれのない区域に移動する場合及び汚染のおそれのない区域以外の管理区域から管理区域外に退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認する。</p> <p>7 放射線安全課長は、前項の退出又は移動に当たって、退出又は移動する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表 49 に定める値を超えないような措置を講じる。</p> <p>(物品の移動)</p> <p>第104条 放射線安全課長は、管理区域内で汚染のおそれのない区域以外の区域から汚染のおそれのない区域に物品を移動する場合及び汚染のおそれのない区域以外の管理区域から管理区域外に物品を搬出する場合は、物品の表面密度が別表 49 に定める値を超えないことを確認する。</p>
<p>○ 管理区域から物品又は <u>核燃料物質等を搬搬する</u> 際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>7. 管理区域から物品又は <u>核燃料物質等の搬出及び運搬をする</u> 際に講ずべき事項が定められていること。</p>

(事業所において行われる運搬)

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
	<p>保安規定関連条文</p> <p>第105条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、再処理規則第14条に定める運搬に関する措置を<u>講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表49に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、<u>第1項の措置に替えて「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</u></p> <p>(事業所外への運搬)</p> <p>第106条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、<u>事業部長の承認を得る。</u></p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、<u>次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に適合する容器に封入して運搬すること。</p> <p>(2) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定める核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、<u>開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</u></p> <p>(4) A型輸送物については、<u>みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</u></p> <p>3 各課長は、<u>前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第3号を除く。）について放射線安全課長の確認を受ける。</u></p> <p>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。</p> <p>(2) 容器等の表面汚染密度が別表49に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) 容器等の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。</p>
<p><u>○</u> 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p><u>○</u> 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域</p>	<p>第96条（保全区域）</p> <p>別図4 保全区域図【省略】</p> <p>第97条（周辺監視区域）</p> <p><u>8.</u> 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p><u>9.</u> 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域</p>

再処理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	(規定の遵守)	
○ <u>協力企業</u> に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び <u>それ</u> を遵守させる措置が定められていること。	10. <u>役務を供給する事業者</u> に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び <u>これ</u> を遵守させる措置が定められていること。	第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員（以下「社員等」という。）は、再処理施設において再処理の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。	
		2 再処理事業部長（以下「事業部長」という。）は、再処理事業所に設置されている六ヶ所保障措置分析所（以下「保障措置分析所」という。）の使用者である公益財団法人核物質管理センター（以下「核管センター」という。）との間で取決めを締結し、核管センターにこの規定を遵守させなければならない。	
		3 事業部長及び技術本部長は、第1項及び前項以外の者に再処理施設において再処理の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。	
		なお、この規定において前項及び本項の者を「請負業者等」という。	
再処理規則第17条第1項 <u>第10号</u> 排気監視設備及び海洋放出監視設備	再処理規則第17条第1項 <u>第8号</u> 排気監視設備及び海洋放出監視設備	—	
○ <u>放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための設備の保守管理、放出量管理方法並びに排気中の放射性物質の濃度の測定項目及び頻度</u> が定められていること。 <u>(追加)</u>	1. <u>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法</u> が定められていること。 2. <u>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められているものを使用する方法においてよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものを使用する方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</u>	(海洋への放出)	第86条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性液体廃棄物を放出する場合は、海洋放出管の海洋放出から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が、平成27年原子力規制委員会告示第8号（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示）（以下「線量告示」という。）第8条に定める放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量限度を超えないようにする。 (2) 放射性物質の放出量が別表39に定める放出管理目標値を超えないようにする。 (3) 第1放出前貯槽及び第2放出前貯槽から同時に放出しない。
		2 放射線管理課長は、別表40に基づき放出する放射性液体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。	2 放射線管理課長は、別表40に基づき放出する放射性液体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。
		3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。	3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。
		別表39 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値【省略】	別表39 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値【省略】
		別表40 放射性液体廃棄物に係る測定項目及び測定頻度【省略】	別表40 放射性液体廃棄物に係る測定項目及び測定頻度【省略】
		(大気への放出)	(大気への放出)
		第88条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表41に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。	第88条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表41に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。
		(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないよう	(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないよう

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- にする。
- (2) 放射性物質の放出量が別表 42 に定める放出管理目標値を超えないようにする。
 - 2 放射線管理課長は、別表 41 に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。
 - 3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。

別表 41 放射性気体廃棄物に係る測定項目及び測定頻度【省略】

別表 42 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値【省略】

(放射線測定器類の管理)

第 102 条 放射線施設課長は、別表 47 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。

- 2 放射線施設課長は、別表 47 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。

別表 47 放射線測定器類【省略】

(施設管理計画)

第 74 条 再処理施設について再処理事業指定(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。

【中略】

7 施設管理の実施

- (1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。
- (2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第 75 条による設計管理、第 76 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第 77 条、第 78 条に従う。
- (3) 各課長及び統括当直長は、再処理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 25 条による巡視を定期的に行う。
- (4) 各職位は、施設管理の結果について記録する。

○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (削除)

再処理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>を満たすための設備の保守管理、放出管理方法並びに海洋放水中の放射性物質の量、濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>再処理規則第17条第1項第1号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。</p>	<p>再処理規則第17条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（<u>個人線量計の管理の方法を含む。</u>）が定められていること。</p>	<p>—</p> <p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第98条 放射線管理課長は、第95条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各職位は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表44に基づいて評価し、別表45に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表45に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者については、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、再処理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、再処理設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある再処理施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第110条の2第1項に基づき事業部長があらかじめ定められた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表45の2に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表45の3に基づいて評価し、別表45の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>別表44 放射線業務従事者に係る線量の評価項目及び頻度【省略】</p> <p>別表45 放射線業務従事者に係る線量限度【省略】</p> <p>別表45の2 緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量限度【省略】</p> <p>別表45の3 緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量の評価項目及び頻度【省略】</p> <p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第99条 統括当直長及び各課長は、第91条に定める通常人の立入りを禁止する区域若しくは第93条第1項各号に定める区域において作業を行う場合又は作業によって第93条第1項各号に定める場所が生じるおそれがある場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。</p>	

再処理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
		<p>2 放射線安全課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、前項の課長又は統括当直長に指導・助言を行う。</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第101条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表46に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、人の立入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。</p> <p>2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>別表46 管理区域における線量当量等の測定【省略】</p> <p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第102条 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p> <p>別表47 放射線測定器類【省略】</p> <p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第98条 放射線管理課長は、第95条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各職位は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表44に基づいて評価し、別表45に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表45に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者については、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、再処理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、再処理設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある再処理施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第110条の2第</p>
	<p><u>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable. 以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</u></p>	
	<p><u>(追加)</u></p>	

再処理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧		<p>1 項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表 45 の 2 に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表 45 の 3 に基づいて評価し、別表 45 の 2 に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p><u>(放射線管理に係る基本方針)</u> <u>第 89 条 再処理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p> <p>(海洋への放出)</p> <p>第 86 条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性液体廃棄物を放出する場合は、海洋放出管の海洋放出口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が、平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)（以下「線量告示」という。）第 8 条に定める放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量限度を超えないようにする。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表 39 に定める放出管理目標値を超えないようにする。</p> <p>(3) 第 1 放出前貯槽及び第 2 放出前貯槽から同時に放出しない。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表 40 に基づき放出する放射性液体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p> <p>(大気への放出)</p> <p>第 88 条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表 41 に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表 42 に定める放出管理目標値を超えないようにする。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表 41 に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p>
新		<p>3. 再処理規則第 9 条に <u>基づく</u>、<u>床</u>、<u>壁</u> 等の除染を実施すべき表面汚染</p> <p>(床、壁等の除染)</p>

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>密度の明確な基準が定められていること。</p>	<p>密度の明確な基準が定められていること。</p>
<p>○ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>	<p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>
<p>○ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第105条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、再処理規則第14条に定める運搬に関する措置を講じ、<u>運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表49に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、<u>第1項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</u></p>
<p>○ 核燃料物質等の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。</p>	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第106条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、<u>事業部長の承認を得る。</u></p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に適合する容器に封入して運搬すること。</p> <p>(2) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定める核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。</p>

再処理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、<u>同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。</u></p> <p>○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</p> <p>○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。</p>	<p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、<u>当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められているもよい。</u></p> <p>（削除）</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、<u>放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められているもよい。</u></p>	<p>3) L型輸送物については、<u>開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</u></p> <p>4) A型輸送物については、<u>みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</u></p> <p>3 各課長は、<u>前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第3号を除く。）について放射線安全課長の確認を受ける。</u></p> <p>(1) <u>容器等の表面における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。</u></p> <p>(2) <u>容器等の表面汚染密度が別表49に定める値を超えていないこと。</u></p> <p>(3) <u>容器等の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。</u></p>	<p>原子炉等規制法第61条の2の対象はない</p> <p>—</p> <p>（放射性廃棄物でない廃棄物）の管理）</p> <p>第81条の2 事業部長は、<u>「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」</u>において、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断し取り扱う場合の措置について、以下の事項を定める。</p> <p>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲は、汚染のおそれのない管理区域内又は汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域のうち第92条に基づきグリーン区域に区分した区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下本条において「資材等」という。）及び当該区域内において使用された工具類等（以下本条において「物品」という。）</p>

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
	<p>とす。</p> <p>(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等は、以下のとおりとする。</p> <p>① 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>② 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</p> <p>また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>③ 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>④ 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>⑤ 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断は、放射線安全課長が行う。</p> <p>(3) 「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、核燃料物質等により汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</p> <p>(管理区域)</p> <p>第91条 管理区域並びに管理区域のうち汚染のおそれのない区域及び通常人の立入りを禁止する区域は、別図3に示す区域とする。</p> <p>2 放射線安全課長は、前項以外の場所であって線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれがある場所が生じた場合は、核燃料取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得て一時的な管理区域として設定する。</p> <p>3 放射線安全課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、核燃料取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。</p> <p>4 放射線安全課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、人の出入口及び搬出入口付近に管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>5 放射線安全課長は、管理区域の設定又は解除の旨を所内の再処理の事業に関する業務を行う者に周知する。</p> <p>6 放射線安全課長は、第1項に定める通常人の立入りを禁止する区域においては、区画、</p>

○ 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。

9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。

再処理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
		<p>施設等により人の立入りを禁止する。</p> <p>(管理区域の区域区分)</p> <p>第92条 放射線安全課長は、前条の管理区域を別表43に従って区分する。</p> <p>(管理区域内の特別措置)</p> <p>第93条 放射線安全課長は、管理区域のうちグリーン区域又はイエロ区域であって次の各号に定める場所が生じた場合は、標識の掲示、柵、施設等の方法により他の場所と区分し、人の立入りを制限する。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第94条 放射線安全課長は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。</p> <p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第95条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各職位は、作業 <u>ごと</u> に管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し承認を受ける。</p> <p>3、4、5、6、7 (略)</p> <p>第99条 (作業に伴う放射線管理)</p> <p>第100条 (床、壁等の除染)</p> <p>(物品の移動)</p> <p>第104条 放射線安全課長は、管理区域内で汚染のおそれのない区域以外の区域から汚染のおそれのない区域に物品を移動する場合及び汚染のおそれのない区域以外の管理区域から管理区域外に物品を搬出する場合は、物品の表面密度が別表49に定める値を超えていないことを確認する。</p>	
再処理規則第17条第1項 <u>第12号</u> 放射線測定器の <u>管理等</u>	再処理規則第17条第1項 <u>第10号</u> 放射線測定器の <u>管理及び放射線測定の方法</u>		
○ <u>放出管理用計測器</u> について、 <u>計測器</u> の種類、所管箇所、数量及び <u>点検頻度</u> が定められていること。	<u>1. 放射線測定器 (放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)</u> の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方の		

再処理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧		
新	<p>法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p>	<p>海洋放出管の海洋放出から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が、平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号（核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示）（以下「線量告示」という。）第 8 条に定める放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量限度を超えないようにする。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表 39 に定める放出管理目標値を超えないようにする。</p> <p>(3) 第 1 放出前貯槽及び第 2 放出前貯槽から同時に放出しない。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表 40 に基づき放出する放射性液体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p> <p>（大気への放出）</p> <p>第 88 条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表 41 に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表 42 に定める放出管理目標値を超えないようにする。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表 41 に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p> <p>（線量当量等の測定）</p> <p>第 101 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 46 に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、人の立入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。</p> <p>2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>（放射線測定器類の管理）</p> <p>第 102 条 放射線施設課長は、別表 47 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線施設課長は、別表 47 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>
		別表 47 放射線測定器類【省略】

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
旧	
(追加)	
2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	<p>(施設管理計画)</p> <p>第74条 再処理施設について再処理事業指定(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【中略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次のa.～h.を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 再処理施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 再処理施設の巡視(再処理施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 前f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること</p> <p>h. 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>【中略】</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、再処理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p>

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>再処理規則第17条第1項第14号 再処理施設の施設定期自主検査 ○ 実施計画を定めて施設定期自主検査を行うことを定めていること。</p> <p>再処理規則第17条第1項第15号 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵等 ○ 事業所構内における核燃料物質の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。</p>	<p>再処理規則第17条第1項第11号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵（使用済燃料に係るものを含む。以下同じ。）に際して臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p>
<p>再処理規則第17条第1項 第76条 再処理施設について再処理事業指定（変更許可）を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【中略】</p> <p>7 施設管理の実施 (1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。 (2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第75条による設計管理、第76条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第77条、第78条に従う。 (3) 各課長及び統括当直長は、再処理施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第25条による巡視を定期的に行う。 (4) 各職位は、施設管理の結果について記録する。</p>	<p>施設定期検査に係る条項（第76条）を削除（定期事業者検査、施設管理計画に移行）</p> <p>（管理上の一般事項） 第63条 燃料管理課長は、使用済燃料の受入れ、貯蔵等を行う場合は、次の事項を遵守する。 (1) 別表7に定める最大貯蔵量を超えない。 (2) 別表28に定めるつり上げ高さの制限等を満足する。 (3) 前号を満足していないと判断した場合は、前号の制限等を満足させる措置を講じる。 2 統括当直長は、使用済燃料を収納したバスケットの取扱い、製品（ウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物）の貯蔵等を行う場合は、次の事項を遵守する。 (1) 別表7に定める最大貯蔵量を超えない。 (2) 別表28に定めるつり上げ高さの制限等を満足する。 (3) 前号を満足していないと判断した場合は、前号の制限等を満足させる措置を講じる。</p>

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- 3 燃料管理課長は使用済燃料貯蔵設備において、また、脱硝課長はウラン・酸化物貯蔵設備及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備において、それぞれ目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示する等、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」(以下「再処理規則」という。)第15条に基づき必要な措置を講じる。
- 4 各課長は、放射線計測、機器の校正等に用いる核燃料物質(使用済燃料、使用済燃料から分離された核燃料物質及びこれらと合わせて管理する核燃料物質並びに第5項及び第6項に定める核燃料物質は除く。)を取り扱う場合は、次の事項を遵守するとともに、取り扱う核燃料物質の種類及び量並びに保安上の措置について核燃料取扱主任者の確認を受けた上で、事業部長の承認を得る。
- (1) 核燃料物質の搬入前に、搬入元から必要な書類等の提供を受け、別表28の2に定める年間予定使用量を超えないことを確認する。
- (2) 核燃料物質の貯蔵は、施設又は立入制限の措置を講じた所定の貯蔵場所において行う。
- (3) 貯蔵場所の周辺を目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。
- 5 統括当直長は、模擬燃料集合体の燃料被覆管せん断片等を保管する場合は、容器に詰めた上でハル・エンドピース貯蔵建屋のハル・エンドピース搬送室において行う。
- 6 統括当直長は、酸化ウラン粉末として回収した劣化ウランを保管する場合は、容器に詰めた上で、ウラン酸化物貯蔵建屋の貯蔵室又はウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールにおいて行う。
- 7 前処理課長は第5項の保管場所において、また、脱硝課長は前項の保管場所において、それぞれだりに人の立入りができないように施設、区画等の措置を講じるとともに、保管場所の周辺を目につきやすい場所に保管上の注意事項を掲示する。
- (輸送容器の取扱い)
- 第65条 輸送技術課長は、再処理施設に使用済燃料を収納した輸送容器を搬入する場合は、法第59条第2項に基づき運搬確認証の写し等及び当該輸送容器の銘板により、次の事項を確認する。
- (1) 第64条第1項に基づく確認を行った使用済燃料が収納されている。
- (2) 輸送容器表面から1m離れた位置における線量当量率が $100\mu\text{Sv/h}$ を超えない。
- 2 燃料管理課長は、使用済燃料を収納した輸送容器を取り扱う場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン又は使用済燃料輸送容器移送台車を用いる。
- (2) 一時保管する場合は、使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫内の所定の保管位置で行う。
- 3 燃料管理課長は、輸送容器を移送する場合は、燃料仮置きピット上を通過しないよ

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

うにする。

(使用済燃料の貯蔵等)

第 69 条 燃料管理課長は、使用済燃料を燃料貯蔵プールの燃料貯蔵ラックに収納する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 使用済燃料は、燃料取扱装置により、1 台当たり 1 体ずつ取り扱う。
- (2) 燃料収納缶に収納した使用済燃料は、高残留濃縮燃料貯蔵ラックに収納する。
- (3) 前号以外の使用済燃料は、低残留濃縮燃料貯蔵ラックに収納する。

(ウラン酸化物の貯蔵)

第 72 条 統括当直長は、ウラン酸化物を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) ウラン酸化物を収納したウラン酸化物貯蔵容器は、貯蔵バスケットに収納し、ウラン酸化物貯蔵建屋の貯蔵室で貯蔵する。
- (2) ウラン酸化物貯蔵容器の移送は、移動クレーン若しくは貯蔵容器搬送台車により行うか、又は、貯蔵容器搬送台車に積載して昇降リフトにより行う。
- (3) ウラン酸化物貯蔵容器を収納した貯蔵バスケットの移送は、貯蔵室クレーン若しくはバスケット搬送台車により行うか、又は、バスケット搬送台車に積載して昇降リフトにより行う。

(ウラン・プルトニウム混合酸化物の貯蔵)

第 73 条 統括当直長は、ウラン・プルトニウム混合酸化物を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) ウラン・プルトニウム混合酸化物を収納した混合酸化物貯蔵容器は、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールで貯蔵する。
- (2) ウラン・プルトニウム混合酸化物を収納した混合酸化物貯蔵容器の移送は、昇降機、貯蔵台車、貯蔵容器台車、移載機又は払出台車により行う。

(事業所において行われる運搬)

第 105 条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、再処理規則第 14 条に定める運搬に関する措置を 講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。

2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表 49 に定める値を超えないことについて放射線安全課長の確認を受ける。

3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第 1 項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

(追加)

2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

保安規定関連条文

保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。

(事業所において行われる運搬)

第105条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、再処理規則第14条に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。

2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表49に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。

3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第1項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。

(事業所外への運搬)

第106条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。

2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。

(1) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に適合する容器に封入して運搬すること。

(2) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定める核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。

(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。

(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。

3 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第3号を除く。）について放射線安全課長の確認を受ける。

(1) 容器等の表面における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。

(2) 容器等の表面汚染密度が別表49に定める値を超えていないこと。

(3) 容器等の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>再処理規則第17条第1項 第16号 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>○ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>再処理規則第17条第1項 第12号 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2. <u>放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</u></p>
<p style="text-align: center;">保安規定関連条文</p> <p>—</p> <p>放射性液体廃棄物の固型化等の処理については、第83条、第84条にすでに定めている。 放射性廃棄物の事業所の外への廃棄は、現時点において実施しないため反映不要</p> <p>(放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等)</p> <p>第83条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において雑固体（せん断・溶解に伴い発生する雑固体であって第12項第5号に基づき保管廃棄する場合は除く。）が発生した場合は、当該雑固体を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、可燃性又は難燃性の雑固体においては、火災防護のために必要な措置を講じる。</p> <p>2 別表35の2に定める課長は、前項の雑固体の廃棄施設への搬出又は移送に当たって必要な措置を講じるために、当該雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合は、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、同表に定める場所に一時集積場所を設定し、その旨を周知する。</p> <p>設定に当たっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線安全課長と協議する。</p> <p>(1) 安全上重要な施設の機能を損なうおそれがない。</p> <p>(2) 放射線管理上の支障を及ぼさない。</p> <p>(3) 雑固体への延焼のおそれがある火災源が存在しない。また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。</p> <p>(4) 安全避難通路その他の保安上必要な通路の妨げにならない。</p> <p>(5) 前各号のほか、この規定に基づく措置に対して支障を及ぼさない。</p> <p>3 前項の課長は、一時集積場所において、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 一時集積場所を標識等により明確に区画するとともに、周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(2) 一時集積場所において可燃性又は難燃性の雑固体を保管する場合は、原則として金属製の容器に収納し、以下に該当する場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じる。</p> <p>① 金属製の容器への収納が検査、処理等の作業の支障となる場合</p> <p>② 雑固体が金属製の容器に収納できない大きさである場合</p> <p>(3) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(4) 前各号のほか、前項各号の状態を維持するために必要な措置を講じるとともに、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」を踏まえ、必要な安全対策を講じる。</p> <p>(5) 一時集積場所の設定が不要となった場合は、雑固体の搬出等が終了していることを確認した上で、設定を解除するとともにその旨を周知する。</p> <p>4 統括当直長は、毎日1回以上、一時集積場所における雑固体の保管状況を確認する。</p>	

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- 5 第2項の課長は、一時集積場所に保管した雑固体を選滞なく廃棄するため、次の各号に定める措置を講じる。
- (1) 第12項第4号の方法により廃棄する場合は、選滞なく雑固体の搬出に必要な措置を講じるとともに廃棄物管理課長に当該雑固体の引取りを依頼する。ただし、廃棄物管理課長が所管する雑固体を第12項第4号の方法により廃棄する場合は、選滞なく当該廃棄を行うために必要な措置を講じる。
- (2) 燃料管理課長が所管する雑固体を第8項の方法により廃棄する場合（廃棄物管理課長に引取りを依頼するものを除く。）は、選滞なく当該廃棄を行うために必要な措置を講じる。
- 6 前項第1号の依頼を受けた廃棄物管理課長は、輸送技術課長と協議の上、当該雑固体の運搬計画を作成する。
- 7 第5項第1号に基づき雑固体の引取りを依頼した課長は、前項の運搬計画に基づき雑固体を搬出する。
- 8 燃料管理課長は、使用済燃料の受入れ及び貯蔵において発生した第1項の雑固体をドラム缶等に詰めるとともに、低レベル廃液処理設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系で発生した低レベル濃縮廃液を低レベル濃縮廃液処理系でドラム缶内に固化し、それぞれ第1低レベル廃棄物貯蔵建屋の第1低レベル廃棄物貯蔵室又は第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の第4低レベル廃棄物貯蔵室に保管廃棄するほか、雑固体を詰めたドラム缶等については使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物の貯蔵室に保管廃棄するか、第5項第1号に基づき廃棄物管理課長に引取りを依頼する。
- ただし、低レベル濃縮廃液の固化に係る操作は統括当直長が行う。
- 9 燃料管理課長は、使用済燃料による総合試験において雑固体を廃棄する場合は、前項に基づき廃棄するか、第5項第1号に基づき廃棄物管理課長に引取りを依頼する。
- 10 燃料管理課長は、使用済燃料集合体から取り外したチャンネルボックス及びバーナブルポイズンをチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットの水中でそれぞれ第1チャンネルボックス・バーナブルポイズン切断装置により切断した後、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に搬出する。
- 11 廃棄物管理課長は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋で受け入れたチャンネルボックス及びバーナブルポイズンを、ピット水中でそれぞれ第2チャンネルボックス切断装置及び第2バーナブルポイズン切断装置により切断した後、収納容器に収納してドラム缶等に詰め、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の貯蔵室に保管廃棄する。
- 12 統括当直長は、放射性固体廃棄物（第8項及び前項に基づき燃料管理課長及び廃棄物管理課長が保管廃棄するものは除く。）を次の各号に基づき廃棄する。
- ただし、雑固体の圧縮減容に係る操作は廃棄物管理課長が行う。
- (1) 高レベル廃液処理設備からの高レベル濃縮廃液、アルカリ濃縮廃液、アルカリ洗

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

浄廃液及び不溶解残渣廃液は、高レベル廃液ガラス固化設備でほうけい酸ガラスによりガラス固化し、高レベル廃液ガラス固化建屋又は第1 ガラス固化体貯蔵建屋棟のガラス固化体貯蔵設備で保管廃棄する。

- (2) 低レベル廃液処理設備の第1 低レベル廃液処理系からの低レベル濃縮廃液は、低レベル濃縮廃液処理系で乾燥及び圧縮成型し、ドラム缶等に詰め、第2 低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2 低レベル廃棄物貯蔵室又はチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の貯蔵室に保管廃棄する。
- (3) 溶媒処理系からの廃溶媒は、廃溶媒処理系で熱分解及び圧縮成型し、ドラム缶等に詰め、第2 低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2 低レベル廃棄物貯蔵室又はチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の貯蔵室に保管廃棄する。
- (4) 第1 項の雑固体（第8 項の雑固体は除く。）は、雑固体廃棄物処理系において焼却し、廃溶媒処理系で圧縮成型した後ドラム缶等に詰めるか、雑固体廃棄物処理系において圧縮減容した後ドラム缶等に詰めるか、又はそのままドラム缶等に詰め、第2 低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2 低レベル廃棄物貯蔵室（使用済のよう素フィラはフィルタ貯蔵室）又はチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の貯蔵室に保管廃棄する。また、第8 項に基づき燃料管理課長から廃棄物管理課長が引き取ったドラム缶等は、第2 低レベル廃棄物貯蔵建屋の第11 貯蔵室、第12 貯蔵室又は第13 貯蔵室に保管廃棄する。

なお、第9 項に基づき燃料管理課長から廃棄物管理課長が引き取った雑固体は、雑固体廃棄物処理系において焼却し、廃溶媒処理系で圧縮成型した後ドラム缶等に詰めるか、雑固体廃棄物処理系において圧縮減容した後ドラム缶等に詰めるか、又はそのままドラム缶等に詰め、第2 低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2 低レベル廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。

- (5) ハル及びエンドピース並びにせん断・溶解に伴い発生する放射性固体廃棄物（第1 項に基づき雑固体として措置する場合は除く。）は、ドラムに詰めた後、ハル・エンドピース貯蔵建屋の貯蔵プールの水中で保管廃棄する。
 - (6) ハル・エンドピース貯蔵系及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系で発生した廃樹脂及び廃スラッジは、それぞれハル・エンドピース貯蔵建屋及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の廃樹脂貯蔵に保管廃棄する。
 - (7) 使用済燃料の受入れ及び貯蔵において発生した廃樹脂及び廃スラッジは、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の廃樹脂貯蔵に保管廃棄する。
- 13 燃料管理課長、廃棄物管理課長及び統括当直長は、それぞれ第8 項、第11 項及び前項に基づき放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等に、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第125 条に基づく記録と照合とができる整理番号を表示するほか、再処理規則第16 条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を **講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認する。**

14 放射性固体廃棄物を保管廃棄する設備の管理担当課長は、所管する設備に保管廃棄さ

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
	<p>保安規定関連条文</p> <p>れた放射性固体廃棄物の保管量を第125条に基づき記録により確認する。</p> <p>15 放射性固体廃棄物を保管廃棄する設備の管理担当課長は、所管する設備の周辺のためにつきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(高レベル廃液のガラス固化及びびガラス固化体の保管廃棄)</p> <p>第84条 ガラス固化課長は、ガラス固化に用いるガラス固化体容器が別表36を満たすことを確認する。</p> <p>2 統括当直長は、前条第12項第1号に基づきガラス固化を行う場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 高レベル廃液混合槽における放射性物質濃度の分析値、供給液槽からの高レベル廃液の移送量及び製造するガラス固化体の熔融ガラス重量の目標値に基づき算定されるガラス固化体1本当たりの発熱量が2.3kW以下になるようにする。</p> <p>(2) ガラス固化体をガラス固化体除染室に移送する前に、ふたを溶接する。</p> <p>(3) 別表37に基づきガラス固化体の検査を行う。</p> <p>3 統括当直長は、前条第12項第1号に基づきガラス固化体を保管廃棄する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) ガラス固化体貯蔵設備の収納管に収納する。</p> <p>(2) 収納管1本当たりのガラス固化体積み段数は、高レベル廃液ガラス固化建屋においては7段、第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟においては9段をそれぞれ超えない。</p> <p>(3) 収納管1本に収納するガラス固化体の前項第1号に基づき算出した発熱量(ただし熔融ガラス重量はガラス固化体重量の計測値に基づく。)の合計値が高レベル廃液ガラス固化建屋においては16.1kW以下、第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟においては20.7kW以下となるようにする。</p> <p>4 統括当直長は、第2項及び前項においてガラス固化体を移送する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 固化セル移送台車、固化セルパワーマニピレータ、ガラス固化体取扱ジブクレーン、除染装置(ガラス固化体のつり上げ機構)、ガラス固化体検査室天井クレーン、ガラス固化体検査室パワーマニピレータ、トレンチ移送台車、ガラス固化体受入れクレーン又は第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンを用いる。</p> <p>(2) 別表38に定めるつり上げ高さの制限を満足する。</p> <p>(3) 前号を満足していないと判断した場合、前号の制限を満足させる措置を講じる。</p>
<p>3. <u>放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)</u>に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>4. 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取</p>	<p>放射性固体廃棄物を事業所の外へ運搬については、現時点において実施しないため反映不要</p> <p>原子炉等規制法第61条の2の対象はない</p>

再処理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。</p> <p>なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</p> <p>○ <u>放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量、濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。</p> <p>なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>5. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等。ただし、海洋放出口周辺海域等に係るものを除く。）について定められていること。なお、第13号における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p><u>6. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>○ <u>原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取</u></p>	<p>（周辺監視区域）</p> <p>第97条 周辺監視区域は、別図5に示す区域とする。</p> <p>2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵又は周辺監視区域であることを示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p> <p>（環境監視）</p> <p>第103条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表48に定めるところにより測定する。</p> <p>2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第86条又は第88条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。</p> <p>3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第1項の測定結果又は第86条及び第88条の放射性物質の放出量に基づき評価する。</p> <p><u>（放射性廃棄物管理に係る基本方針）</u></p> <p><u>第81条 再処理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p> <p>（作業に伴う放射線管理）</p> <p>第99条 統括当直長及び各課長は、第91条に定める通常人の立ち入りを禁止する区域若しくは第93条第1項各号に定める区域において作業を行う場合又は作業によって第93条第1項各号に定める場所が生じるおそれがある場合は、作業の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。</p>	<p>—</p> <p>—</p>

再処理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30 原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20 原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。</p> <p>なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</p> <p>○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21 原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。</p>	<p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>		
<p>再処理規則第17条第1項 <u>第17号</u> 海洋放出口周辺海域等の放射線管理</p> <p>○ 放射性液体廃棄物の海洋放出の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量及び濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>再処理規則第17条第1項 <u>第13号</u> 海洋放出口周辺海域等の放射線管理</p> <p>1. 放射性液体廃棄物の海洋放出の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量及び濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>2. <u>海洋放出口周辺海域等に係る平常時の環境放射線モニタリングの表</u> <u>施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</u> <u>なお、第12号における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められているもよい。</u></p>	<p>（海洋への放出）</p> <p>第86条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性液体廃棄物を放出する場合は、海洋放出管の海洋放出口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が、平成27年原子力規制委員会告示第8号（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示）（以下「線量告示」という。）第8条に定める放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量限度を超えないようにする。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表39に定める放出管理目標値を超えないようにする。</p> <p>(3) 第1放出前貯槽及び第2放出前貯槽から同時に放出しない。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表40に基づき放出する放射性液体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p>	<p>別表39 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値【省略】</p> <p>別表40 放射性液体廃棄物に係る測定項目及び測定頻度【省略】</p> <p>（環境監視）</p> <p>第103条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表48に定めるところにより測定する。</p> <p>2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第86条又は第88条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。</p> <p>3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に</p>

再処理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
再処理規則第17条第1項第18号 非常の場合に採るべき処置 ○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	再処理規則第17条第1項第14号 非常の場合に講ずべき処置 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	起因する一般公衆の年間の線量を、第1項の測定結果又は第86条及び第88条の放射性物質の放出量に基づき評価する。 別表48 周辺監視区域等における線量当量等の測定【省略】	
再処理規則第17条第1項第18号 非常の場合に採るべき処置 ○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	再処理規則第17条第1項第14号 非常の場合に講ずべき処置 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	1 非常時対策組織 第109条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。 2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。 ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。 第110条（非常時要員） 第110条の2（緊急作業従事者） 第111条（非常時用器材の整備） 第112条（通報系統） 第113条（通報） 第114条（応急措置） 第115条（非常時体制の発令） 第116条（非常時対策活動） 第117条（非常時体制の解除） 第118条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置） 第119条（保障措置分析所に係る措置）	
○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。	2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	（操作上の一般事項） 第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作（第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。）について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。 ① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること ② 警報作動時の対応内容に関すること 2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析について、分析試料の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。 3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受けらる。	

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p> <p>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は <u>防災業務計画</u> によること が定められていること。<u>緊急事態が発生した場合、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>保安規定関連条文</p> <p>4 管理担当課長は、操作を行う際に目につきやすい場所に、別表4に定める核的制限値を表示する。</p> <p>5 統括当直長及び燃料管理課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認を複数の者に 行わせる。また、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析を行う場合は、 標準試料と逐次並行分析を行わせるとともに、測定を複数回行わせる。</p> <p>6 統括当直長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に係る溶液の移送手段を施錠 し、開錠する場合は、当直長を含む複数の者に臨界防止に係る確認を行わせ、その結 果を報告させ上で行う。</p> <p>7 統括当直長は、別表5に定める臨界警報装置が動作可能でないと判断した場合は、監 視対象区域における核燃料物質の移動及び人の立入りを禁止する措置を講じる。 ただし、保安上必要な場合を除く。</p> <p>8 統括当直長は、第3章（<u>第2節</u>は除く。）、第4章及び第6章に定める再処理施設 の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合（第56条第1項第3号に該当 する場合は除く。）は、関連する設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者 に報告する。</p> <p>（非常時器材の整備）</p> <p>第111条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定 器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>第112条（通報系統）</p> <p>第113条（通報）</p> <p>第119条（保障措置分析所に係る措置）</p> <p>（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）</p> <p>第118条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず 該措置を優先する。</p> <p>（応急措置）</p> <p>第114条 前条の統括当直長及び課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>（非常時体制の発令）</p> <p>第115条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制 を発令し、非常時対策組織を設置する。</p> <p>（非常時対策活動）</p> <p>第116条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第112条であ らかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。</p>

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>○ <u>次の各号</u>に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>1. 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を再処理事業者に書面で申し出た者であること。</p> <p>2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業員及び協力企業の従業員</u>は、<u>原子力災害対策特別措置法</u>第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は<u>同法同条</u>第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び<u>緊急作業</u>を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に<u>採る</u>べき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>	<p>6. <u>次</u>に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を再処理事業者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業員</u>は、<u>原子力災害対策特別措置法</u>第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は<u>同法同条</u>第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）<u>、緊急作業</u>を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に<u>講ず</u>べき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>
<p>○ <u>次の各号</u>に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>1. 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を再処理事業者に書面で申し出た者であること。</p> <p>2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、<u>原子力災害対策特別措置法</u>第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は<u>同法同条</u>第3項に規定する副原子力防災管理者</p> <p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第98条 放射線管理課長は、第95条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各職位は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表44に基づいて評価し、別表45に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表45に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者については、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、再処理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、再処理設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある再処理施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第110条の2第1項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表45の2に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表45の3に基づいて評価し、別表45の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。</p> <p>(緊急作業従事者)</p> <p>第110条の2 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。</p> <p>(1) 別表49の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表49の3に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、<u>原子力災害対策特別措置法</u>第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は<u>同法同条</u>第3項に規定する副原子力防災管理者</p> <p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第98条 放射線管理課長は、第95条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各職位は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表44に基づいて評価し、別表45に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表45に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者については、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、再処理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、再処理設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある再処理施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第110条の2第1項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表45の2に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表45の3に基づいて評価し、別表45の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>

保安規定関連条文

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
旧	新
<p>○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>○ 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p> <p>再処理規則第17条第1項第19号 初期消火活動のための体制の整備</p> <p>○ 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備、初期消火活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材の備え付け、初期消火活動のための体制の整備及びこれらの定期的な評価並びに評価結果に基づき必要な措置について、適切な内容が定められていること。</p> <p>○ 初期消火活動のための体制の整備に関する記載内容については、「原子炉施設等を設置した工場又は事業所における初期消火活動のための体制の整備に関する規定の解釈(内規)」(平成20・06・11原院第2号(平成20年6月20日原子力安全・保安院制定(NISA-131c-08-28)))のうち、再処理規則第12条の3及び第17条第1項第19号に係る事項に基づいていること。</p>	<p>(非常時対策活動)</p> <p>第116条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第112条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。</p> <p>2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。</p> <p>3 第98条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合には、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、再処理施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>(非常時体制の解除)</p> <p>第117条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。</p> <p>(非常時訓練)</p> <p>第123条 事業部長は、非常の場合に対処するための訓練を年1回以上実施する。</p>
<p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p> <p>再処理規則第17条第1項第15号 設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置</p> <p>1. 指定又は許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)</p> <p>① 重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。</p>	<p>既に定めている初期消火は改正再処理規則第12条(設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置)第1項を踏まえこのままとし新規制基準の反映時に見直す。</p> <p>(地震・火災等発生時の措置)</p> <p>第30条 管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 各職位は、再処理施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、管理担当課長は、鎮火後所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 防災業務課長は、初期消火活動のための体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 別表7の2に定める設備等及び初期消火活動に必要なその他の資機材の配備</p> <p>(2) 初期消火活動を行う10名以上の要員の常駐及び当該要員に対する火災発生時の通報連絡体制</p> <p>(3) 火災の早期発見のための第25条に基づく巡視・点検の体制及びあらかじめ定め</p>

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
	<p>② 重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。</p> <p>③ 重大事故等発生時における放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。</p> <p>④ ③に掲げるもののほか、重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること。</p> <p>⑦ 発生する有毒ガスからの操作員等の防護に関すること。</p> <p>ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>（2）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>（3）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</p> <p>（4）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>
<p>再処理規則第17条第1項第20号 重大事故発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ 重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）にお</p>	<p>た測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合における火災の早期発見のための別表3に示す設備等の巡視・点検体制</p> <p>4 各職位は、前項の計画に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5 防災業務課長は、第3項の計画について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を年1回以上評価し、事業部長に報告する。</p> <p>6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、<u>改善</u>を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>7 統括当直長及び燃料管理課長は、山火事、台風等が所管する施設に対し重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工場長に報告する。</p> <p>8 工場長は、前項の報告を受けた場合は、事業部長及び核燃料取扱主任者と協議し、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等の措置を講じる。</p> <p>第109条（非常時対策組織）</p> <p>第110条（非常時要員）</p> <p>第110条の2（緊急作業従事者）</p> <p>第111条（非常時用器材の整備）</p> <p>第112条（通報系統）</p> <p>第113条（通報）</p> <p>第114条（応急措置）</p> <p>第115条（非常時体制の発令）</p> <p>第116条（非常時対策活動）</p> <p>第117条（非常時体制の解除）</p> <p>第118条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）</p> <p>第119条（保障措置分析所に係る措置）</p> <p>-(新規制基準の反映時に反映)</p>

再処理施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

旧	新
<p>ける再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p>	
<p>1. 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2. 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。</p>	<p>(削除)</p>
<p>3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</p>	<p>(削除)</p>
<p>4. 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</p>	<p>(削除)</p>
<p>5. 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。</p>	<p>(削除)</p>
<p>一 重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。</p>	<p>(削除)</p>
<p>二 重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。</p>	<p>(削除)</p>
<p>三 重大事故等発生時における放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。</p>	<p>(削除)</p>
<p>四 重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること（前号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>(削除)</p>
<p>五 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>(削除)</p>
<p>六 重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること（前各号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>(削除)</p>
<p>七 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p>	<p>(削除)</p>
<p>6. 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>(削除)</p>
<p>7. 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</p>	<p>(削除)</p>
<p>○ 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第44条第1項に基づく事業指定申請書及び同添付書類又は法第44条の4第1</p>	<p>(削除)</p>

再処理施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

旧	新
<p><u>項に基づく事業指定変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p>	
<p><u>再処理規則第17条第1項第2号 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備</u></p>	(削除)
<p><u>○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p>	(削除)
<p><u>1. 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p>	(削除)
<p><u>2. 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p>	(削除)
<p><u>3. 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u></p>	(削除)
<p><u>4. 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p>	(削除)
<p><u>5. 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。</u></p>	(削除)
<p><u>一 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p>	(削除)
<p><u>二 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p>	(削除)
<p><u>三 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p>	(削除)
<p><u>6. 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p>	(削除)
<p><u>7. 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</u></p>	(削除)
<p><u>○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第44条第1項に基づく事業指定申請書及び同添付書類又は法第44条の4第1項に基づく事業指定変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。</u></p>	(削除)
<p>再処理規則第17条第1項 第2号 記録及び報告</p>	<p>再処理規則第17条第1項 第16号 記録及び報告</p>

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>○ 再処理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められている <u>ことが求められる。</u></p>	<p>1. 再処理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められている <u>こと。</u></p>
<p>○ 再処理規則第8条に定める記録について、その記録の <u>管理</u> が定められている <u>こと。</u> (<u>計量管理規定で定めるものを除く。</u>)</p>	<p>2. 再処理規則第8条に定める記録について、その記録の <u>管理に関すること</u> (<u>計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。</u>) が定められている <u>こと。</u></p>
<p>○ 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>○ 特に、再処理規則第19条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>○ 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>3. 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、再処理規則第19条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>
<p>保安規定関連条文</p>	
<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【中略】</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。</p> <p>(記録)</p> <p>第125条 各職位は、別表53に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>別表53 保安に関する記録【省略】</p> <p>(記録)</p> <p>第125条 各職位は、別表53に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>別表53 保安に関する記録【省略】</p> <p>(報告)</p> <p>第126条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において次の各号に該当すると判断した場合、その旨を直ちに工場長、核燃料取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物について、第86条別表39の放出管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(2) 放射性気体廃棄物について、第88条別表42の放出管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(3) 線量当量等に異常が認められた場合</p> <p>(4) 非常事態 <u>又は</u> 非常事態に発展するおそれがある場合</p> <p>(5) その他、再処理規則第19条の16に定める事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合</p> <p>2 前項の報告を受けた連絡責任者は、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	

再処理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
	<p>再処理規則第17条第1項第17号 再処理施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7 (令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p>	<p>3 第1項の報告を受けた工場長は、その旨を直ちに事業部長に報告する。</p> <p>4 事業部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨を直ちに社長に報告する。</p>	<p>3 第1項の報告を受けた工場長は、その旨を直ちに事業部長に報告する。</p> <p>4 事業部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨を直ちに社長に報告する。</p>
			<p>(施設管理計画)</p> <p>第74条 再処理施設について再処理事業指定(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p>
			<p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第79条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2 保全プログラムの策定</p> <p>各職位は、1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3 保全対象範囲の策定</p> <p>管理担当課長は、再処理施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。</p> <p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>4.1 保全重要度の設定</p> <p>管理担当課長は、3の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)を設定する。</p> <p>(1) 機器の保全重要度は、再処理施設の安全性を確保するため、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「事業指定基準規則」という。))に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経路等を考慮することがで</p>

保安規定関連条文

きる。

(2) 構築物の保安重要度は、(1)に基づき設定する。

(3) 次項以降の保安活動は重要度に応じた管理を行う。

4.2 設計及び工事の重要度の設定

(1) 設計及び工事を実施する各職位は、再処理施設の安全性を確保するため、事業指定基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。

(2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。

5 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視

(1) 保安技術課長は、保安の有効性を監視、評価するために保安活動管理指標を設定する。

(2) 保安技術課長は、前号の保安活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。

(3) 保安技術課長は、再処理施設又は系統の供用開始（供用とは、施設又は系統の機能が要求される状態をいう。）までに、保安活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。

(4) 保安技術課長は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。

6 施設管理実施計画の策定

(1) 技術課長は、3の保安対象範囲に対して実施する保安活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次のa.～h.を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。

a. 施設管理実施計画の始期及び期間

b. 再処理施設の設計及び工事の計画

c. 再処理施設の巡視（再処理施設の保安のために実施するものに限る。）

d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）

e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

f. 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法

g. 前f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること

h. 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること

(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保安の有効性評価の結果

保安規定関連条文

を考慮する。

- a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験
- b. 使用環境及び設置環境
- c. 劣化、故障モード
- d. 機器の構造等の設計的知見
- e. 科学的知見

(3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での再処理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。

6.1 点検計画の策定

(1) 保修担当課長は、再処理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。

(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。

a. 予防保全

- ① 時間基準保全
- ② 状態基準保全
- b. 事後保全

(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。

a. 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

① 点検の具体的方法

② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準

③ 実施頻度

④ 実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使用した状態監視データ採取、状態監視として巡視、点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

b. 状態基準保全

① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。

i) 状態監視データの具体的採取方法

ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準

保安規定関連条文

<p>iii) <u>状態監視データ採取頻度</u></p> <p>iv) <u>実施時期</u></p> <p>v) <u>機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</u></p> <p>② <u>巡視、点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>i) <u>巡視、点検の具体的方法</u></p> <p>ii) <u>構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>iii) <u>実施頻度</u></p> <p>iv) <u>実施時期</u></p> <p>v) <u>機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</u></p> <p>③ <u>定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>i) <u>定例試験の具体的方法</u></p> <p>ii) <u>構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>iii) <u>実施頻度</u></p> <p>iv) <u>実施時期</u></p> <p>v) <u>機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</u></p> <p>c. <u>事後保全</u></p> <p><u>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</u></p> <p>(4) <u>管理担当課長又は係担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第 78 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>定期事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c. <u>定期事業者検査の実施時期</u></p> <p>6.2 <u>設計及び工事の計画の策定</u></p> <p>(1) <u>設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き^{第1}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) <u>設計及び工事を行う各職位は、再処理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) <u>設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定</u></p>	
---	--

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

<p>の機能を発揮しうる状態にあることを、第 77 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. <u>使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c. <u>使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</u></p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、法 第 44 条の 4（変更の許可及び届出等）、第 45 条（設計及び工事の計画の認可）、及び第 46 条第 3 項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 <u>特別な保全計画の策定</u></p> <p>(1) <u>保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として再処理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>点検の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c. <u>点検の実施時期</u></p> <p>7 <u>施設管理の実施</u></p> <p>(1) <u>施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</u></p> <p>(2) <u>施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第 75 条による設計管理、第 76 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第 77 条、第 78 条に従う。</u></p> <p>(3) <u>各課長及び統括当直長は、再処理施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 25 条による巡視を定期的に行う。</u></p> <p>(4) <u>各職位は、施設管理の結果について記録する。</u></p> <p>8 <u>施設管理の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) <u>施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮し</u></p>
--

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

うる状態にあることを、所定の時期^{※2}までに確認・評価し、記録する。

(2) 施設管理を実施した各職位は、再処理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。

(3) 各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定められたプロセスに基づき、保安が実施されていることを、所定の時期^{※2}までに確認・評価し、記録する。

※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された工事、点検等の完了時をいう。

9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置

(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。

a. 保安を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合

b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定められたプロセスに基づき、保安が実施されていることが確認・評価できない場合

(2) 各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。

(3) 各職位は、(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。

10 保安の有効性評価

保修担当課長は、保安活動から得られた情報等から、保安の有効性を評価し、保安が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(1) 保修担当課長は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保安の有効性を評価する。なお、保安の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。

a. 保安活動管理指標の監視結果

b. 保安データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績

c. トラブル等運転経験

d. 経年劣化に関する技術的な評価

e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ

f. リスク情報、科学的知見

(2) 保修担当課長は、保安の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保安方式を変更する場合は、6.1に基づき保安方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保安重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。

a. 点検及び取替結果の評価

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- b. 劣化トレンドによる評価
 - c. 類似機器等のベンチマークによる評価
 - d. 研究成果等による評価
- (3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。

11 施設管理の有効性評価

(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(2) 各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。

12 構成管理

施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。

a. 設計要件（第5条 7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第75条で実施する設計に対する要求事項をいう。）

b. 施設構成情報（「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）

c. 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）

13 情報共有

6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき、点検等を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第5条 7.4に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。

(設計管理)

第75条 各職位は、再処理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。

2 各職位は、第1項において第5条 7.3の適用の対象と判断した場合、第5条 7.3に従って設計を実施する。

なお、本条に基づき実施する第5条 7.3の設計開発には、施設管理の結果から得

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第77条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。

(作業管理)

第76条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。

2 各職位は、再処理施設の点検及び工事を行う場合、再処理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。

(1) 他の再処理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止

(2) 供用中の再処理施設に対する悪影響の防止

(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取

(4) 作業工程の管理

(5) 使用開始までの作業対象設備の管理

(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理

(7) 第7章に基づく放射線管理

3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。

(1) 第56条第1項に該当する場合に行う補修

(2) 再処理施設の改造（設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る）

4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。

ただし、第56条第1項第1号に掲げる設備以外の設備において別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を逸脱せずに作業を実施する場合及び別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を確認するためあらかじめ計画された試験及び検査を第26条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。

(1) 作業の目的

(2) 作業を行う設備等

(3) 作業工程

(4) 作業実施体制

(5) 作業の内容及び保安上必要な措置

5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第5条 7.3 適用の対象と判断した工事については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の承認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- 6 統括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした作業を実施するため別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」外に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。
- 7 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長及び統括当直長に通知する。
- 8 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。
- 9 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

(使用前事業者検査の実施)

- 第77条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事ごたり、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。
- 2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。
 - 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。
 - (1) 検査の実施体制を構築する。
 - (2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。
 - (3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。
 - ① 設工認に従って行われたものであること。
 - ② 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。
 - (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。
- ※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査要領書を定める。
- ① 構造、強度及びび漏えいを確認するために十分な方法
 - ② 機能及び性能を確認するために十分な方法
 - ③ その他設置又は変更の工事がある設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法
- 4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。この

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

とき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。

- (1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者
- (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者
- (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者
- 5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。
- 6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。
- 7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。
- 8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。
- 9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。

(定期事業者検査の実施)

第78条 事業者部長は、再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。

2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。

3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。

- (1) 検査の実施体制を構築する。
- (2) 検査要領書を定め、検査を実施する。
- (3) 検査対象の再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。

(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。

※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。

- ① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
- ② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法
- ③ 設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- 4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。
- (1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の点検、補修を実施した組織とは別の組織の者
 - (2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者
 - (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者
- 5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。
- 6 保修担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。
- 7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。
- 8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。
- 9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。

(巡視・点検)

第25条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第74条に定める観点を含めて行う。

2. 再処理施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、再処理施設の経年劣化は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」(平成20・05・14 原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))等を参考とし、再処理規則第11条の2に規定された再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。

(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)

- 第79条 保全技術課長は、事業開始後20年を経過する日までに、再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。
- 2 保全技術課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。
- 3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。
- 4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。
- 5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。
- 6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、再処理施設の保全のため有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。
- 7 事業部長は、前項の評価の結果及びこれに基づき長期施設管理方針の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。
- 8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は添

再処理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
	<p>3. 事業を開始した日以後20年を経過した再処理施設については、長期施設管理方針が定められていること。</p>	<p>付1に示すものとする。</p> <p>添付1 長期施設管理方針 (第79条関連)</p> <p>再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針 (始期：2019年11月29日、適用期間：10年間)</p> <p>高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし</p>
	<p>4. 再処理規則第17条第1項第17号に掲げる再処理施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(再処理規則第11条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に再処理規則第11条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。</p>	<p>保安規定の申請書に係る規定であり、保安規定自体へは反映不要(PLMによる計画を長期施設管理方針とみなす経過措置が事業規則に定められており、今回の変更申請は策定、変更に該当しない)</p>
	<p>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」等を参考として記載されていること。</p>	<p>第79条(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価)にて定める実施計画書に当該ガイドを参考とする旨を記載。</p>
	<p>6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第77条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>① 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>② 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p>

再処理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。
- ※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査要領書を定める。
- ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
 ② 機能及び性能を確認するために十分な方法
 ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法
- 4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。
- (1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者
- (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者
- (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者の供給者
- 5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。
- 6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。
- 7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。
- 8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。
- 9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。
- (定期事業者検査の実施)**
- 第78条 事業者部長は、再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。
- 2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。
- 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。
- (1) 検査の実施体制を構築する。
 (2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。
 (3) 検査対象の再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
	<p>(4) <u>検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p>※1 <u>施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p>① <u>開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</u></p> <p>② <u>試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</u></p> <p>③ <u>設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</u></p> <p>4 <u>検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p>(1) <u>第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の点検、補修を実施した組織とは別の組織の者</u></p> <p>(2) <u>検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</u></p> <p>5 <u>検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要性に応じ、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p>6 <u>保修担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p>7 <u>事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p>8 <u>各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p>9 <u>事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</u></p>
<p><u>再処理規則第17条第1項第23号 再処理施設の定期的な評価</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>“経年変化に関する技術的な評価”は、第5章 施設管理（第80条（再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針））に移行（「再処理施設の定期的な評価」は、従前の経過措置によりしゅん工まで継続実施（第124条））</p> <p>再処理施設の定期的な評価（経年劣化に係る技術的な評価）は、第79条（再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）に移行する。</p> <p>また、再処理施設の定期的な評価（保安活動の実施状況、保安活動への最新の技術的知見の反映状況）については、法令としては削除されているが、新規性基準適合確認が完了するまでは実施する必要があるため、保安規定からは削除しない。</p> <p>(再処理施設の定期的な評価)</p>
<p><u>再処理規則第17条第1項第23号 再処理施設の定期的な評価</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>○ <u>再処理施設の定期的な評価（経年劣化に係る技術的な評価）に関しては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NIS A-181a-08-1））及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））を参考とし、再処理規則第16条の2第1項に規定された再処</u></p>

再処理施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p>	<p>第124条 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 再処理施設における保安活動の実施状況 (2) 再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況 <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を受ける。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第4項の評価結果の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p>
<p>再処理規則第17条第1項第24号 技術情報の共有</p> <p>○ メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の再処理事業者と共有し、自らの再処理施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>再処理規則第17条第1項第18号 技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の再処理事業者と共有し、自らの再処理施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>
<p>再処理規則第17条第1項第25号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>○ 再処理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>○ 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。</p>	<p>再処理規則第17条第1項第19号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 再処理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>

保安規定関連条文

<p>第124条 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 再処理施設における保安活動の実施状況 (2) 再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況 <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を受ける。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第4項の評価結果の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>—</p> <p>【施設管理計画】</p> <p>第74条 再処理施設について再処理事業指定（変更許可）を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【中略】</p> <p>13 情報共有</p> <p>6 の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」に基づき、点検等を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第5条 7.4 に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。</p>
<p>—</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【中略】</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認さ</p>	<p>—</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【中略】</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認さ</p>

再処理施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

旧	新
<p>再処理規則第17条第1項第26号 その他必要な事項</p> <p>○ 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、再処理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>○ 再処理事業者が、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第50条第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</p>	<p>再処理規則第17条第1項第20号 その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、再処理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>
<p>再処理規則第17条第1項第26号 その他必要な事項</p> <p>○ 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、再処理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>○ 再処理事業者が、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第50条第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</p>	<p>再処理規則第17条第1項第20号 その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、再処理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>
	<p>れた機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていること(いう。)</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム要則」に定める。「(不適合の処理に係る管理)」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という)。</p> <p>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>
	<p>—</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第50条第1項の規定に基づき、再処理事業所再処理施設(以下「再処理施設」という。)に係る保安に関する事項を定め、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規定は、再処理施設の保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>ただし、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く再処理施設における使用済燃料等の取扱いは、使用済燃料による総合試験に係るものに限る。</p> <p>(事業者対応方針等の履行)</p> <p>第4条の2 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針</p>

再処理施設における保安規定審査基準	
旧	新
<p>○ 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、使用済燃料の再処理による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</p>	<p>保安規定関連条文</p> <p>、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」（平成29年法律第15号）による改正前の法 第50条第5項の規定に基づき原子力規制委員会が行った 検査（以下「保安検査」という。）での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を <u>第5条に定める品質マネジメントシステム計画</u>に基づき実施させる。</p> <p>なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。</p> <p>2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。</p> <p>ALARAについては、第6章放射性廃棄物管理及び第7章放射線管理に記載している</p>

廃棄物管理施設保安規定審査基準との整合性について

廃棄物管理施設における保安規定の審査基準と廃棄物管理施設保安規定変更内容の整理表

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>廃棄物管理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第51条の1第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「廃棄物管理規則」という。）</u>第34条第1項において規定されている<u>各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする廃棄物管理事業者は、<u>廃棄物管理規則</u>第34条第1項において規定されている<u>各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、廃棄物管理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の1第18第2項に定める認可要件である「<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染されたものによる災害の防止上十分でない</u>と認められないこと」を確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>廃棄物管理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第51条の1第1項の規定</u>に基づき、事業ごとに保安規定を定め、<u>廃棄物管理施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会</u>の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする廃棄物管理事業者は、<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「廃棄物管理規則」という。）</u>第34条第1項各号において規定されている<u>事項</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、廃棄物管理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の1第18第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子炉等規制法第51条の2第1項若しくは第51条の5第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでない</u>と認められないこと ・<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でない</u>ものであると認められないこと <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めなくても災害の防止上支障がない</u>かつ、<u>これらをその段階で定めなくても災害の防止上支障がない</u>事項が存在することから、<u>放射性廃棄物を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</u></p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p><u>1.</u> 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む）</p>	<p>(手続きに関する事項であり、保安規定に反映不要)</p>	<p>凡例</p> <p>■ : 現時点で補正予定の条文</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p><u>○</u> 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む）</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p><u>1.</u> 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む）</p>	<p>—</p> <p>(規定の遵守)</p>	

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>旧</p> <p>む。) に関することについては、保安規定に <u>基づき</u>、要領書、<u>作業手順書</u>、その他保安に関する文書に応じて定めることと、これを <u>遵守し</u>、<u>その位置付け</u> が明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>新</p> <p>む。) に関することについては、保安規定に <u>基づき</u>、要領書、<u>手順書</u>、その他保安に関する文書に応じて定めるとともに、これを <u>遵守すること</u>が定められていること。<u>また、これらの文書の位置付け</u> が明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>
<p>【中略】</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>【中略】</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。</p> <p>a. 品質方針及び品質目標</p> <p>b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」</p> <p>c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書</p> <p>d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの適用範囲</p>	<p>第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員は、廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行う場合には、この規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 再処理事業部長（以下「事業部長」という。）及び技術本部長は、請負事業者等に廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上。）</p> <p><u>第3条の2</u> 社長は、保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を <u>第3条の4</u> に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。</p> <p>2 <u>各職位</u>（この規定において「各職位」とは、<u>第4条</u>に示す組織における課長以上の者をいう。）は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p> <p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p><u>第3条の4</u> 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【中略】</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>【中略】</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。</p> <p>a. 品質方針及び品質目標</p> <p>b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」</p> <p>c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書</p> <p>d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの適用範囲</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
旧	新
<p>○ 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 e. プロセスの相互の関係</p> <p>(規定の遵守) 第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員は、廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行う場合には、この規定を遵守しなければならない。 2 再処理事業部長（以下「事業部長」という。）及び技術本部長は、請負事業者等に廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上) 第3条の2 社長は、保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第3条の4に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。 2 各職位（この規定において「各職位」とは、第4条に示す組織における課長以上の者をいう。）は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p> <p>（品質マネジメントシステム計画） 第3条の4 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【中略】 5 経営責任者等の責任 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことよって実証する。 a. 品質方針を定めること。 b. 品質目標が定められているようにすること。 c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようなこと。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようなこと」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	新	保安規定関連条文
旧	新	
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第2号 安全文化醸成のための体制</u></p> <p>○ 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する<u>ことについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p> <p>○ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第3条の4の3（安全文化の醸成） 削除</u></p> <p><u>（第3条の4（品質マネジメントシステム計画）において安全文化の育成を品質マネジメントシステムの中で実施していくことを規定）</u></p>
<p><u>廃棄物管理規則第37条第1項 第3号 廃棄物管理施設の品質保証</u></p> <p>○ 「<u>核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2から第7条の2の8、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の3から第8条の9等の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4 1 1 1-2 0 0 9）」の取扱いについて（内規）」（平成22・03・03原院第1号（平成22年3月17日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 8 1 c - 1 0 - 1、N I S A - 1 9 1 c - 1 0 - 1、N I S A - 3 1 4 c - 1 0 - 1））において認められたJ E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。</u></p> <p>○ <u>品質保証に関する記載内容については、「廃棄物管理施設の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成21・02・12原院第7号（平成21年3月2日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 9 3 a - 0 9 - 1））を参考として記載していること。</u></p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項 第2号 品質マネジメントシステム</u></p> <p>1. <u>品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要ない体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</u></p> <p>2. <u>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、廃棄物管理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしており、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</u></p> <p>3. <u>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</u></p> <p>4. <u>手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するためには、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされ</u></p>	<p><u>（品質マネジメントシステム計画）</u></p> <p><u>第3条の4 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</u></p> <p>1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、<u>廃棄物管理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>2 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、<u>廃棄物管理施設の保安活動に適用する。</u></p> <p>3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、<u>以下に定めるもの他の品質管理基準規則に従う。</u></p> <p><u>（1）廃棄物管理施設</u> 法第51条の2第3項第2号に規定する廃棄物管理施設をいう。</p> <p><u>（2）ニューシニア</u> 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p>
<p><u>(追加)</u></p> <p>○ <u>作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、廃棄物管理規則第26条の10に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る</u></p>		

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>旧</p> <p>文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。</p> <p>(追加)</p>	<p>新</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>
<p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 第4条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に廃棄物管理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）</p> <p>a. 廃棄物管理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</p> <p>c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）</p> <p>(3) 組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。</p> <p>b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を</p>	

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- 明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。
- c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）
 - d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）
 - e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定すること
が困難である場合は、この限りでない。
 - f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）
 - g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする
こと。
 - h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるよう
にすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。）
- (5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を
目指す。
- a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
 - b. 風通しの良い組織文化が形成されている。
 - c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
 - d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
 - e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
 - f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
 - g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
 - h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合は、それを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。

(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

4.2.1 一般

組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。

品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。

a. 品質方針及び品質目標

b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」

c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書

d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）

4.2.2 品質マニュアル

社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。

a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項

b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項

c. 品質マネジメントシステムの適用範囲

d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報

e. プロセスの相互の関係

4.2.3 文書の管理

(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）

(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。（「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）

a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

認すること。

b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）

c.a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）

d.品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。

e.改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。

f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。

g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。

h.廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

4.2.4 記録の管理

(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。

(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。

5 経営責任者等の責任

5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。

a.品質方針を定めること。

b.品質目標が定められているようにすること。

c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えているこ

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

とをいう。)

d. 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。

e. 資源が利用できる体制を確保すること。

f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。

g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。

h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにすること。

5.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

5.3 品質方針

社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。〔品質方針〕には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに關するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を旨として設定していること。)

a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に關する方針と整合的なものであることを含む。)

b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って關与すること。

c. 品質目標を定め、評価するに当たつての枠組みとなるものであること。

d. 要員に周知され、理解されていること。

e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って關与すること。

と。

5.4 計画

5.4.1 品質目標

(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。〔品質目標が定められている〕には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。)

(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。〔その達成状況を評価し得る〕とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。)

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- (1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たつての計画が策定されているようにする。
- (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。〔「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。〕
- a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果〔「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。〕
- b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持
- c. 資源の利用可能性
- d. 責任及び権限の割当て
- 5.5 責任、権限及びコミュニケーション
- 5.5.1 責任及び権限
- (1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。〔部門及び要員の責任〕には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。〕
- (2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。〔部門相互間の業務の手順〕とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。〕
- (3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。
- 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者
- 社長は、第5条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。
- a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
- b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。
- c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

d. 関係法令を遵守すること。

5.5.3 管理者

(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）

a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。

c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。

d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。

e. 関係法令を遵守すること。

(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。

a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。

b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。

c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。

d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。

e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。

(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。（「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）

5.5.4 組織の内部の情報の伝達

社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。

品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションは以下のとおり。

a. 安全・品質改革委員会

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- b. 品質・保安会議
- c. 貯蔵管理安全委員会

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。

5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報

組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

- a. 内部監査の結果
- b. 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。）
- c. プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム－要求事項 JIS Q 9001 (ISO9001)」(以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）
- d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）
- e. 品質目標の達成状況
- f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）
- g. 関係法令の遵守状況
- h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
- i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
- j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- k. 部門又は要員からの改善のための提案
- l. 資源の妥当性
- m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みごとを含む。）

5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置

保安規定関連条文

- (1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。
- a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）
 - b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
 - c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
 - d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）
 - e. 関係法令の遵守に関する改善
- (2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。
- (3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。
- 6 資源の管理
- 6.1 資源の確保
- 組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）
- a. 要員
 - b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）
 - c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）
 - d. その他必要な資源
- 6.2 要員の力量の確保及び教育訓練
- (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）
- (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。
- a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)

c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。

d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。

(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献

(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献

(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性

e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)

(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)

(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)

a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起り得る結果

b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項

c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源

d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)

e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録

(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす

る。

7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス

7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。

- a. 組織の外部の者が明示してはならないもの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
- b. 関係法令
- c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項

7.2.2 個別業務等要求事項の審査

(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。

(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。

- a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。
- b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
- c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。

(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等

組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。

- a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法
- b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法
- c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
- d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

7.3 設計開発

7.3.1 設計開発計画

(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。（「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
- a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限
 - d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源
- (3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。
- (4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。
- 7.3.2 設計開発に用いる情報
- (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
- a. 機能及び性能に係る要求事項
 - b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
 - c. 関係法令
 - d. その他設計開発に必要な要求事項
- (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。
- 7.3.3 設計開発の結果に係る情報
- (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
- (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
- (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
- a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
 - b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
 - c. 合否判定基準を含むものであること。
 - d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。
- 7.3.4 設計開発レビュー
- (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。
- a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
 - b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。
- (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.5 設計開発の検証

- (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。（「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の検証を行うことを含む。）
- (2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。

7.3.6 設計開発の妥当性確認

- (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。（「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）
- (2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
- (3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.7 設計開発の変更の管理

- (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
- (2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
- (3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価（当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。
- (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.4 調達

7.4.1 調達プロセス

- (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合する

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

ようにする。

(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。〔調達物品等に適用される管理の方法と程度〕には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。

(3) 資材部長（他の職位が実施する事項を除く。）は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。

(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。

(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（廃棄物管理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

7.4.2 調達物品等要求事項

(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。

a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項

b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項

c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項

d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、

偽造品又は模造品等の報告を含む。）

e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項

f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項

g. その他調達物品等に必要な要求事項

(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。

(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当た

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- り、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
- (4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
- 7.4.3 調達物品等の検証
- (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
- (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。
- 7.5 個別業務の管理
- 7.5.1 個別業務の管理
- 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。
- a. 廃棄物管理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「廃棄物管理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）
- b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。
- f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。
- 7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認
- (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。
- (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。
- (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
- (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。
- a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
 - c. 妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）
- 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保
- (1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。
 - (2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。
- 7.5.4 組織の外部の者の物品
- 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）
- 7.5.5 調達物品の管理
- 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。
- 7.6 監視測定のための設備の管理
- (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
 - (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
 - (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
 - a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合には、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。（「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）
 - b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
 - c. 所要の調整がなされていること。
 - d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
 - e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
 - (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
 - (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。

保安規定関連条文

- (6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
- (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

8 評価及び改善

8.1 監視測定、分析、評価及び改善

- (1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。
 (「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)

- (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができるようにいう。)

8.2 監視及び測定

8.2.1 組織の外部の者の意見

- (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
- (2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。

8.2.2 内部監査

- (1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。(「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。)

a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る

要求事項

b. 実効性のある実施及び実効性の維持

- (2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
- (3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
- (4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
- (5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別

保安規定関連条文

業務に関する内部監査をさせない。

(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）

(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。

(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。

8.2.3 プロセスの監視測定

(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。

〔監視測定〕の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）

(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。

(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。

(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。

(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

8.2.4 機器等の検査等

(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。

(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）

(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。

(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。

(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。

（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要なる力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）

(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。

8.3 不適合の管理

(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）

(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。）

(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。

- a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
- b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ばず影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。
- c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。

d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。

(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。

(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を 実証するための検証を行う。

(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

8.4 データの分析及び評価

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

	<p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。（「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p>
--	---

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。
 - c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。
 - d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。〔保安活動の改善のために講じた措置〕には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。〕
 - e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。
 - f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。
 - 〔原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合〕には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。〕
 - g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
 - (2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。
 - (3) 組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。〔適切な措置を講じる〕とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。〕
- 8.5.3 未然防止処置
- (1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。
 - 〔自らの組織で起こり得る不適合〕には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。〕
 - a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。
 - b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。
 - c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。
 - d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。
 - e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
- (2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。

図1 プロセス関連図【省略】

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第4号</u> <u>廃棄物管理施設</u>の操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p><u>○</u> 廃棄物管理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第3号</u> 操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p><u>1.</u> 廃棄物管理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図【省略】</p> <p>表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係【省略】</p> <p>表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係【省略】</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 廃棄物管理施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりである。</p> <p>別図1 保安に関する組織【省略】</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 各職位は、この規定に<u>基づき</u>定める<u>保安に関する文書</u>に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 <u>前条に定める職位</u>の職務は次のとおりとする。</p> <p>【中略】</p> <p>(2) 監査室長は、<u>調達室長</u>、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が行う業務、並びに品質・保安会議の審議業務に関し監査業務を行う。また、この業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p><u>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p><u>(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務を補佐（事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。）するとともに、品質・保安会議の運営に係る業務を行う。また、この業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p><u>(6) 事業部長は、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務（技術本部長が統括するものを除く。）を統括するとともに、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務に関し、管理責任者の職務を行う。</u></p> <p>【中略】</p> <p><u>(11) 設計部長は、廃棄物管理施設の設置に係る設計及び工事並びに改造（以下、核燃</u></p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	
旧	新
	<p style="text-align: center;">保安規定関連条文</p> <p><u>料物質等の取扱いの開始の後ににおける第3条の4 7.3 の設計開発を伴う廃棄物管理施設の変更を「改造」という。）に係る設計に関する業務を行う。</u></p> <p>(12) プロジェクト部長は、廃棄物管理施設の <u>設置に係る設計及び工事並びに</u> 改造に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(13) 再処理計画部長は、廃棄物管理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第13条に定めるガラス固化体の受入れ計画に関する業務を行う。</p> <p>(14) 品質保証部長は、品質保証課長 <u>及び事業者検査課長</u> を指揮し、品質保証課長 <u>及び事業者検査課長</u> の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。</p> <p>【中略】</p> <p>(20) 保全企画部長は、<u>施設管理に係る計画の策定</u> に関する業務を行う。</p> <p>【中略】</p> <p>(31) 土木建築技術課長は、建物の <u>設置及び</u> 改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(32) 耐震技術課長は、建物の <u>設置及び</u> 改造に係る耐震設計に関する業務を行う。</p> <p>(33) 建築課長は、建物の <u>設置及び</u> 改造に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(34) 品質保証課長は、事業部長が行う品質保証に係る業務の記録に関する業務を行う。</p> <p><u>(35) 事業者検査課長は、使用前事業者検査等に関する業務を行う。</u></p> <p>(36) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく管理及び放射性廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</p> <p>(37) 放射線安全課長は、管理区域の出入管理、放射線管理 <u>及び「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物</u>」(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断に関する業務を行う。</p> <p>ただし、放射線管理課長が所管する業務は除く。</p> <p>(38) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) 環境管理課長は、環境監視に関する業務を行う。</p> <p>(40) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(41) 保全計画課長は、再処理工場の各課が実施する <u>点検、工事</u> 等の計画の総括に関する業務を行う。</p> <p>(42) 保全技術課長は、<u>点検、工事等</u> に係る業務の計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(43) 計装技術課長は、廃棄物管理施設の計装品の <u>点検、工事等</u> に係る業務の計画に関する業務を行う。</p> <p>(44) 計装設計課長は、廃棄物管理施設の計装品の設計に関する業務を行う。</p> <p>(45) 電気技術課長は、廃棄物管理施設の電気品の <u>点検、工事等</u> に係る業務の計画に関する業務を行う。</p> <p>(46) 機械技術課長は、廃棄物管理施設の機械品の <u>点検、工事等</u> に係る業務の計画に関する業務を行う。</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

旧	新
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第5号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>○ 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関し、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第4号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>1. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関し、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。</p> <p>2. 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を<u>十分</u>に果たすことができようにするため、原子炉等規制法第51条の2に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容 <u>（廃棄物管理設備の操作に従事する者は、廃棄物取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）</u> について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第5号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>○ 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関し、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。</p> <p>○ 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を <u>十全</u> に果たすことができようにするため、原子炉等規制法第51条の2に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>（廃棄物取扱主任者の選任）</p> <p>第6条 廃棄物管理施設における核燃料物質等の取扱いに保安の監督を行わせるため、再処理事業所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者の中から社長が選任する。</p> <p>3 廃棄物取扱主任者は、第5条に定める保安に関する職務を兼任しない。</p> <p>（廃棄物取扱主任者の選任）</p> <p>第6条 廃棄物管理施設における核燃料物質等の取扱いに保安の監督を行わせるため、再処理事業所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者の中から社長が選任する。</p> <p>3 廃棄物取扱主任者は、第5条に定める保安に関する職務を兼任しない。</p> <p>（廃棄物取扱主任者の職務）</p> <p>第7条 廃棄物取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p>
<p>（47）技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安教育の実施計画及び事故等に係る記録に関する業務を行う。</p> <p>（48）許認可業務課長は、<u>設計及び工事の計画</u>の認可、<u>使用前確認の申請</u>及び<u>定期事業者検査の報告</u>に関する業務を行う。</p> <p><u>ただし、他の職位が所管する業務を除く。</u></p> <p>（49）保安管理課長は、第59条に基づく廃棄物管理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>（50）輸送技術課長は、核燃料物質等の運搬に関する業務を行う。</p> <p>（51）貯蔵管理課長は、<u>廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う。</u></p> <p><u>ただし、総括当直長が所管する業務を除く。</u></p> <p>（52）別表1の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び<u>点検、工事等</u>に係る業務を行う。</p> <p>（53）<u>第26条第1項又は第27条第1項に基づき選任された使用前事業者検査又は定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</u></p>	<p>する業務を行う。</p> <p>（47）技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安教育の実施計画及び事故等に係る記録に関する業務を行う。</p> <p>（48）許認可業務課長は、<u>設計及び工事の計画</u>の認可、<u>使用前確認の申請</u>及び<u>定期事業者検査の報告</u>に関する業務を行う。</p> <p><u>ただし、他の職位が所管する業務を除く。</u></p> <p>（49）保安管理課長は、第59条に基づく廃棄物管理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>（50）輸送技術課長は、核燃料物質等の運搬に関する業務を行う。</p> <p>（51）貯蔵管理課長は、<u>廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う。</u></p> <p><u>ただし、総括当直長が所管する業務を除く。</u></p> <p>（52）別表1の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び<u>点検、工事等</u>に係る業務を行う。</p> <p>（53）<u>第26条第1項又は第27条第1項に基づき選任された使用前事業者検査又は定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</u></p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	
旧	新
	<p style="text-align: center;">保安規定関連条文</p> <p>(3) 法に基づき報告を確認すること。</p> <p>(4) 第60条に示す記録を確認すること。</p> <p>(5) 第20条第2項に定める収納計画及び第25条に定める作業実施計画(第3条の4 7.3適用の対象と判断した工事に係るものを除く。)について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(6) 事業変更許可、<u>設計及び工事の計画</u>の認可並びにこの規定の認可に係る申請の要否を確認すること。</p> <p>(7) 第12条第1号に定める廃棄物管理施設の操作に係る手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(8) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p><u>2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</u></p> <p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第9条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める保安に関する品質保証に係る事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)に関する事項を含む。</p> <p>(4) <u>第28条に基づき廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の評価の結果及びこれに基づき長期施設管理方針</u></p> <p>(5) <u>第59条に基づき定期的な評価の結果</u></p> <p>2 品質・保安会議は、副社長(安全担当)を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者のほか社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の事項によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって、緊急に処理する必要がある場合、かつ会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 議長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
旧	<p>6 品質・保安会議は、廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に関する教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p>
新	<p>(貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第10条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) <u>廃棄物管理の事業変更許可申請に関する事項</u></p> <p>(2) <u>設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</u></p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) <u>第3条の4の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書</u>のうち事業部長が制定する規定</p> <p>(5) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① ガラス固化体の受入れ計画</p> <p>② <u>第3条の4 7.3適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</u></p> <p>③ 保安教育の実施計画</p> <p>④ <u>第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</u></p> <p>⑤ <u>第59条に基づく定期的な評価の実施計画</u></p> <p>(6) <u>第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</u></p> <p>(7) <u>第59条に基づく定期的な評価の結果</u></p> <p>(8) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項</p> <p>2 貯蔵管理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 貯蔵管理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。ただし、<u>委員が出席できない場合は、委員が指名した代行者（廃棄物取扱主任者において）は代行者</u>を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であつて、緊急に処理する必要がある、かつ委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重するとともに、事業部長は第1項第2号の規定を定める。</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>○ 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障を <u>きたす</u> ことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物管理施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が <u>独立</u> していることが <u>当然</u> に求められるものではない。</p>	<p>3. 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障を <u>来す</u> ことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物管理施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の選任) 第6条 廃棄物管理施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。 2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が選任する。 3 廃棄物取扱主任者は、第5条に定める保安に関する職務を兼任しない。</p>	<p>— (保安教育) 第57条 技術課長は、毎年度、廃棄物管理の事業に関する業務を行う者の保安教育について、別表19の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。事業部長は、計画の承認に当たり技術本部長と協議する。 (1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容 (2) 保安教育の実施時期 (3) 保安教育の方法 (4) <u>第10条の3第3号</u> に基づく訓練を受ける者が守るべき事項 2 保安教育対象者のうち、請負事業者等の区分及び区分ごとの保安教育の内容については、次の各号による。 (1) 再処理事業所において廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合においては、別表19に定める関係法令及び保安規定の遵守に関すること、並びに非常の場合に採るべき処置に関することの入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育 (2) 廃棄物管理施設の管理区域内において作業を行わせる場合においては、前号に定める教育に加え、別表19に定める廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること、並びに核燃料物質等の取扱いに関することの入所時教育のうち作業に関連する事項の教育 (3) 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育 3 事業部長は、第1項の計画の承認を行うにあたっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。 4 各職位は、第1項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果を事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。 ただし、各課長等は、第2項第1号及び第2号の教育を請負事業者等に自ら実施させる場合は、あらかじめ保安教育を受けた請負事業者等の教育責任者に保安教育を実施させ、結果を報告させるとともに、その内容を確認し、事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第6号</u> 保安教育 ○ <u>放射線業務従事者</u> (協力企業に属する者を含む。以下「<u>従業者</u>」という。) について、保安教育実施方針が定められていること。 ○ <u>従業者</u> について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 ○ <u>従業者</u> について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第5号</u> 保安教育 <u>1. 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者</u> (<u>役務を供給する事業者</u>に属する者を含む。以下「<u>従業員</u>」という。) について、保安教育実施方針が定められていること。 <u>2. 従業員</u> について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 <u>3. 従業員</u> について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	<p>— (保安教育) 第57条 技術課長は、毎年度、廃棄物管理の事業に関する業務を行う者の保安教育について、別表19の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。事業部長は、計画の承認に当たり技術本部長と協議する。 (1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容 (2) 保安教育の実施時期 (3) 保安教育の方法 (4) <u>第10条の3第3号</u> に基づく訓練を受ける者が守るべき事項 2 保安教育対象者のうち、請負事業者等の区分及び区分ごとの保安教育の内容については、次の各号による。 (1) 再処理事業所において廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合においては、別表19に定める関係法令及び保安規定の遵守に関すること、並びに非常の場合に採るべき処置に関することの入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育 (2) 廃棄物管理施設の管理区域内において作業を行わせる場合においては、前号に定める教育に加え、別表19に定める廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること、並びに核燃料物質等の取扱いに関することの入所時教育のうち作業に関連する事項の教育 (3) 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育 3 事業部長は、第1項の計画の承認を行うにあたっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。 4 各職位は、第1項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果を事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。 ただし、各課長等は、第2項第1号及び第2号の教育を請負事業者等に自ら実施させる場合は、あらかじめ保安教育を受けた請負事業者等の教育責任者に保安教育を実施させ、結果を報告させるとともに、その内容を確認し、事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。</p>	<p>— (保安教育) 第57条 技術課長は、毎年度、廃棄物管理の事業に関する業務を行う者の保安教育について、別表19の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。事業部長は、計画の承認に当たり技術本部長と協議する。 (1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容 (2) 保安教育の実施時期 (3) 保安教育の方法 (4) <u>第10条の3第3号</u> に基づく訓練を受ける者が守るべき事項 2 保安教育対象者のうち、請負事業者等の区分及び区分ごとの保安教育の内容については、次の各号による。 (1) 再処理事業所において廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合においては、別表19に定める関係法令及び保安規定の遵守に関すること、並びに非常の場合に採るべき処置に関することの入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育 (2) 廃棄物管理施設の管理区域内において作業を行わせる場合においては、前号に定める教育に加え、別表19に定める廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること、並びに核燃料物質等の取扱いに関することの入所時教育のうち作業に関連する事項の教育 (3) 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育 3 事業部長は、第1項の計画の承認を行うにあたっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。 4 各職位は、第1項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果を事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。 ただし、各課長等は、第2項第1号及び第2号の教育を請負事業者等に自ら実施させる場合は、あらかじめ保安教育を受けた請負事業者等の教育責任者に保安教育を実施させ、結果を報告させるとともに、その内容を確認し、事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容と<u>その見直し</u>の頻度等について明確に定められていること。</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第7号</u> <u>保安上特に管理を必要とする設備の操作</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、<u>その見直し</u>の頻度等について明確に定められていること。</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第6号</u> <u>廃棄物管理施設の操作</u></p> <p>1. <u>廃棄物管理施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。</u></p> <p>2. <u>廃棄物管理施設の操作及び管理に係る組織</u>に定める内規類を作成することが定められていること。</p>	<p>別表 19 保安教育の実施方針【省略】</p>	<p>(操作員の確保)</p> <p>第10条の3 工場長は、<u>廃棄物管理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。</u></p> <p>ただし、訓練のために廃棄物管理施設を操作させる場合であって、第3項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、訓練のために操作を行う場合は、<u>訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせる。</u></p>
<p>○ 廃棄物管理施設の<u>操作管理</u>に係る<u>社内規程類</u>を作成することが定められていること。</p>	<p>3. 操作員の引継時に実施すべき<u>事項</u>について定められていること。</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第12条 貯蔵管理課長及びユティリティ施設課長は、<u>廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、その結果及び異常の場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。</u></p> <p>① <u>操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</u></p> <p>② <u>警報発信時の対応内容に関すること</u></p> <p>2 貯蔵管理課長及びユティリティ施設課長は、<u>前項に基づき手順書を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p>3 貯蔵管理課長は、<u>ガラス固化体受入れ建屋の玄関付近に管理上の注意事項を掲示する。</u></p>	<p>(引 継)</p> <p>第12条の2 貯蔵管理課長は、<u>当直日誌の引渡し及び引継時に実施すべきその他の事項を定め、操作責任者に実施させる。</u></p> <p>2 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合は、<u>当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。</u></p>
<p>○ <u>操作員の引継時に実施すべき事項、設備操作前に確認すべき事項、地震・火災等発生時に講ずべき措置</u>について定められていること。(手順書等への記載を含む。)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4. <u>廃棄物管理設備の操作に当たって確認すべき事項について定められていること。</u></p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第12条 貯蔵管理課長及びユティリティ施設課長は、<u>廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、その結果及び異常の場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。</u></p> <p>① <u>操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</u></p> <p>② <u>警報発信時の対応内容に関すること</u></p>	<p>第12条の2 貯蔵管理課長は、<u>当直日誌の引渡し及び引継時に実施すべきその他の事項を定め、操作責任者に実施させる。</u></p> <p>2 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合は、<u>当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。</u></p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
		<p><u>2</u> 貯蔵管理課長及びユニーティレイティ施設課長は、前項に基づき手順書を定めるに当たっては、<u>廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p><u>3</u> 貯蔵管理課長は、<u>ガラス固化体受入れ建屋の玄関付近に管理上の注意事項を掲示する。</u></p>	<p>火災に伴い発生する可能性のある施設の異常については、第46条（異常時の措置）の中に含めており、地震・火災時における具体的な措置は、本条に基づき定める「再処理事業部 異常・非常時対策要領」に記載</p> <p>（異常時の措置）</p> <p>第46条 廃棄物管理施設において異常を発見した者は、直ちに第12条第1項第1号に基づく手順書等に従い、必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>ただし、建屋外の電気設備に係る異常においては統括当直長に、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクトに係る異常においては貯蔵管理課長に通報する。</p> <p>放射線管理に係る異常においては、放射線安全課長に対しても通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長、貯蔵管理課長及び放射線安全課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じる。</p> <p>また、前項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長及び貯蔵管理課長は、工場長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。さらに、統括当直長はユニーティレイティ施設課長に、貯蔵管理課長は安全ユニーティレイティ課長に通報する。</p> <p>3 異常に係る設備等の管理担当課長は、統括当直長（建屋外の電気設備に係る異常に限る。）及び関係課長と協力して異常の原因を調査し、廃棄物管理施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、工場長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>なお、ガラス固化体の受入れにおいて、ガラス固化体のもつ閉じ込めの機能に異常が発生した場合には、当該ガラス固化体を容器等に収納し保管する。</p>
<p><u>5. 地震、火災等の発生時等に講ずべき措置について定められていること。</u></p>		<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第7号</u> 管理区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p><u>1.</u> 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>—</p> <p>（管理区域）</p> <p>第32条 管理区域は、別図2に示す区域とする。</p> <p>2 放射線安全課長は、前項以外の場所であって線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得て一時的な管理区域として設定する。</p> <p>3 放射線安全課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第8号</u> 管理区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p><u>○</u> 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>		

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>〇 管理区域内の区域区分について、汚染のおおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>〇 管理区域内において特別措置が必要な区域について 採るべき 措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他 人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について 講ずべき 措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他 人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p>に、事業部長の承認を得る。</p> <p>4 放射線安全課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、人の出入口及び搬出入口付近に管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>5 放射線安全課長は、管理区域の設定又は解除の旨を所内の廃棄物管理の事業に関する業務を行う者に周知する。</p> <p>(管理区域の区域区分)</p> <p>第33条 放射線安全課長は、前条の管理区域を別表11に従って区分する。</p> <p>2 放射線安全課長は、別表11に定める通常作業時に人の立ち入りを禁止する区域においては、区画、施設等により人の立ち入りを禁止する。</p> <p>ただし、第39条に基づき放射線防護上の措置を承認した作業において立ち入る場合は除く。</p>	<p>別表11 管理区域内の区分基準【省略】</p> <p>(管理区域内の特別措置)</p> <p>第34条 放射線安全課長は、管理区域のうちグリーン区域又はイエロ区域であって次の各号に定める区域が生じた場合は、予め第39条に基づく放射線防護上の措置が講じられている場合を除き、標識の掲示、柵、施設等の方法により他の区域と区分し、人の立ち入りを制限する。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき0.5mSvを超える区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるか又は床、壁その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)が線量告示第5条に定める表面密度限度を超える区域</p> <p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第36条 管理区域へ立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行者により一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各職位は、作業 ごと に管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し承認を受ける。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線安全課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線安全課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行うとともに、放射線管理課長に通知する。</p>
<p>〇 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>〇 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>〇 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p>		

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>旧</p>	<p>4 放射線安全課長は、前二項に定める指定及びび入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>5 放射線安全課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないうような措置を講じる。</p> <p>6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域出入管理室を経由すること。</p> <p>ただし、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。</p> <p>ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 管理区域用被服又は放射線安全課長が認めた被服を着用すること。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認すること。</p> <p>7 放射線安全課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出にあたって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表12に定める値を超えないうような措置を講じる。</p> <p>(物品の移動)</p> <p>第43条 放射線安全課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域から持ち出される物品について、表面密度が別表18に定める値を超えていないことを確認する。</p> <p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第44条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、管理規則第32条に定める運搬に関する措置を講じ、<u>運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表18に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、<u>核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第1項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</u></p> <p>(事業所外への運搬)</p> <p>第45条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。<u>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p>
<p>新</p>	<p>○ 管理区域から物品又は <u>核燃料物質等を搬出及び運搬する</u> 際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>○ 管理区域から物品又は <u>核燃料物質等の搬出及び運搬をする</u> 際に講ずべき事項が定められていること。</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
		<p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入して運搬すること。</p> <p>(2) 外運搬規則に定める核燃料物質等の使用等に必要なる書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>3 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第3号を除く）について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表18に定める値を超えていないこと。</p> <p>(2) 容器等の表面密度が別表18に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) 容器等の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表18に定める値を超えていないこと。</p>	
<p>○ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p>	<p>8. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第37条 周辺監視区域は、別図3に示す区域とする。</p> <p>2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	
<p>○ 協力企業 に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び <u>それ</u> を遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>9. 役務を供給する事業者 に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び <u>これ</u> を遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>別図3 周辺監視区域図【省略】</p> <p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時職員は、廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行う場合には、この規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 再処理事業部長（以下「事業部長」という。）及び技術本部長は、請負事業者等に廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p>	
<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第9号</u> 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>○ 放射性気体廃棄物が発生する場合は、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>(追加)</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第8号</u> 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、<u>第15号</u>における施設管理に関する事項と併せて定められているもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものを使用する方法については、施設全体の管理方法の一部として、<u>第10号</u>における</p>	<p>—</p> <p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第30条 貯蔵管理課長は、管理区域内で発生した放射性液体廃棄物を廃水貯槽に保管廃棄する。</p> <p>2 放射線管理課長は、廃水貯槽内における廃水中の放射性物質の濃度を測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、廃水貯槽内における廃水の保管状況が適切であることを第11条に基づき巡視・点検により確認する。</p>	

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

新

旧

ける放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

(放射性気体廃棄物)

第31条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出することにも、次の事項を遵守する。

(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空气中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度を超えないようにすること。

(2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シヤフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表8に定める管理目標値を超えないように努めること。

2 放射線管理課長は、別表9に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表10に示す放射線管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。

3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。

(放射線測定器類の管理)

第42条 放射線施設課長は、別表17に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。

2 放射線施設課長は、別表17に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。

別表17 放射線測定器類【省略】

(施設管理計画)

第23条 廃棄物管理施設について廃棄物管理事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。

【中略】

7 施設管理の実施

(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。

(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第24条による設計管理及び第25条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第26条、第27条に従う。

(3) 各課長及び統括当直長は、廃棄物管理施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認めら

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>○ <u>放射性液体廃棄物が発生する場合は、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第10号</u> 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>○ <u>放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置</u> が定められていること。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第9号</u> 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p><u>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置 (個人線量計の管理の方法を含む。)</u> が定められていること。</p>	<p>れる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、<u>本号及び第11条による巡視を定期的に行う。</u></p> <p><u>(4) 各職位は、施設管理の結果について記録する。</u></p>	<p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第38条 放射線管理課長は、第36条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各職位は女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表13に基づいて評価し、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者については、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、廃棄物管理施設に災害が生じ、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合には、第48条の2第1項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表14の2に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表14の3に基づいて評価し、別表14の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第39条 各課長等は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。</p> <p>2 放射線安全課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
		<p>要がある場合は、各課長等に指導・助言を行う。</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第41条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、別表11に定める通常作業時に人の立ち入りを禁止する区域についてはこの限りではない。</p> <p>別表11 管理区域内の区分基準【省略】</p> <p>別表15 管理区域における線量当量等の測定【省略】</p> <p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第42条 放射線施設課長は、別表17に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線施設課長は、別表17に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p> <p>別表17 放射線測定器類【省略】</p> <p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第31条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空气中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シヤフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表8に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表9に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表10に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。</p> <p><u>(放射線管理に係る基本方針)</u></p> <p><u>第31条の2 廃棄物管理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であつて、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p> <p>(線量の評価及び通知)</p>
	<p><u>2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</u></p>	

(追加)

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>○ 廃棄物管理規則第27条に<u>基づく</u>、<u>床</u>・<u>壁</u>等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p>	<p><u>3.</u> 廃棄物管理規則第27条第1号ハに<u>基づく</u><u>床</u>、<u>壁</u>等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p>	<p>第38条 放射線管理課長は、第36条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各職位は女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表13に基づいて評価し、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者については、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、廃棄物管理施設に災害が生じ、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第48条の2第1項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表14の2に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表14の3に基づいて評価し、別表14の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>（作業に伴う放射線管理）</p> <p>第39条 各課長等は、管理区域内で作業を行う場合は、作業の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。</p>	<p>（床、壁等の除染）</p> <p>第40条 各課長等は、線量告示第4条に定める表面密度限度を超える等予期しない汚染を床、壁等に発生させ、又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、放射線安全課長に連絡する。</p> <p>2 放射線安全課長は、前項の汚染状況を確認し、汚染を発生させた各課長等、又は原因究明に時間を要する場合には設備等の管理担当課長に連絡するとともに、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の指導・助言を行う。</p> <p>3 前項の連絡を受けた各課長等は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の措置を講じ、措置結果について放射線安全課長の確認を得る。</p> <p>（線量当量等の測定）</p> <p>第41条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。</p>
<p>○ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>	<p><u>4.</u> 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>		

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>○ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p>		<p>ただし、別表 11 に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。</p> <p>別表 11 管理区域内の区分基準【省略】</p> <p>別表 15 管理区域における線量当量等の測定【省略】</p> <p>別表 16 周辺監視区域における線量当量等の測定【省略】 (物品の移動)</p> <p>第 43 条 放射線安全課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域から持ち出される物品について、表面密度が別表 18 に定める値を超えていないことを確認する。</p> <p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第 44 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、管理規則第 32 条に定める運搬に関する措置を<u>講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、核燃料物質等を、<u>事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第 1 項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</u></p>
<p>○ 核燃料物質等の事業所外への運搬に関する<u>事業所内の措置</u>が定められていること。</p>	<p>6. 核燃料物質等(放射性固体廃棄物を除く。)の<u>事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)</u>が定められていること。なお、この事項は、<u>第 11 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第 45 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、<u>次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入して運搬すること。</p> <p>(2) 外運搬規則に定める核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に関封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>3 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L 型輸送物に関しては第 3 号を除く)について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。</p>	

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
		<p>(2) 容器等の表面密度が別表 18 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) 容器等の表面から 1m 離れた位置における線量当量率^注が別表 18 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(ガラス固化体を納めた輸送物の運搬)</p> <p>第 45 条の 2 輸送技術課長は、ガラス固化体を納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。</p> <p>2 貯蔵管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(2) 吊上げ検査</p> <p>(3) 重量検査</p> <p>(4) 表面密度検査</p> <p>(5) 線量当量率検査</p> <p>(6) 収納物検査</p> <p>(7) 温度測定検査</p> <p>(8) 気密漏えい検査</p> <p>(9) 圧力測定検査</p>	
		<p>7. 原子炉等規制法第 6 1 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第 1 項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 1 1 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成 20・04・21 原院第 1 号（平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 1 1 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>原子炉等規制法第 6 1 条の 2 の対象はない</p> <p>(「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理)</p> <p>第 29 条の 2 事業部長は、計画である「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」において、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断し取り扱う場合の措置について、以下の事項を定める。</p> <p>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下本条において「資材等」という。）及び管理区域内において使用された工具類等（以下本条において「物品」という。）とする。</p> <p>(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法は、以下のとおりとする。</p>
		<p>○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成 20・04・21 原院第 1 号（平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。</p>	

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
旧	新
	<p>① 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>② 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</p> <p>また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>③ 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>④ 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>⑤ <u>「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断は、放射線安全課長が行う。</u></p> <p>(3) 「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、核燃料物質等により汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</p> <p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第29条 <u>技術管理部長、設計部長、プロジェクト部長、再処理計画部長、新基準設計部長、保全企画部長、統括当直長及び各課長(以下「各課長等」という。)</u>は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>2 貯蔵管理課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入し、当該容器に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第60条に基づく記録と照合と照合できる整理番号を表示するほか、<u>「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」(以下「管理規則」という。)</u>第33条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄に<u>おいて必要な措置を講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認した</u>上で、固体廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、固体廃棄物貯蔵室における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを第11条に基づく巡視・点検により確認する。</p> <p>4 貯蔵管理課長は、固体廃棄物貯蔵室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。(管理区域)</p> <p>第32条 管理区域は、別図2に示す区域とする。</p>
<p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

2 放射線安全課長は、前項以外の場所であって線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の確認を得て一時的な管理区域として設定する。

3 放射線安全課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の確認を得る。

4 放射線安全課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、人の出入口及び搬出入口付近に管理区域である旨を示す標識を設ける。5 放射線安全課長は、管理区域の設定又は解除の旨を所内の廃棄物管理の事業に関する業務を行う者に周知する。

(管理区域の区域区分)

第33条 放射線安全課長は、前条の管理区域を別表11に従って区分する。2 放射線安全課長は、別表11に定める通常作業時に人の立ち入りを禁止する区域においては、区画、施設等により人の立ち入りを禁止する。

ただし、第39条に基づき放射線防護上の措置を承認した作業において立ち入る場合は除く。

(管理区域内の特別措置)

第34条 放射線安全課長は、管理区域のうちグリーン区域又はイエロ区域であって次の各号に定める区域が生じた場合は、予め第39条に基づく放射線防護上の措置が講じられている場合を除き、標識の掲示、柵、施設等の方法により他の区域と区分し、人の立ち入りを制限する。

(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき0.5mSvを超える区域

(2) 空気中の放射性物質濃度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるか又は床、壁その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)が線量告示第5条に定める表面密度限度を超える区域

(飲食及び喫煙の禁止)

第35条 放射線安全課長は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。

(管理区域への出入管理)

第36条 管理区域へ立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。

(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者

(2) 一時立ち入る者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- 2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。
 - (1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。
 - (2) 各職位は、作業 ごと に管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し承認を受ける。
- 3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。
 - (1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線安全課長に通知する。
 - (2) 放射線安全課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行うとともに、放射線管理課長に通知する。
- 4 放射線安全課長は、前二項に定める指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。
- 5 放射線安全課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。
- 6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。
 - (1) 管理区域出入管理室を経由すること。
 - ただし、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。
 - (2) 個人線量計を着用すること。
 - ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。
 - (3) 管理区域用被服又は放射線安全課長が認めた被服を着用すること。
 - ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。
 - (4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認すること。
- 7 放射線安全課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出にあたって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表 12 に定める値を超えないような措置を講じる。

(作業に伴う放射線管理)

第39条 各課長等は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。

 - 2 放射線安全課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、各課長等に指導・助言を行う。

(床、壁等の除染)

第40条 各課長等は、線量告示第4条に定める表面密度限度を超える等予期しない汚染を

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第1.1号</u> 放射線測定器の <u>管理等</u></p> <p>○ <u>放出管理用計測器</u>について、<u>計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</u></p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第1.0号</u> 放射線測定器の <u>管理及び放射線測定の方法</u></p> <p><u>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</u></p>	<p>床、壁等に発生させ、又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、放射線安全課長に連絡する。</p> <p>2 放射線安全課長は、前項の汚染状況を確認し、汚染を発生させた各課長等、又は原因究明に時間を要する場合には設備等の管理担当課長に連絡するとともに、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の指導・助言を行う。</p> <p>3 前項の連絡を受けた各課長等は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の措置を講じ、措置結果について放射線安全課長の確認を得る。</p> <p>(物品の移動)</p> <p>第43条 放射線安全課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域から持ち出される物品について、表面密度が別表18に定める値を超えていないことを確認する。</p>	<p>—</p> <p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第30条 貯蔵管理課長は、管理区域内で発生した放射性液体廃棄物を廃水貯槽に保管廃棄する。</p> <p>2 放射線管理課長は、廃水貯槽内における廃水中の放射性物質の濃度を測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、廃水貯槽内における廃水の保管状況が適切であることを第11条に基づき巡視・点検により確認する。</p> <p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第31条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シヤフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表8に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表9に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表10に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。</p> <p>(線量当量等の測定)</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
		<p>第41条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、別表11に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。</p> <p>別表11 管理区域内の区分基準【省略】</p> <p>別表15 管理区域における線量当量等の測定【省略】</p> <p>(放射線測定機類の管理)</p> <p>第42条 放射線施設課長は、別表17に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線施設課長は、別表17に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p> <p>別表17 放射線測定器類【省略】</p> <p>機能の維持方法は第42条(放射線測定機類の管理)のほかに第23条(施設管理計画)においても実施する。</p> <p>使用方法は「放射線の測定に係る保安活動を行う際に必要となる体制、手順等を保安規定に定めること」(パブリックコメント回答)を求めているものであり、測定項目を定めることによりQMSのもとに定める社内標準類により包含される</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第23条 廃棄物管理施設について廃棄物管理事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【中略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次のa.～h.を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 廃棄物管理施設の巡視(廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</p>
	<p><u>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
		<p>e. 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 廃棄物管理施設的设计、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 前 f. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること</p> <p>h. 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>【中略】</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p>	
<p>○ 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第12号 廃棄物管理施設の巡視及び点検</p> <p>(削除)</p>		<p>(巡視・点検)</p> <p>第11条 統括当直長及び貯蔵管理課長は、毎日1回以上、別表2に示す設備等について巡視・点検を行う。表施においては、第23条に定める観点を含めて行う。</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第23条 廃棄物管理施設について廃棄物管理事業許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【中略】</p> <p>7 施設管理の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第24条による設計管理及び第25条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第26条、第27条に従う。</p> <p>(3) 各課長及び統括当直長は、廃棄物管理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第11条による巡視を定期的に行う。</p>	

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、廃棄物管理施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第13号 廃棄物管理施設の施設定期自主検査</p> <p>○ 実施計画を定めて施設定期自主検査を行うことを定めていること。</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第14号 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄等</p> <p>○ 事業所内における放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄等に際して保安のために講ずべき措置として、放射性物質の飛散又は漏えいを防止する措置を講ずること が定められていること。</p>	<p>○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、廃棄物管理施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第11号 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄等</p> <p>1. 事業所内における放射性廃棄物の 運搬に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等 が定められていること。</p>	<p>(4) 各職位は、施設管理の結果について記録する。</p> <p>施設定期自主検査に係る条項（第23条、第24条）を削除（定期事業者検査、施設管理計画に移行）</p> <p>—</p> <p>（事業所において行われる運搬）</p> <p>第44条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、管理規則第32条に定める運搬に関する措置を 講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表18に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第1項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</p> <p>（ガラス固化体の受入れ計画）</p> <p>第13条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した年度 ごと のガラス固化体受入れ計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) ガラス固化体を充填した輸送容器の受入れ予定時期</p> <p>(2) 受入れるガラス固化体の本数</p> <p>2 再処理計画部長は、前項の計画を作成するに当たり、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設に受入れるガラス固化体の本数は、ガラス固化体受入れ設備の最大受入れ能力である年間500本を超えないこと。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設で管理するガラス固化体の本数がガラス固化体貯蔵設備の最大管理能力である2,880本（ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋B棟においてそれぞれ1,440本）を超えないこと。</p> <p>(3) 貯蔵ピットの下部プレナム部に入域しての保修が必要になった場合に、保修対象の貯蔵ピットに収納されているガラス固化体を、保修の間、当該貯蔵ピット以外の貯蔵ピットに移動が可能なることを確認すること。</p>	

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	
旧	新
	<p style="text-align: center;">保安規定関連条文</p> <p>3 事業部長は、第1項の承認を行うにあたっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</p> <p>4 貯蔵管理課長は、第1項の計画に基づき廃棄物管理施設の操作を行う。</p> <p>(輸送容器の確認)</p> <p>第14条 貯蔵管理課長は、廃棄物管理施設にガラス固化体を納めた輸送物を 受け入れる場合は、その輸送容器について、事前に、廃棄物管理施設での使用に適合した輸送容器であることを確認するため、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)第21条に基づき申請書及び外運搬規則第19条に基づき申請書の写しにより、別表3を満たすことを確認する。</p> <p>また、廃棄物管理施設での使用に適合していることを既に確認した輸送容器を再度使用する場合は、外運搬規則第19条に基づき申請書の写しを第60条に基づき記録と照合することにより、確認する。</p> <p>2 貯蔵管理課長は、廃棄物管理施設への当該輸送物の搬入にあたって、外運搬規則第20条に基づき運搬確認証、外運搬規則第19条に基づき申請書、外運搬規則第21条に基づき申請書の写し及び当該輸送容器の銘板により、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 輸送物に納められているガラス固化体の発熱量が外運搬規則第21条に基づき申請書の条件を満たしていること</p> <p>(2) 使用している輸送容器が前項の確認を受けた輸送容器であること。</p> <p>(3) 輸送容器表面から1メートル離れた位置における線量当量率が100μSv/hを超えないこと。</p> <p>(ガラス固化体の性状の確認)</p> <p>第15条 貯蔵管理課長は、廃棄物管理施設にガラス固化体を搬入する場合は、事前に「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則」(以下「外廃棄規則」という。)第2条第1項第5号に基づき、搬入元から当該ガラス固化体の種類等を記載した書類の提供を受け、廃棄物管理施設において管理するガラス固化体の性状を満足するものであることを別表4の項目について確認する。</p> <p>(つり上げ高さの制限)</p> <p>第16条 貯蔵管理課長は、ガラス固化体を収納した輸送容器又はガラス固化体をつり上げる場合には、別表5に定めるつり上げ高さの制限を遵守する。</p> <p>(輸送容器の取扱い)</p> <p>第17条 貯蔵管理課長は、ガラス固化体を収納した輸送容器の搬入及び一時保管を行う場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 輸送容器の移送は、受入れ建屋天井クレーン、輸送容器搬送台車により行うこと。</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧		新
		<p>(2) 輸送容器の一時保管は、輸送容器一時保管区域で行うこと。</p> <p>(3) 輸送容器の一時保管数量は、22 基を超えないこと。</p> <p>(ガラス固化体の抜出し)</p> <p>第 18 条 貯蔵管理課長は、輸送容器からガラス固化体を抜き出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) ふたを開放する前に、輸送容器検査室内で採取した輸送容器の内部の気体中の放射性物質濃度の測定を行い、「平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示）」（以下、「線量告示」という。）第 6 条に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度限度以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 輸送容器のふたの開放及びガラス固化体の抜き出しは、ガラス固化体抜出し室で行うこと。</p> <p>(3) ガラス固化体の抜き出しは、ガラス固化体検査天井クレーンにより行うこと。</p> <p>(4) 抜き出したガラス固化体は、ガラス固化体検査室のガラス固化体仮置き架台に仮置きすること。</p> <p>(ガラス固化体検査・測定)</p> <p>第 19 条 貯蔵管理課長は、ガラス固化体検査・測定を行う場合は、「<u>再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領</u>」に定められた目的、判定基準に従って行う。</p> <p>2 貯蔵管理課長は、ガラス固化体の検査・測定を行う場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) ガラス固化体検査・測定は、別表 6 のガラス固化体検査装置により行うこと。</p> <p>(2) ガラス固化体検査・測定におけるガラス固化体の移動は、ガラス固化体検査天井クレーンにより行うこと。</p> <p>(貯蔵ピットへの収納)</p> <p>第 20 条 貯蔵管理課長は、ガラス固化体を貯蔵ピットの収納管に収納する場合は、事前に次の事項について確認するとともに、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(1) 第 15 条の性状の確認及び第 19 条の検査・測定を行ったものであることを確認することにより、当該ガラス固化体が、外廃棄規則第 2 条第 1 項第 4 号に定められた基準を満足すること。</p> <p>(2) 事業所外廃棄確認証の写しにより、当該ガラス固化体が、法第 58 条の確認を受けたいものであること。</p> <p>2 貯蔵管理課長は、前項の確認を行ったガラス固化体の収納位置について、次の事項を記載した収納計画を策定する。</p> <p>(1) 収納を計画するガラス固化体の整理番号及び本数</p> <p>(2) ガラス固化体を収納する貯蔵ピット</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
		<p>(3) ガラス固化体の収納に使用する収納管</p> <p>3 貯蔵管理課長は、前項の収納計画を策定するにあたっては次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 原則として冷却空気出口シヤフト側の収納管から順次収納すること。</p> <p>(2) 発熱量の大きいガラス固化体は収納管下段に収納すること。</p> <p>(3) 発熱量の大きいガラス固化体が1本の収納管に片寄らないようにすること</p> <p>(4) 収納管1本当たりの総発熱量を18kW以下とすること。</p> <p>(5) 収納管1本当たりのガラス固化体積み段数は9段を超えないこと。</p> <p>4 貯蔵管理課長は、第2項の計画の策定にあたり廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>5 貯蔵管理課長は、第2項の計画に基づきガラス固化体の収納を行う。</p> <p>6 貯蔵管理課長は、ガラス固化体を貯蔵ピットの収納管に収納する場合は、貯蔵建屋床面走行クレーンにより行う。</p> <p>(ガラス固化体が冷却されていることの確認)</p> <p>第21条 貯蔵管理課長は、貯蔵ピットにおいて、ガラス固化体から発生する熱が適切に除去されていることを確認するために、冷却空気入口シヤフト及び冷却空気出口シヤフトにおける冷却空気温度並びにガラス固化体が貯蔵された収納管と通風管とで形成する円環流路出口における冷却空気温度を毎日監視、記録する。</p> <p>(収納管内が負圧に維持されていることの確認)</p> <p>第22条 貯蔵管理課長は、収納管内が負圧に維持されていることを確認するために、収納管排気設備の入口圧力を毎日監視、記録する。</p> <p>放射性液体廃棄物の固型化等の処理はなく、現時点において、放射性廃棄物の事業所の外への廃棄はしないため反映不要</p> <p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第44条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、管理規則第32条に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表18に定める値を超えないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第1項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</p> <p>(事業所外への運搬)</p>
		<p><u>(追加)</u></p> <p><u>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</u></p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
	<p>第 45 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p><u>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入して運搬すること。</u></p> <p><u>(2) 外運搬規則に定める核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</u></p> <p><u>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</u></p> <p>3 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第3号を除く）について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p><u>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(2) 容器等の表面密度が別表 18 に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(3) 容器等の表面から 1m 離れた位置における線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(ガラス固化体を納めた輸送物の運搬)</u></p> <p>第 45 条の 2 輸送技術課長は、ガラス固化体を納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。</p> <p>2 貯蔵管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。</p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 吊上げ検査</u></p> <p><u>(3) 重量検査</u></p> <p><u>(4) 表面密度検査</u></p> <p><u>(5) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(6) 収納物検査</u></p> <p><u>(7) 温度測定検査</u></p> <p><u>(8) 気密漏えい検査</u></p> <p><u>(9) 圧力測定検査</u></p>	<p>第 45 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p><u>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入して運搬すること。</u></p> <p><u>(2) 外運搬規則に定める核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</u></p> <p><u>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</u></p> <p>3 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第3号を除く）について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p><u>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(2) 容器等の表面密度が別表 18 に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(3) 容器等の表面から 1m 離れた位置における線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(ガラス固化体を納めた輸送物の運搬)</u></p> <p>第 45 条の 2 輸送技術課長は、ガラス固化体を納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。</p> <p>2 貯蔵管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。</p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 吊上げ検査</u></p> <p><u>(3) 重量検査</u></p> <p><u>(4) 表面密度検査</u></p> <p><u>(5) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(6) 収納物検査</u></p> <p><u>(7) 温度測定検査</u></p> <p><u>(8) 気密漏えい検査</u></p> <p><u>(9) 圧力測定検査</u></p>
	<p><u>3. 放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>(放射性固体廃棄物)</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>旧</p>	<p>第 29 条 技術管理部長、設計部長、プロジェクト部長、再処理計画部長、新基準設計部長、保全企画部長、統括当直長及び各課長（以下「各課長等」という。）は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>2 貯蔵管理課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入し、当該容器に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 60 条に基づき記録と照合できる整理番号を表示するほか、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」（以下「管理規則」という。）第 33 条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認した上で、固体廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、固体廃棄物貯蔵室における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを第 11 条に基づき巡視・点検により確認する。</p> <p>4 貯蔵管理課長は、固体廃棄物貯蔵室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>
<p>新</p>	<p>（事業所外への運搬）</p> <p>第 45 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入して運搬すること。</p> <p>(2) 外運搬規則に定める核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>3 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第 3 号を除く）について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(2) 容器等の表面密度が別表 18 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) 容器等の表面から 1m 離れた位置における線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。</p> <p>（ガラス固化体を納めた輸送物の運搬）</p> <p>第 45 条の 2 輸送技術課長は、ガラス固化体を納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
		<p><u>を講じる。</u></p> <p>2 <u>貯蔵管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>外観検査</u></p> <p>(2) <u>吊上げ検査</u></p> <p>(3) <u>重量検査</u></p> <p>(4) <u>表面密度検査</u></p> <p>(5) <u>線量当量率検査</u></p> <p>(6) <u>収納物検査</u></p> <p>(7) <u>温度測定検査</u></p> <p>(8) <u>気密漏えい検査</u></p> <p>(9) <u>圧力測定検査</u></p>
	<p><u>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p>	<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第30条 貯蔵管理課長は、管理区域内で発生した放射性液体廃棄物を廃水貯槽に保管廃棄する。</p> <p>2 放射線管理課長は、廃水貯槽内における廃水中の放射性物質の濃度を測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、廃水貯槽内における廃水の保管状況が適切であることを第11条に基づき巡視・点検により確認する。</p>
	<p><u>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第31条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シヤフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表8に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表9に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表10に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。</p>
	<p><u>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。</u></p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第37条 周辺監視区域は、別図3に示す区域とする。</p> <p>2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
(追加)	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第28条の2 廃棄物管理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	(作業に伴う放射線管理) 第39条 各課長等は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。 2 放射線安全課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、各課長等に指導・助言を行う。
廃棄物管理規則第34条第1項第15号 非常の場合に採るべき処置 ○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	廃棄物管理規則第34条第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	— 第47条 (非常時対策組織) 第48条 (非常時要員) 第48条の2 (緊急作業従事者) 第49条 (非常時用器材の整備) 第50条 (通報系統) 第51条 (通報) 第52条 (応急措置) 第53条 (非常時体制の発令) 第54条 (非常時対策活動) 第55条 (非常時体制の解除)	(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第56条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず、当該措置を優先する。
○ 緊急時における操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。	2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	(操作上の一般事項) 第12条 貯蔵管理課長及びキューテリイ施設課長は、廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、その結果及び異常の場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。 ① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること ② 警報発信時の対応内容に関すること 2 貯蔵管理課長及びキューテリイ施設課長は、前項に基づき手順書を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。	

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p>	<p>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報する</p>	<p>3. 貯蔵管理課長は、<u>ガラス固化体受入れ建屋の玄関付近に管理上の注意事項を掲示する。</u></p> <p>(非常時用器材の整備)</p> <p>第49条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>(通報系統)</p> <p>第50条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。</p> <p>(通報)</p> <p>第51条 第46条第1項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長及び貯蔵管理課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに工場長、廃棄物取扱主任者及び事業部長があらかじめ定められた連絡責任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。</p> <p>また、建屋外の電気設備に係る異常については、統括当直長はユーティリティ施設課長に対しても通報し、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクトに係る異常については、貯蔵管理課長は安全ユーティリティ課長に対しても通報する。</p> <p>2 工場長は、前項の通報を受けた場合は、非常事態の状況等を直ちに事業部長に報告する。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p> <p>第56条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、<u>この規定</u>によらず、当該措置を優先する。</p> <p>(応急措置)</p> <p>第52条 前条において非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した統括当直長及び設備等の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2 放射線安全課長及び環境管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。また、必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(非常時体制の発令)</p> <p>第53条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。</p>	<p>保安規定関連条文</p>
<p>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>防災業務計画</u>によること が定められていること。</p> <p>○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u>によること が定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>第51条 第46条第1項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長及び貯蔵管理課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに工場長、廃棄物取扱主任者及び事業部長があらかじめ定められた連絡責任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。</p> <p>また、建屋外の電気設備に係る異常については、統括当直長はユーティリティ施設課長に対しても通報し、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクトに係る異常については、貯蔵管理課長は安全ユーティリティ課長に対しても通報する。</p> <p>2 工場長は、前項の通報を受けた場合は、非常事態の状況等を直ちに事業部長に報告する。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p> <p>第56条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、<u>この規定</u>によらず、当該措置を優先する。</p> <p>(応急措置)</p> <p>第52条 前条において非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した統括当直長及び設備等の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2 放射線安全課長及び環境管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。また、必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(非常時体制の発令)</p> <p>第53条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。</p>	<p>保安規定関連条文</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
旧	新
<p>○ <u>次</u> の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p><u>1.</u> 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者であること。</p> <p><u>2.</u> 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p><u>3.</u> 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業者及び協力企業の従業者</u>は、<u>原子力災害対策特別措置法</u>第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災要員、同法第9条第3項に規定する副原子力防災管理者又は<u>同法同条</u>第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）<u>及び緊急作業</u>を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に<u>採る</u>べき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>	<p>(非常時対策活動)</p> <p>第54条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第50条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。</p> <p>2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。</p> <p>3 第38条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合には、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、廃棄物管理施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>(緊急作業従事者)</p> <p>第48条の2 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定めおく。</p> <p>(1) 別表18の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表18の3に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p> <p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第38条 放射線管理課長は、第36条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各職位は女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表13に基づいて評価し、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者については、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p>
<p>○ <u>次</u> の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p><u>(1)</u> 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者であること。</p> <p><u>(2)</u> 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p><u>(3)</u> 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業者</u>は、<u>原子力災害対策特別措置法</u>第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は<u>同条</u>第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p><u>7.</u> 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）<u>、緊急作業</u>を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に<u>講ず</u>べき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>	<p>(緊急作業従事者)</p> <p>第48条の2 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定めおく。</p> <p>(1) 別表18の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表18の3に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p> <p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第38条 放射線管理課長は、第36条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各職位は女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表13に基づいて評価し、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者については、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
旧	新
<p>○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>○ 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p> <p>(追加)</p>	<p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、廃棄物管理施設に災害が生じ、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第48条の2第1項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表14の2に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表14の3に基づいて評価し、別表14の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>(非常時対策活動)</p> <p>第54条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第50条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。</p> <p>2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。</p> <p>3 第38条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合には、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、廃棄物管理施設の状態及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>(非常時体制の解除)</p> <p>第55条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。</p> <p>(非常時訓練)</p> <p>第58条 事業部長は、非常時の場合に対処するための訓練を年1回以上実施する。</p>
<p>○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>○ 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p> <p>(追加)</p>	<p>地震、火災に伴い発生する可能性のある施設の異常については、第46条の「異常」の中に含めており、地震・火災時における具体的な措置は、第12条の3（地震・火災等発生時の措置）および本条に基づき定める「再処理事業部 異常・非常時対策要領」に記載</p> <p>第46条（異常時の措置）</p> <p>第47条（非常時対策組織）</p> <p>第48条（非常時要員）</p> <p>第48条の2（緊急作業従事者）</p> <p>第49条（非常時用器材の整備）</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
	<p>練に<u>関すること。</u></p> <p>(3) <u>必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>(4) <u>その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p>	<p>第50条 (通報系統)</p> <p>第51条 (通報)</p> <p>第52条 (応急措置)</p> <p>第53条 (非常時体制の発令)</p> <p>第54条 (非常時対策活動)</p> <p>第55条 (非常時体制の解除)</p> <p>第56条 (原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p>	
<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第16号</u> 記録及び報告</p> <p>○ 廃棄物管理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められている <u>ことが求められる。</u></p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第14号</u> 記録及び報告</p> <p>1. 廃棄物管理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められている <u>こと。</u></p>	<p>—</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p><u>第3条の4 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</u></p> <p>【中略】</p> <p><u>4.2.4 記録の管理</u></p> <p>(1) <u>組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u></p> <p>(2) <u>安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。</u></p>	
<p>○ 廃棄物管理規則第26条に定める記録について、その記録の <u>管理</u> が定められていること。</p>	<p>2. 廃棄物管理規則第26条に定める記録について、その記録の <u>管理</u> <u>に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)</u> が定められていること。</p>	<p>(記録)</p> <p>第60条 作成責任者及び保存責任者は、別表20に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、気象記録のうち降雨量は、この規定による記録を行わない。</p>	
<p>○ 事業所長及び廃棄物取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>○ 特に、廃棄物管理規則第35条の16各号に掲げる事故故障等の事</p>	<p>3. 事業所長及び廃棄物取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、廃棄物管理規則第35条の16各号に掲げる事故故障等の事</p>	<p>別表20 保安活動に関する記録【省略】</p> <p>(記録)</p> <p>第60条 作成責任者及び保存責任者は、別表20に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、気象記録のうち降雨量は、この規定による記録を行わない。</p> <p>別表20 保安活動に関する記録【省略】</p> <p>(報告)</p> <p>第61条 各課長等は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに工場長、廃棄物取扱主任者及び連絡責任者に報告する。</p>	

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に 確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関 する経営責任者の強い関与が明記されていること。 ○ 当該事故故障等の事象に準ずる事象について、具体的に明記されて いること。	象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に 確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関 する経営責任者の強い関与が明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる事象について、具体的に明記されて いること。		
(追加)	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号 廃棄物管理施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこ れらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者 検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規 規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員 会決定））を参考として定められていること。</p>	<p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、廃棄物管理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改 善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参 照）を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第28条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期 施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標 を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観 点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2 保全プログラムの策定</p> <p>各職位は、1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なブ ロセスを保全プログラムとして策定する。また、11の施設管理の有効性評価の結 果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラ ムの見直しを行う。</p> <p>3 保全対象範囲の策定</p> <p>管理担当課長は、廃棄物管理施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選 定する。</p>	

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

4 施設管理の重要度の設定

4.1 保安重要度の設定

管理担当課長は、3の保安対象範囲について、構築物、系統及び機器の保安活動の管理に用いる重要度（以下「保安重要度」という。）を設定する。

(1) 機器の保安重要度は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「事業許可基準規則」）という。）に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。

(2) 構築物の保安重要度は、(1)に基づき設定する。

(3) 次項以降の保安活動は重要度に応じた管理を行う。

4.2 設計及び工事の重要度の設定

(1) 設計及び工事を実施する各職位は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、事業許可基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。

(2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。

5 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視

(1) 保安技術課長は、保安の有効性を監視、評価するために保安活動管理指標を設定する。

(2) 保安技術課長は、前号の保安活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。

(3) 保安技術課長は、廃棄物管理施設又は系統の供用開始（供用とは、施設又は系統の機能が要求される状態をいう。）までに、保安活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関する事項を含める。

(4) 保安技術課長は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。

6 施設管理実施計画の策定

(1) 技術課長は、3の保安対象範囲に対して実施する保安活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次のa. ～h. を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。

a. 施設管理実施計画の始期及び期間

b. 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画

c. 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保安のために実施するものに限る。）

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
		<p>d. <u>廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）</u></p> <p>e. <u>廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際にを行う保安の確保のための措置</u></p> <p>f. <u>廃棄物管理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</u></p> <p>g. <u>前 f. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること</u></p> <p>h. <u>廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること</u></p> <p>(2) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び 10 の保安の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. <u>運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</u></p> <p>b. <u>使用環境及び設置環境</u></p> <p>c. <u>劣化、故障モード</u></p> <p>d. <u>機器の構造等の設計的知見</u></p> <p>e. <u>科学的知見</u></p> <p>(3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での廃棄物管理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 <u>点検計画の策定</u></p> <p>(1) <u>保修担当課長は、廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</u></p> <p>a. <u>予防保全</u></p> <p>① <u>時間基準保全</u></p> <p>② <u>状態基準保全</u></p> <p>b. <u>事後保全</u></p> <p>(3) <u>保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>時間基準保全</u></p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① <u>点検の具体的方法</u></p> <p>② <u>構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>③ <u>実施頻度</u></p>

保安規定関連条文

④ 実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視、点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

b. 状態基準保全

① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。

i) 状態監視データの具体的採取方法

ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準

iii) 状態監視データ採取頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

② 巡視、点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

i) 巡視、点検の具体的方法

ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準

iii) 実施頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法

③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。

i) 定例試験の具体的方法

ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準

iii) 実施頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

c. 事後保全

事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。

(4) 管理担当課長又は保修担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第27条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。

a. 定期事業者検査の具体的方法

b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
旧	
新	<p>事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づき必ず必要な手続き^{※1}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、廃棄物管理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第26条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づき手続きとは、法第51条の5（変更の許可及び届出等）、第51条の7（設計及び工事の計画の認可）、第51条の8第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、廃棄物管理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7 施設管理の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第24条による設計管理及び第25条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

査等の実施は、第 26 条、第 27 条に従う。

- (3) 各課長及び統括当直長は、廃棄物管理施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 11 条による巡視を定期的に行う。
- (4) 各職位は、施設管理の結果について記録する。

8 施設管理の結果の確認・評価

- (1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期^{※2}までに確認・評価し、記録する。
- (2) 施設管理を実施した各職位は、廃棄物管理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。
- (3) 各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定められたプロセスに基づき、保安が実施されていることを、所定の時期^{※2}までに確認・評価し、記録する。

※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された工事、点検等の完了時をいう。

9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置

- (1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。
 - a. 保安を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合
 - b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定められたプロセスに基づき、保安が実施されていることが確認・評価できない場合
- (2) 各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。
- (3) 各職位は、(1)及び(2)の活動を第 3 条の 4 に基づき実施する。

10 保安の有効性評価

- 保安担当課長は、保安活動から得られた情報等から、保安の有効性を評価し、保安が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。
- (1) 保安担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保安の有効性を評価する。なお、保安の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。
 - a. 保安活動管理指標の監視結果

保安規定関連条文

	<p>b. <u>保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</u></p> <p>c. <u>トラブル等運転経験</u></p> <p>d. <u>経年劣化に関する技術的な評価</u></p> <p>e. <u>他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</u></p> <p>f. <u>リスク情報、科学的知見</u></p> <p>(2) <u>保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</u></p> <p>a. <u>点検及び取替結果の評価</u></p> <p>b. <u>劣化トレンドによる評価</u></p> <p>c. <u>類似機器等のベンチマークによる評価</u></p> <p>d. <u>研究成果等による評価</u></p> <p>(3) <u>保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</u></p> <p>11 <u>施設管理の有効性評価</u></p> <p>(1) <u>事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1.の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u></p> <p>(2) <u>各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</u></p> <p>12 <u>構成管理</u></p> <p>施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>a. <u>設計要件(第3条の4 7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第24条で実施する設計に対する要求事項をいう。)</u></p> <p>b. <u>施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。)</u></p> <p>c. <u>物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)</u></p> <p>13 <u>情報共有</u></p> <p>6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」に基づき、点検等を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第3条の4 7.4に基づき取得した</p>
--	---

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の廃棄物管理事業者と情報共有するための措置を講じる。

(設計管理)

第24条 各職位は、廃棄物管理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。

2 各職位は、第1項において第3条の4 7.3の適用の対象と判断した場合、第3条の4 7.3に従って設計を実施する。

なお、本条に基づき実施する第3条の4 7.3の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第26条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。

(作業管理)

第25条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。

2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。

(1) 他の廃棄物管理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止

(2) 供用中の廃棄物管理施設に対する悪影響の防止

(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取

(4) 作業工程の管理

(5) 使用開始までの作業対象設備の管理

(6) 第5章に基づく放射性廃棄物管理

(7) 第6章に基づく放射線管理

3 各職位は、作業の実施に当たっては、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。

4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業（予め計画された試験及び検査を第12条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。）を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。

(1) 作業の目的

(2) 作業を行う設備等

(3) 作業工程

(4) 作業実施体制

(5) 作業の内容及び保安上必要な措置

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
	<p>2. 廃棄物管理施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「<u>廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイド</u>」(原管発第13112713号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))等を参考とし、<u>廃棄物管理規則第29条の2に規定された廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</u></p>	<p>5 <u>事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第3条の4 7.3適用の対象と判断した工事については、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</u></p> <p>6 <u>各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長に通知する。</u></p> <p>7 <u>前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</u></p> <p>8 <u>事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>
<p>2. <u>廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価</u>については、「<u>廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイド</u>」(原管発第13112713号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))等を参考とし、<u>廃棄物管理規則第29条の2に規定された廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>2 <u>保全技術課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>3 <u>事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</u></p> <p>4 <u>各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</u></p> <p>5 <u>各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</u></p> <p>6 <u>保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、廃棄物管理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>7 <u>事業部長は、第6項の評価の結果及びこれに基づき長期施設管理方針の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</u></p> <p>8 <u>廃棄物管理施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</u></p>	<p>(<u>廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価</u>)</p> <p>第28条 <u>保全技術課長は、事業開始後20年を経過する日までに、廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>2 <u>保全技術課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>3 <u>事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</u></p> <p>4 <u>各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</u></p> <p>5 <u>各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</u></p> <p>6 <u>保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、廃棄物管理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>7 <u>事業部長は、第6項の評価の結果及びこれに基づき長期施設管理方針の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</u></p> <p>8 <u>廃棄物管理施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</u></p>	<p>添付1 長期施設管理方針 (第28条関連)</p> <p>廃棄物管理施設の長期施設管理方針 (始期：2015年5月24日、適用期間：10年間)</p>
<p>3. <u>事業を開始した日以後20年を経過した廃棄物管理施設については、長期施設管理方針が定められていること。</u></p>		

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
旧	
新	<p><u>高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし</u></p>
<p>4. <u>廃棄物管理規則第34条第1項第15号に掲げる廃棄物管理施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</u></p> <p>5. <u>長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考として記載されていること。</u></p> <p>6. <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u></p> <p><u>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。</u></p>	<p>保安規定の申請書に係る規定であり、保安規定自体へは反映不要（PLMによる長期保全計画を長期施設管理方針とみなす経過措置が事業規則に定められており、今回の変更申請は策定、変更に変更に該当しない）</p> <p>第28条（廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価）にて定める実施計画書に当該ガイドを参考とする旨を記載。</p> <p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第26条 <u>事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる廃棄物管理施設の設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「特定第一種廃棄物埋設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</u></p> <p>2 <u>事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</u></p> <p>3 <u>前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査の実施体制を構築する。</u></p> <p>(2) <u>検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。</u></p> <p>(3) <u>検査対象の廃棄物管理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p>① <u>設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p>② <u>「特定第一種廃棄物埋設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u></p> <p>(4) <u>検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p>※1 <u>検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p>① <u>構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p>② <u>機能及び性能を確認するために十分な方法</u></p> <p>③ <u>その他設置又は変更の工事とその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- 4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。
- (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者
 - (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者
 - (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者
- 5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。
- 6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。
- 7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。
- 8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。
- 9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。

(定期事業者検査の実施)

- 第27条 事業部長は、廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。
- 2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。
- 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。
- (1) 検査の実施体制を構築する。
 - (2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。
 - (3) 検査対象の廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。
 - (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。
- ※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。
- ① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
 - ② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
旧	新
<p>廃棄物管理規則第34条第1項 第17号 廃棄物管理施設の定期的な評価</p> <p>○ 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」(原管廃発第13112713号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を参考に、廃棄物管理規則 第33条の3に規定された廃棄物管理施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p> <p>○ 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、廃棄物管理規則 第33条の3の規定に基づき措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに 品質保証計画 の改善を行うことが定められていること。</p>	<p>③ 設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の点検、補修を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保修担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項 第17号 廃棄物管理施設の定期的な評価</p> <p>○ 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考に、「廃棄物管理規則第33条の2」に規定された廃棄物管理施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p> <p>○ 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、廃棄物管理規則 第33条の2の規定に基づき措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに QMS の改善を行うことが定められていること。</p>	<p>(廃棄物管理施設の定期的な評価)</p> <p>第59条 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 廃棄物管理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を必要とすると判断した場合に必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第4項の評価の承認を行うに当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p> <p>(本条にて定める実施計画書に当該ガイドを参考とする旨を記載。)</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項 第18号 技術情報の共有</p> <p>○ メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する</p>	<p>-</p> <p>(施設管理計画)</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の廃棄物管理事業者と共有し、自らの廃棄物管理施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の廃棄物管理事業者と共有し、自らの廃棄物管理施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>第23条 <u>廃棄物管理施設について廃棄物管理事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <p>【中略】</p> <p>13. <u>情報共有</u></p> <p>6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」に基づき、点検等を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第3条の4 7.4に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の廃棄物管理事業者と情報共有するための措置を講じる。</p>	
<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第19号</u> 不適合発生時の情報の公開</p> <p>○ <u>廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第18号</u> 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. <u>廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</u></p> <p>2. <u>情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要ない事項が定められていること。</u></p>	<p>-</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条の4 <u>保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</u></p> <p>【中略】</p> <p>8.3 <u>不適合の管理</u></p> <p>(1) <u>組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)</u></p> <p>(2) <u>安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAPシステム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。)</u></p> <p>(3) <u>組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <p>a. <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</u></p> <p>b. <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)</u></p> <p>c. <u>機器等の使用又は個別業務の実施ができないうにすするための措置を講ずること。</u></p> <p>d. <u>機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合に</u></p>	

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
旧	新
<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第20号</u> その他必要な事項</p> <p>○ 日常の <u>品質保証活動</u> の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>○ <u>廃棄物管理事業者が、核燃料物質等による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第51条の18第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u></p>	<p>よる影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a. の措置を講じた場合においては、<u>個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(6) 組織は、<u>原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</u></p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第20号</u> その他必要な事項</p> <p>○ 日常の <u>品質保証活動</u> の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>○ <u>廃棄物管理事業者が、核燃料物質等による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第51条の18第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u></p>	<p>— (目的)</p> <p>第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第51条の18第1項の規定に基づき、再処理事業所廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(事業者対応方針等の履行)</p> <p><u>第3条の3</u> 社長は、保安活動を実施するにあたり、事業者対応方針、「<u>原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律</u>」（平成29年法律第15号）による改正前の法第51条の18第5項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査（以下「保安検査」という。）での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を <u>第3条の4に定める品質マネジメントシステム計画に基づき</u> 実施させる。</p> <p>なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。</p> <p>2 第4条の組織は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項 <u>第20号</u> その他必要な事項</p> <p>○ <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、核燃料物質等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u></p>	<p>ALARAについては、第2条の2（基本方針）、第5章放射性廃棄物管理及び第6章放射線管理に記載している。</p>

加工施設保安規定審査基準との整合性について

本資料のうち、■内の記載事項は公開制限情報に属するものであり、公開できませんので削除しております。

加工施設における保安規定の審査基準と加工施設（濃縮）保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
<p>加工事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第22条第1項の規定に基づき、<u>事業所</u>ごとに保安規定を定め、<u>原子力規制委員会</u>の認可を受けることが義務付けられている。</p>	<p>加工事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第22条第1項の規定に基づき、<u>工場又は事業所</u>ごとに保安規定を定め、<u>加工施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会</u>の認可を受けることが義務付けられている。</p>	<p>反映不要</p> <p>凡例 : 現時点で補正予定の条文</p>
<p>これを受け、認可を受けようとする加工事業者は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第8条第1項において規定されている<u>各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p>	<p>これを受け、認可を受けようとする加工事業者は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第8条第1項各号において規定されている<u>事項</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p>	
<p>申請書を受理した原子力規制委員会は、加工事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第22条第2項に定める<u>認可要件</u>「<u>核燃料物質による災害の防止上十分でない</u>と認められない」ことを確認するための審査を行うこととしている。</p>	<p>申請書を受理した原子力規制委員会は、加工事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第22条第2項に定める<u>認可要件である</u>・<u>原子炉等規制法第13条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものではない</u>と認められないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>核燃料物質による災害の防止上十分でない</u>と認められないことを確認するための審査を行うこととしている。 	
<p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	<p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	
<p><u>(追加)</u></p>	<p>ただし、加工規則第8条第1項各号において定められている事項の中には、<u>設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</u></p>	

加工施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>加工規則第8条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、<u>作業手順書</u>その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めること。特に、経営責任者の<u>積極的な関与</u>が明記されていること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p><u>1.</u> 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に<u>基づき</u>、<u>要領書</u>、<u>手順書</u>その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを<u>遵守することが定められていること</u>。また、<u>これらの文書の位置付け</u>が明確にされていること。特に、経営責任者の<u>積極的な関与</u>が明記されていること。</p>
<p>保安規定関連条文</p>	
<p>—</p> <p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 日本原燃株式会社役員、<u>社員</u>及び臨時雇員（以下「<u>社員等</u>」）は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。</p> <p><u>2.</u> 濃縮事業部長（以下「<u>事業部長</u>」）は、第1項以外の者（以下「<u>請負事業者等</u>」）に加工施設において加工の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p><u>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)</u></p> <p>第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、<u>関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第6条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。</u></p> <p><u>2 各職位</u>（この規定において「各職位」とは、第7条に示す組織における課長以上の者をいう。）は、<u>関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</u></p> <p><u>(品質マネジメントシステム計画)</u></p> <p>第6条 <u>保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p><u>本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>【中略】</p> <p><u>4.2.1 一般</u></p> <p><u>組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u></p> <p><u>品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。</u></p> <p>a. <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>b. <u>品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」</u></p> <p>c. <u>実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書</u></p> <p>d. <u>品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</u></p>	

加工施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>○ 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員（以下「社員等」という。）は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。</p> <p>2. 濃縮事業部長（以下「事業部長」という。）は、第1項以外の者（以下「請負事業者等」という。）に加工施設において加工の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p><u>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)</u></p> <p>第4条 社長は、この規定に基づき保安活動を実施するに当たり、<u>関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第6条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。</u></p> <p>2 各職位（この規定において「各職位」とは、第7条に示す組織における課長以上の者をいう。）は、<u>関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</u></p> <p><u>(品質マネジメントシステム計画)</u></p> <p>第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>a. 品質方針を定めること。</p> <p>b. 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）</p> <p>d. 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>e. 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実施されるようにすること。</p>

旧	加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>○ <u>作業手順書等</u>の保安規定上の位置付けに関することは、<u>加工規則第7条の2の8の2</u>に規定された<u>要領書</u>、<u>作業手順書</u>その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった<u>品質保証</u>に係る文書の階層的な体系の中で、その<u>位置付け</u>が明確にされていること。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5. <u>内部監査の仕組み</u>については、許可を受けたところにより、<u>重大事故に至るおそれのある事故</u>（設計基準事故を除く。）又は<u>重大事故</u>（以下「<u>重大事故等</u>」）と総称する。）が発生しないと評価された場合においては、<u>品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1</u>の規定に基づき、<u>内部監査の対象</u>に關与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>新</p> <p>4. <u>手順書等</u>の保安規定上の位置付けに関することは、<u>要領書</u>、<u>手順書</u>その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった<u>QM S</u>に係る文書の階層的な体系における<u>位置付け</u>が明確にされていること。</p> <p>5. <u>内部監査の仕組み</u>については、許可を受けたところにより、<u>重大事故に至るおそれのある事故</u>（設計基準事故を除く。）又は<u>重大事故</u>（以下「<u>重大事故等</u>」）と総称する。）が発生しないと評価された場合においては、<u>品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1</u>の規定に基づき、<u>内部監査の対象</u>に關与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>計画に従って、<u>品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u>（「<u>実効性を維持する</u>」とは、<u>保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していること</u>をいう。また、「<u>品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う</u>」とは、<u>品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うこと</u>をいう。）</p> <p>(2) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。</u>この場合、次の事項を適切に考慮する。（「<u>保安活動の重要度</u>」とは、<u>事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付け</u>をいう。）</p> <p>a. <u>加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</u></p> <p>b. <u>加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u>（「<u>原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u>とは、<u>原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象</u>（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）。</p> <p>c. <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</u>（「<u>通常想定されない事象</u>」とは、<u>設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象</u>（<u>人的過誤による作業の失敗等</u>）をいう。）</p> <p>(3) 組織は、<u>加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書</u>（記録を除く。以下「<u>品質マネジメント文書</u>」）という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、<u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</u></p> <p>a. <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。</u></p> <p>b. <u>プロセスの順序及び相互の関係</u>（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。<u>プロセス関連図</u>を図1に示す。</p> <p>c. <u>プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標</u>（以下「<u>保安活動指標</u>」）という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「<u>保安活動指標</u>」には、<u>安全実績指標</u>（特定核燃料物質の防護に関する領</p>

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- 域に係るものを除く。）を含む。）
- d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）
 - e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。
ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
 - f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）
 - g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする
こと。
 - h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）
- (5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。
- a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
 - b. 風通しの良い組織文化が形成されている。
 - c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
 - d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
 - e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
 - f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
 - g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
 - h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合はあることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
- (6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。
- (7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

4.2.1 一般

組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。

品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。

- a. 品質方針及び品質目標
- b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」
- c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書
- d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）

4.2.2 品質マニュアル

社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。

- a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- c. 品質マネジメントシステムの適用範囲
- d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
- e. プロセスの相互の関係

4.2.3 文書の管理

(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）

(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。（「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できるところを含む。）

- a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。
- b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）

c. a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

	<p>を実施する部門の要員を参画させること。(「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。)</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>a. 品質方針を定めること。</p> <p>b. 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)</p> <p>d. 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>e. 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p>
--	---

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

<p>h. <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</u></p> <p>5.2 <u>原子力の安全の確保の重視</u> <u>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</u></p> <p>5.3 <u>品質方針</u> <u>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合するようにする。〔「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに關するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目標として設定していること。〕</u></p> <p>a. <u>組織の目的及び状況に対して適切なるものであること。〔組織運営に關する方針と整合的なものであることを含む。〕</u></p> <p>b. <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って關与すること。</u></p> <p>c. <u>品質目標を定め、評価するに当たつての枠組みとなるものであること。</u></p> <p>d. <u>要員に周知され、理解されていること。</u></p> <p>e. <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って關与すること。</u></p> <p>5.4 <u>計画</u></p> <p>5.4.1 <u>品質目標</u> <u>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。〔品質目標が定められている〕には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。〕</u> <u>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。〔その達成状況を評価し得る〕とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。〕</u></p> <p>5.4.2 <u>品質マネジメントシステムの計画</u> <u>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たつての計画が策定されているようにする。</u> <u>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じ、次に掲げる事項を適切に考慮する。〔「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。〕</u></p> <p>a. <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果</u></p>	
--	--

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

	<p>(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)</p> <p>b. <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u></p> <p>c. <u>資源の利用可能性</u></p> <p>d. <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p>5.5 <u>責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p>5.5.1 <u>責任及び権限</u></p> <p>(1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)</p> <p>(2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)</p> <p>(3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。</p> <p>また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>5.5.2 <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u></p> <p>社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. <u>プロセスが確立され、実施されるときにも、その実効性が維持されているようにすること。</u></p> <p>b. <u>品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</u></p> <p>c. <u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p>d. <u>関係法令を遵守すること。</u></p> <p>5.5.3 <u>管理者</u></p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。)</p> <p>a. <u>個別業務のプロセスが確立され、実施されるときにも、その実効性が維持され</u></p>
--	--

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

	<p><u>ているようにすること。</u></p> <p>b. <u>要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p>c. <u>個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</u></p> <p>d. <u>健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</u></p> <p>e. <u>関係法令を遵守すること。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</u></p> <p>a. <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</u></p> <p>b. <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。</u></p> <p>c. <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</u></p> <p>d. <u>常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</u></p> <p>e. <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。</u></p> <p>5.5.4 <u>組織の内部の情報の伝達</u></p> <p>社長は、<u>組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</u></p> <p><u>品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションは以下のとおり。</u></p> <p>a. <u>安全・品質改革委員会</u></p> <p>b. <u>品質・保安会議</u></p> <p>c. <u>濃縮安全委員会</u></p> <p>5.6 <u>マネジメントレビュー</u></p> <p>5.6.1 <u>一般</u></p> <p>社長は、<u>品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。</u></p> <p>5.6.2 <u>マネジメントレビューに用いる情報</u></p>
--	---

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

	<p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>a. <u>内部監査の結果</u></p> <p>b. <u>組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。）</u></p> <p>c. <u>プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム—要求事項 JIS Q 9001 (IS09001)」（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）</u></p> <p>d. <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）</u></p> <p>e. <u>品質目標の達成状況</u></p> <p>f. <u>健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u></p> <p>g. <u>関係法令の遵守状況</u></p> <p>h. <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u></p> <p>i. <u>前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u></p> <p>i. <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u></p> <p>k. <u>部門又は要員からの改善のための提案</u></p> <p>l. <u>資源の妥当性</u></p> <p>m. <u>保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みごとを含む。）</u></p> <p>5.6.3 <u>マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</u></p> <p>(1) <u>組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u></p> <p>a. <u>品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</u></p> <p>b. <u>個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</u></p> <p>c. <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u></p> <p>d. <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</u></p>
--	---

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- e. 関係法令の遵守に関する改善
 - (2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。
 - (3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。
- 6 資源の管理
- 6.1 資源の確保
- 組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。〔資源を明確に定め〕とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）
- a. 要員
 - b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）
 - c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）
 - d. その他必要な資源
- 6.2 要員の力量の確保及び教育訓練
- (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。〔力量〕には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）
- (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。
- a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
 - b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。〔その他の措置〕には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）
 - c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。
 - d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。
 - (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
 - (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
 - (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
 - e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

こと。

7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。〔計画を策定する〕には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。〕

(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。〔「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。〕

(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。〔「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。〕

a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果

b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項

c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源

d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの「個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）

e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを表証するために必要な記録

(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす

7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス

7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。

a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項

b. 関係法令

c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項

7.2.2 個別業務等要求事項の審査

(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。

(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。

a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。

b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

<p>c. <u>組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</u></p> <p>(3) <u>組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</u></p> <p>7.2.3 <u>組織の外部の者との情報の伝達等</u></p> <p><u>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</u></p> <p>a. <u>組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法</u></p> <p>b. <u>予期せぬ事態における組織の外部の者との時直を得た効果的な対話を行う適切な方法</u></p> <p>c. <u>原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u></p> <p>d. <u>原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>7.3 <u>設計開発</u></p> <p>7.3.1 <u>設計開発計画</u></p> <p>(1) <u>組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。（「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a. <u>設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p>b. <u>設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u></p> <p>c. <u>設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</u></p> <p>d. <u>設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) <u>組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</u></p> <p>7.3.2 <u>設計開発に用いる情報</u></p> <p>(1) <u>組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	<p>c. <u>組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</u></p> <p>(3) <u>組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</u></p> <p>7.2.3 <u>組織の外部の者との情報の伝達等</u></p> <p><u>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</u></p> <p>a. <u>組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法</u></p> <p>b. <u>予期せぬ事態における組織の外部の者との時直を得た効果的な対話を行う適切な方法</u></p> <p>c. <u>原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u></p> <p>d. <u>原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>7.3 <u>設計開発</u></p> <p>7.3.1 <u>設計開発計画</u></p> <p>(1) <u>組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。（「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a. <u>設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p>b. <u>設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u></p> <p>c. <u>設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</u></p> <p>d. <u>設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) <u>組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</u></p> <p>7.3.2 <u>設計開発に用いる情報</u></p> <p>(1) <u>組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>
--	---

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

<p>a. <u>機能及び性能に係る要求事項</u></p> <p>b. <u>従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</u></p> <p>c. <u>関係法令</u></p> <p>d. <u>その他設計開発に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</u></p> <p>7.3.3 <u>設計開発の結果に係る情報</u></p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>a. <u>設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</u></p> <p>b. <u>調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</u></p> <p>c. <u>合否判定基準を含むものであること。</u></p> <p>d. <u>機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</u></p> <p>7.3.4 <u>設計開発レビュー</u></p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。</u></p> <p>a. <u>設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</u></p> <p>b. <u>設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>7.3.5 <u>設計開発の検証</u></p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。(「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</u></p> <p>7.3.6 <u>設計開発の妥当性確認</u></p>	<p>a. <u>機能及び性能に係る要求事項</u></p> <p>b. <u>従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</u></p> <p>c. <u>関係法令</u></p> <p>d. <u>その他設計開発に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</u></p> <p>7.3.3 <u>設計開発の結果に係る情報</u></p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>a. <u>設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</u></p> <p>b. <u>調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</u></p> <p>c. <u>合否判定基準を含むものであること。</u></p> <p>d. <u>機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</u></p> <p>7.3.4 <u>設計開発レビュー</u></p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。</u></p> <p>a. <u>設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</u></p> <p>b. <u>設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>7.3.5 <u>設計開発の検証</u></p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。(「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</u></p> <p>7.3.6 <u>設計開発の妥当性確認</u></p>
--	--

保安規定関連条文

	<p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。（「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにも、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達</p>
--	--

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

	<p>の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p><u>7.4.2 調達物品等要求事項</u></p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. <u>調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</u></p> <p>b. <u>調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u></p> <p>c. <u>調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>d. <u>調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）</u></p> <p>e. <u>調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</u></p> <p>f. <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>g. <u>その他調達物品等に必要な要求事項</u></p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p><u>7.4.3 調達物品等の検証</u></p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p><u>7.5 個別業務の管理</u></p> <p><u>7.5.1 個別業務の管理</u></p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>a. <u>加工施設の保安のために必要な情報を利用できない体制にあること。（加工施設の保安のために必要な情報には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）</u></p> <p>b. <u>手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</u></p> <p>c. <u>当該個別業務に見合う設備を使用していること。</u></p>
--	--

保安規定関連条文

<p>d. <u>監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</u></p> <p>e. <u>8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</u></p> <p>f. <u>本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</u></p> <p>7.5.2 <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</u></p> <p>(1) <u>組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができ、ことを、(1)の妥当性確認によって実証する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</u></p> <p>a. <u>当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</u></p> <p>b. <u>妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</u></p> <p>c. <u>妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</u></p> <p>7.5.3 <u>識別管理及びトレーサビリティの確保</u></p> <p>(1) <u>組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u></p> <p>7.5.4 <u>組織の外部の者の物品</u></p> <p><u>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）</u></p> <p>7.5.5 <u>調達物品の管理</u></p> <p><u>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</u></p> <p>7.6 <u>監視測定のための設備の管理</u></p> <p>(1) <u>組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る</u></p>	
---	--

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

要求事項と整合性のとれた方法で実施する。

(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。

a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡すること
が可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の
根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。（「あら
じめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）

b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。

c. 所要の調整がなされていること。

d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。

e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。

(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合にお
いては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。

(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合によ
り影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。

(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを
管理する。

(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初
回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視
測定に適用されていることを確認する。

8 評価及び改善

8.1 監視測定、分析、評価及び改善

(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。
（「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関
係する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等に
ついて検討するプロセスを含む。）

(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。（「要員が(1)の
監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改
善活動に用いることができる体制があることをいう。）

8.2 監視及び測定

8.2.1 組織の外部の者の意見

(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者
の意見を把握する。

(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。

8.2.2 内部監査

(1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。〔客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施〕するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。〕

a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項

b. 実効性のある実施及び実効性の維持

(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。

(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。

(4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。

(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。

(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。〔権限〕には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。〕

(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。

(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。

8.2.3 プロセスの監視測定

(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。〔監視測定〕の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、〔監視測定〕の方法には、〔監視測定の実施時期〕及び〔監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期〕を含む。〕

(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。

(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。

(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

<p>(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査又は自主検査等を実施する。〔「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的にを行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。〕</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。〔「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。〕</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づき使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。</p> <p>ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に關与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。〔「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。〕</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。〔「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。〕</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。〔「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。〕</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p>	
--	--

旧

新

<p>b. <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</u></p> <p>c. <u>機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</u></p> <p>d. <u>機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(4) <u>組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(5) <u>組織は、(3)a.の措置を講じた場合には、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(6) <u>組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</u></p> <p>8.4 <u>データの分析及び評価</u></p> <p>(1) <u>組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。（「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</u></p> <p>a. <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u></p> <p>b. <u>個別業務等要求事項への適合性</u></p> <p>c. <u>機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）</u></p> <p>d. <u>調達物品等の供給者の供給能力</u></p> <p>8.5 <u>改善</u></p> <p>8.5.1 <u>継続的な改善</u></p> <p><u>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的</u></p>	
--	--

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

な活動をいう。)

8.5.2 是正処置等

(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切なる是正処置を講じる。

a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。

(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）

(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化

b. 必要なる是正処置を明確にし、実施すること。

c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。

d. 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。（「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みことを含む。）

e. 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更すること。

f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。（「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）

g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。

(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。

(3) 組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。（「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。）

8.5.3 未然防止処置

(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。（「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）

加工施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>加工規則第8条第1項第4号 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>○ 事業所における加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第3号 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>
<p>加工規則第8条第1項第4号 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>○ 事業所における加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第3号 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>

保安規定関連条文

- a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。
 - b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。
 - c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。
 - d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。
 - e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
- (2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。
- 図1 プロセス関連図【省略】
- 図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図【省略】
- 表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係【省略】
- 表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係【省略】

(保安に関する組織)

第7条 加工施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。

別図1 (保安に関する組織)【省略】

(職務)

第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。

2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。

【中略】

(2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。

(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。

(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。

(5) 安全・品質本部長は、社長が行う加工の事業に関する品質保証に係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
加工規則第8条第1項第5号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等 ○ 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。なお、核燃料物質の取扱いに関し、実務の経験が3年以上であること。	加工規則第8条第1項第4号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等 1. 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。 2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようとするため、原子炉等規制法第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（加工設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の	<p>(6) 事業部長は、加工施設の保安に関する業務のうち事業部長が所管する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>【中略】</p> <p>(8) ウラン濃縮工場長は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する業務を統括する。</p> <p>【中略】</p> <p>(15) 警備課長は、加工施設の保全区域及び周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保全管理課長は、保全プログラムの策定、施設管理実施計画の策定等の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 機械保全課長は、建物及び機械設備の施設管理及び原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務を行う。</p> <p>ただし、保全管理課長が所管する原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務は除く。</p> <p>(18) 電気計装保全課長は、電気設備及び計装設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 施設計画課長は、加工施設の事業変更許可及び設計及び工事の計画の認可申請に関する業務を行う。</p> <p>【中略】</p> <p>(22) 第39条に定める使用前事業者検査又は第40条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p> <p>【中略】</p>	<p>—</p> <p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第9条 加工施設における核燃料物質等の取扱いに関し保安の監督を行わせるため、濃縮・埋設事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者から社長が選任する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、第8条に定める保安に関する職務を兼任しない。</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【中略】</p>

加工施設における保安規定審査基準

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>旧</p> <p>監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>(1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）</p> <p>【中略】</p> <p>(核燃料取扱取扱主任者の選任)</p> <p>第9条 加工施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、濃縮・理設事業所に核燃料取扱取扱主任者及び核燃料取扱取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 核燃料取扱取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者から社長が選任する。</p> <p>3 核燃料取扱取扱主任者は、第8条に定める保安に関する職務を兼任しない。</p> <p>(核燃料取扱取扱主任者の職務)</p> <p>第10条 核燃料取扱取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に履行。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長及び事業部長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 第41条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価結果及び第89条に基づく加工施設の定期的な評価結果を確認すること。</p> <p>(4) 第23条に基づくカスケード設備運転条件、第25条に基づく年間液化回数、第37条に基づく設計開発に係る実施計画、第38条に基づく作業管理に係る実施計画、第41条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画、第41条に基づく長期施設管理方針、第44条、第45条及び第49条に基づく搬出計画、第87条に基づく保安教育の実施計画、第89条に基づく加工施設の定期的な評価の実施計画について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(5) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(6) 加工施設の事業変更許可、設計及び工事の方法の計画並びにこの規定の認可に係る申請の要否を確認すること。</p> <p>(7) 前号の申請について、その内容を確認すること。</p> <p>(8) 第90条に示す記録を確認すること。</p> <p>(9) この規定及びこの規定に定める文書並びに第4章、第5章及び第7章に定める事項に関する手順書の制定及び改廃について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(10) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱取扱主任者がその保安のために行う</p>
<p>新</p> <p>監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>○ 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が、<u>独立</u>していることが<u>当然に求められる</u>ものではない。</p>	<p>3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が<u>独立</u>していることが<u>求められる</u>ものではない。</p>		<p><u>指示に従う。</u></p> <p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第11条</p> <p>【中略】</p> <p>2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人（核燃料取扱主任者においてはその代理人）を出席させることができる。</p> <p>【中略】</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代理人の意見を尊重する。</p> <p>【中略】</p> <p>(濃縮安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第12条</p> <p>【中略】</p> <p>2 濃縮安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 濃縮安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、<u>委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人（核燃料取扱主任者においてはその代理人）を出席させることができる。</u></p> <p>【中略】</p> <p>4 委員長は、<u>核燃料取扱主任者又はその代理人の意見を尊重する。</u></p> <p>【中略】</p> <p>第9条（核燃料取扱主任者の選任） 第3項</p>

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
加工規則第8条第1項第6号 <u>放射線業務従事者に対する保安教育</u> ○ <u>従業員及び協力企業の従業員</u> について、保安教育実施方針が定められていること。	加工規則第8条第1項第5号 <u>保安教育</u> 1. <u>加工施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）</u> について、保安教育実施方針が定められていること。 2. <u>従業員</u> について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 3. <u>従業員</u> について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	(保安教育) 第87条 運営管理課長は、毎年度、 <u>加工施設において加工施設の保安に関する業務を行う社員</u> の保安教育について、別表31の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) <u>業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</u> (2) <u>保安教育の実施時期</u> (3) <u>保安教育の方法</u>	
○ <u>従業員及び協力企業の従業員</u> について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 ○ <u>従業員及び協力企業の従業員</u> について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	2. <u>従業員</u> は、前項の承認を行うに <u>当たっては</u> 、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の <u>確認</u> がされていることを確認する。		
○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容と <u>その見直し</u> の頻度等について明確に定められていること。	3 各職位は、第1項の保安教育の実施計画に基づき、保安教育を実施する。 4 事業部長は、 <u>運営管理課長に前項の実施結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合に必要な措置を講じる。</u>		
○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容と <u>その見直し</u> の頻度等について明確に定められていること。	5 運営管理課長は、 <u>第3項の実施結果及び前項の評価結果を核燃料取扱主任者に報告する。</u> 6 各課長は、請負事業者等に対し、 <u>濃縮・埋設事業所において加工施設に関する作業を行わせる場合は、別表32の実施方針に基づいた実施計画を第1項の実施計画に定め、保安教育を実施する。</u> ただし、 <u>請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。</u> また、 <u>各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</u> 7 事業部長は、 <u>運営管理課長に前項の実施結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合に必要な措置を講じる。</u> 8 運営管理課長は、 <u>第6項の実施結果及び前項の評価結果を核燃料取扱主任者に報告する。</u>		
加工規則第8条第1項第7号 <u>保安上特に管理を必要とする設備の操作</u> ○ <u>加工施設の操作に必要な操作員の確保</u> について定められていること。	別表31 (社員への保安教育実施方針) 【省略】 別表32 (請負事業者等への保安教育実施方針) 【省略】		
加工規則第8条第1項第6号 <u>加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</u> 1. <u>加工施設の操作に必要な操作員の確保</u> について定められていること。	1 (操作員の確保) 第15条 各課長は、 <u>第87条</u> に基づき加工施設の操作に必要な保安教育を実施した者に操作させる。 2 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。		

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
<p>○ 加工施設の操作及び管理に係る<u>社内</u>規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>2. 加工施設の操作及び管理に係る<u>組織内</u>規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>3 運転管理課長は、1直<u>当たり</u>4名以上の当直員をそろえる。</p> <p><u>第14条</u> (加工施設の使用)</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p><u>第17条</u> 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、<u>次の事項を手順書に定める。</u></p> <p>(1) <u>操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること。</u></p> <p>(2) <u>設備・機器へのタグ表示等による誤操作防止に関すること。</u></p> <p>(3) <u>警報作動時の対応内容に関すること。</u></p> <p>2 各課長は、<u>前項の</u>手順書の制定に<u>当たっては</u>、核燃料取扱主任者の<u>確認</u>を受ける。</p> <p>【中略】</p> <p><u>第19条</u> (資機材等の管理)</p> <p><u>第20条</u> (UF₆サンプルの管理)</p> <p><u>第22条</u> (保安上特に管理を必要とする設備)</p> <p><u>別表5</u> (保安上特に管理を必要とする設備) 【省略】</p> <p><u>第24条</u> (漏えい管理)</p> <p>(均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置)</p> <p><u>第25条</u> 事業部長は、次に掲げる均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う操作(以下「液化」という。)を行う場合の措置を含む<u>第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 運転総括要領」)</u>を承認し、各職位に実施させる。</p> <p>(1) 運営管理課長は、均質槽における液化回数が必要最低限となるよう年間液化回数を設定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(2) 事業部長は、前号の承認を行うに<u>当たっては</u>、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の<u>確認</u>がされていることを確認する。</p> <p>【中略】</p> <p>(5) 運転管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室することを限定するため、あらかじめ実施可能な保安上必要な定常作業を<u>第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 運転総括要領」)</u>に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>【中略】</p> <p><u>第26条</u> (過充填防止)</p> <p><u>別表11</u> (最大充填量) 【省略】</p> <p>(熱的制限)</p>

加工施設における保安規定審査基準

旧	新
	<p>保安規定関連条文</p> <p><u>第27条</u> 運転管理課長は、UF₆シリンダ類を加熱する場合は、その温度を<u>別表12</u>に定める管理値以下に保つ。</p> <p>2 運転管理課長は、劣化ウランの替りに用いる廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）を加熱するに先立って、廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）を加熱するための使用前検査に合格又は<u>使用前事業者検査の使用前確認が完了</u>していることを確認する。</p> <p><u>別表12</u>（加熱時温度管理値）</p> <p><u>第28条</u>（吊上げ高さ制限）</p> <p><u>別表13</u>（吊上げ高さ制限値）</p>
<p><u>3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。</u></p>	<p>（操作上の一般事項）</p> <p><u>第17条</u> 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、<u>次の事項を手順書に定める</u>。</p> <p><u>(1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること。</u></p> <p><u>(2) 設備・機器へのタグ表示等による誤操作防止に関すること。</u></p> <p><u>(3) 警報作動時の対応内容に関すること。</u></p> <p>2 各課長は、<u>前項の手順書の制定に当たっては</u>、核燃料取扱主任者の<u>確認</u>を受ける。</p> <p>【中略】</p> <p>（分析室におけるウランの取扱）</p> <p><u>第21条</u> 運転管理課長は、分析室のフード等でウランを取扱う場合は、<u>別表4</u>に定める最大取扱ウラン量以下とする。</p> <p><u>別表4</u>（分析室のフード等の最大取扱ウラン量）</p> <p>（臨界安全管理）</p> <p><u>第23条</u> 運転管理課長は、<u>別表6</u>に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ[]によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。</p> <p>ただし、新素材を用いた遠心分離機（以下「新型遠心機」という。）のみを運転する場合は、[]による運転条件とすることができる。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに<u>当たっては</u>、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の<u>確認</u>がされていることを確認する。</p> <p>3 運転管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第1項の運転条件を遵守する。</p> <p>4 運転管理課長は、毎日1回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカス</p>

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

ケード設備の濃縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。

なお、濃縮度測定装置の保守**点検等**によりカスケード設備の濃縮度測定ができない場合は、直ちに生産を停止する。

5 運転管理課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。

6 運転管理課長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンダ内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。

7 運転管理課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、**別表7**に示す設備及び容器を使用する。

8 廃棄物管理課長は、使用済み NaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する沈殿物（以下「分析沈殿物」という。）をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が**別表8**に定める仕様を満足していることを確認した上で、その容器中に含まれるウラン量を**別表8**に定める最大ウラン含有量以下にする。

9 運転管理課長は、製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が 16kg-U 以下であることを確認する。

10 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、使用済 NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱うウラン量を**別表9**に定める最大取扱うウラン量以下とするとともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。

11 運転管理課長は、臨界警報装置の保守**点検等を行っているとき**に臨界を検知した場合には、ページング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。

(核燃料物質の運搬)

第32条 運転管理課長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備又は専用ケースにより取扱うほか、加工規則第7条の6に規定されている措置を講じ、**運搬前に措置の実施状況を確認する**。

(核燃料物質の貯蔵)

第33条 運転管理課長は、核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) UF₆シリンダに封入されていることを確認すること。
- (2) 貯蔵施設の原料、製品又は廃品シリンダ置台上に貯蔵すること。
- (3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。
- (4) UF₆シリンダの貯蔵数量は、**別表14**に示す最大貯蔵数量を超えないこと。
- (5) 貯蔵施設の入付付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。

2 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質以外の核燃料物質を

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
		<p>保管する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中間製品容器に封入されていることを確認すること。 (2) 保管区域の中間製品容器置台上に保管すること。 (3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。 (4) 中間製品容器の保管数量が、<u>別表 15</u>に示す最大保管数量を超えないこと。 (5) 保管区域の入口付近に保管上の注意事項を掲示すること。 <p>3 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質を保管する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 付着ウラン回収容器に封入されていることを確認すること。 (2) 保管区域の付着ウラン回収容器置台上に保管すること。 (3) 貯蔵施設の搬送設備及び付着ウラン回収設備の搬送台車により取扱うこと。 (4) 付着ウラン回収容器の保管数量が、<u>別表 15</u>に示す最大保管数量を超えないこと。 (5) 保管区域の入口付近に保管上の注意事項を掲示すること。 <p><u>別表 6</u> (濃縮度制限値) 【省略】</p> <p><u>別表 7</u> (濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器) 【省略】</p> <p><u>別表 8</u> (ドラム缶仕様及び使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物中の最大ウラン含有量) 【省略】</p> <p><u>別表 9</u> (少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量) 【省略】</p>	
<p><u>○</u> 操作員の引継時に実施すべき事項、設備操作前に確認すべき事項及び地震・火災等発生時に講ずべき措置について定められていること (手順等への記載を含む)。</p>	<p>4. <u>操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</u></p>	<p>(引継)</p> <p><u>第 18 条</u> 運転管理課長は、当直長がその業務を次の当直長に引き継ぐ場合は、<u>引継簿を確実に引き渡させるとともに、操作の状況を的確に申し送りさせる。</u></p>	
<p>(追加)</p>	<p>5. <u>加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。</u></p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p><u>第 17 条</u> 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、<u>次の事項を手順書に定める。</u></p> <p>(1) <u>操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること。</u></p> <p>【中略】</p> <p>(3) <u>警報作動時の対応内容に関すること。</u></p> <p>【中略】</p>	
<p>(追加)</p>	<p>6. <u>地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</u></p>	<p>(異常時の措置)</p> <p><u>第 29 条</u> 加工施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、管理担当課長に通報する。</p> <p>2 管理担当課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに事業部長、核燃料取扱主任者及</p>	

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

び関係箇所に通報する。

ただし、事業部長及び核燃料取扱主任者への通報については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。

3 運転管理課長は、計測制御設備において複数の設備に共通する異常が同時に発生し、中央制御室の監視装置により機器等の運転状態を監視・操作できない場合は、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。

4 運転管理課長は、新型遠心機を含むカスケード設備の
 による濃縮度管理インターロックの機能又は、濃縮度測定装置による濃縮度管理インターロックの機能が喪失した場合には、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。

5 管理担当課長は、関係する課長と協力して異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。

ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。

(異常時における設備の手動による作動)

第30条 管理担当課長は、第22条に定める保安上特に管理を必要とする設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。

(火災防護活動のための体制の整備)

第71条 運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）に定め、事業部長の承認を得る。

また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。

(1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。

また、初期消火活動のために必要な要員を第75条により9名以上（事業所常駐2名以上、隣接する自社の他の事業所常駐7名以上）配置する。

(2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。

(3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。

また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表30に示す化学消防自動車等を配備する。

2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。

加工施設における保安規定審査基準	旧	新
保安規定関連条文		
<p>また、<u>巡視点検担当課長は、第16条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</u></p>		
<p>3 <u>事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>		
<p>4 <u>各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</u> <u>と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受け</u> <u>た関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</u> <u>(自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)</u></p>		
<p><u>第72条</u> 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う ための体制の整備として、次の措置に係る事項を<u>第6条の表1に掲げる文書</u>（「<u>火災防</u> <u>護計画</u>」及び「<u>加工施設 異常事象対策要領</u>」）に定め、<u>事業部長の承認を得る。</u></p>		
<p>また、本文書は、<u>添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作</u> <u>成する。</u></p>		
<p>(1) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を <u>第75条</u>により配置する。</p>		
<p>(2) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・ 訓練を<u>第87条</u>及び<u>第88条</u>により実施する。</p>		
<p>(3) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材 を配備する。</p>		
<p>2 各課長は、<u>前項</u>に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保全の ための活動を行う。</p>		
<p>3 <u>事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させると</u> <u>ともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>		
<p>4 <u>各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性が</u> <u>あると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を</u> <u>受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</u></p>		
<p>5 <u>各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</u></p>		
<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p>		
<p><u>第11条</u> <u>品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全</u> <u>社</u>的観点から審議する。</p>		
<p>【中略】</p>		
<p>(3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の<u>遵守の意識</u> の向上）に関する事項を含む)</p>		
<p>(4) <u>第41条に基づくと加工施設の経年劣化に関する技術的な評価結果及び第89条に基</u> <u>づく加工施設の定期的な評価結果</u></p>		
<p>(5) <u>第41条に基づくと長期施設管理方針</u></p>		
<p><u>7.</u> 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する 重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められ ていること。</p>		
<p><u>7.</u> 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する 重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められ ていること。</p>		

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

【中略】

3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。

【中略】

(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。

【中略】

(濃縮安全委員会の審議事項、構成等)

第12条 濃縮安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を事業部全体の観点から審議する。

(1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項

(2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項

(3) この規定の変更

(4) 加工施設の品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む）

(5) 第41条に基づき加工施設の経年劣化に関する技術的な評価結果及び第89条に基づき加工施設の定期的な評価結果

(6) 第41条に基づき長期施設管理方針

(7) 第6条の表1に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃

(8) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更

① 第23条に基づきカスケード設備の運転条件（ただし、あらかじめ濃縮安全委員会において審議、承認された設定方法を用いて運転条件を定める場合は、濃縮安全委員会の審議を省略することができる。）

② 第23条に基づきカスケード設備運転条件設定方法

③ 第25条に基づき年間液化回数

④ 第38条に基づき作業管理に係る実施計画

⑤ 第37条に基づき設計開発に係る実施計画

⑥ 第87条に基づき保安教育の実施計画

⑦ 第41条に基づき加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画及び第89条に基づき加工施設の定期的な評価の実施計画

(9) その他事業部長が必要と認める事項

【中略】

3 濃縮安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。

(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。

ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者において代行者）を出席させることができる。

(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名した者が委員長の職務を代行する。

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
加工規則第8条第1項第8号 管理区域及び周辺監視区域の設定等	加工規則第8条第1項第7号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等	【中略】	第13条 (安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)
○ 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第54条 (管理区域) 別図2 (ウラン濃縮工場 管理区域図) 【省略】	
○ 管理区域内の区域区分について、汚染のおおそれない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおおそれない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第55条 (管理区域の区域区分)	
○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第56条 (管理区域内の特別措置)	
○ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第58条 (管理区域への出入管理)	
○ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第58条 (管理区域への出入管理) 別表22 (身体及び身体に着用している物の表面密度) 【省略】	
○ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第57条 (飲食及び喫煙の禁止) 第58条 (管理区域への出入管理) 6項、7項 第62条 (作業に伴う放射線管理)	(均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置) 第63条 事業部長は、次に掲げる均質槽において液化を行う場合の措置を含む第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 放射線管理要領」)を承認し、各職位に実施させる。 【中略】
○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第67条 (物品の移動)	(事業所において行われる運搬) 第68条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、

加工施設における保安規定審査基準

旧	新
	<p>保安規定関連条文</p> <p><u>運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) <u>法令に適合する容器に封入して運搬すること。</u> <u>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であ</u> <u>って、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>容器等の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措</u> <u>置を講じること。</u></p> <p>(3) <u>法令に定める危険物と混載しないこと。</u></p> <p>(4) <u>運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者</u> <u>以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</u></p> <p>(5) <u>車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車</u> <u>両を伴走させること。</u></p> <p>(6) <u>核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安</u> <u>のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>(7) <u>容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</u></p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、<u>運搬前に容器等の線量</u> <u>当量率及び表面密度が別表29に定める値を超えていないことについて放射線管理課長</u> <u>の確認を得る。</u></p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下 「<u>外運搬規則</u>」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「<u>車両運搬規則</u>」とい う。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられているこ とを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所 において運搬することができる。</p> <p>(保全区域)</p> <p>第59条 保全区域は、別図3に示す区域とする。</p> <p>2 警備課長は、前項の保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限、 かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講じる。</p> <p>別図3 (保全区域及び周辺監視区域図)【省略】</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第60条 周辺監視区域は、別図3に示す区域とする。</p> <p>2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は周辺監視区域である旨を 示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立入る者以外の者の立入りを 制限する。</p> <p>別図3 (保全区域及び周辺監視区域図)【省略】</p>
<p>(追加)</p> <p>8. <u>保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められている</u> <u>こと。</u></p> <p>9. <u>周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域</u> <u>に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められている</u> <u>こと。</u></p>	<p>8. <u>保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められている</u> <u>こと。</u></p> <p>9. <u>周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域</u> <u>に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められている</u> <u>こと。</u></p>

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
○ <u>協力企業</u> に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び <u>それ</u> を遵守させる措置が定められていること。	<u>10. 役務を供給する事業者</u> に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び <u>これ</u> を遵守させる措置が定められていること。	<u>第57条</u> (飲食及び喫煙の禁止) <u>第58条</u> (管理区域への出入管理) 6項、7項 <u>第62条</u> (作業に伴う放射線管理) (均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置) <u>第63条</u> 事業部長は、次に掲げる均質槽において液化を行う場合の措置を含む <u>第6条</u> の表1に掲げる <u>文書</u> (<u>加工施設 放射線管理要領</u>) を承認し、各職位に実施させる。 【中略】	
<u>(追加)</u>	<u>加工規則第8条第1項第8号</u> <u>排気監視設備及び排水監視設備</u>	(放射性液体廃棄物)	
<u>(追加)</u>	<u>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</u>	<u>第47条</u> 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。 【中略】 (5) 運転管理課長は、 <u>別表20</u> に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を <u>別表21</u> に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。 ただし、 <u>別表21</u> に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。	
<u>(追加)</u>	<u>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められているものもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものを使用する方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項と併せて定められているものもよい。</u>	(放射性気体廃棄物) <u>第51条</u> 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。 【中略】 (4) 運転管理課長は、 <u>別表20</u> に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を <u>別表21</u> に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。 ただし、 <u>別表21</u> に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。 【中略】 <u>別表20</u> (放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度) 【省略】 <u>別表21</u> (放出管理用計測器の種類等) 【省略】 (放射線測定器類の管理) <u>第66条</u> 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、 <u>別表28</u> に定める放	

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等 ○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。	加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等 1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（ <u>個人線量計の管理の方法を含む。</u> ）が定められていること。	放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、 <u>別表28</u> に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、 <u>速やかに</u> に修理又は代替品を補充する。 <u>別表28</u> （放射線測定器類）【省略】	
加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等 ○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。	加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等 1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（ <u>個人線量計の管理の方法を含む。</u> ）が定められていること。 2. <u>国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable.以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</u>	（線量の評価及びび通知） <u>第61条</u> 放射線管理課長は、 <u>第58条</u> 第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。 2 各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。 3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を <u>別表23</u> に基づいて評価し、 <u>別表24</u> に定める線量限度を超えていないことを確認する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、 <u>別表24</u> に定める線量限度を超えていないことを確認する。 なお、一時立入者については、個人線量計により外部被ばくによる線量当量を測定し、線量を評価する。 4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者については、請負事業者等の責任者から通知させる措置を講じる。 【中略】 （放射線測定器類の管理） <u>第66条</u> 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、 <u>別表28</u> に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、 <u>別表28</u> に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、 <u>速やかに</u> に修理又は代替品を補充する。 <u>別表28</u> （放射線測定器類）【省略】 （放射線管理に係る基本方針） <u>第53条</u> 加工施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線業務従事者（一時立入者を含む）の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。 （線量の評価及びび通知）	

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- 第61条** 放射線管理課長は、**第58条**第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。
- 2 各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。
- 3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を**別表 23**に基づいて評価し、**別表 24**に定める線量限度を超えていないことを確認する。
- ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、**別表 24**に定める線量限度を超えていないことを確認する。
- なお、一時立入者については、個人線量計により外部被ばくによる線量当量を測定し、線量を評価する。
- 4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。
- ただし、請負事業者等の放射線業務従事者については、請負事業者等の責任者から通知させる措置を講じる。
- 5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、加工施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、加工設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある加工施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、**第76条**に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を**別表 25**に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を**別表 26**に基づいて評価し、**別表 25**に定める線量限度を超えていないことを確認する。
- (作業に伴う放射線管理)
- 第62条** 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。
- なお、各課長は放射線管理課長の承認後、作業を行うに**当たり**、作業訓練を行う。
- 2 各課長は、放射性物質の飛散のおそれがある作業を行う場合は、汚染拡大を防止するため、次の各号に定める措置を実施する。
- (1) 作業場を区画して行う。
- (2) 作業場からの退城及び物品を移動する場合は、汚染検査を行う。
- (3) 放射性物質の飛散のおそれがある作業は、分析室フード等内、除染ハウス、グリーンハウス等にて行う。
- 3 放射線管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、担当課長に指導・助言を行う。

加工施設における保安規定審査基準

旧	新	保安規定関連条文
<p>○ 加工規則第7条の2の9に基づく、<u>床</u>、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>○ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>○ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>3. 加工規則第7条の2の9に基づく<u>床</u>、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p><u>第64条</u> (床、壁等の除染)</p> <p><u>第65条</u> (線量当量等の測定) 【省略】</p> <p><u>別表27</u> (管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定) 【省略】</p> <p><u>第67条</u> (物品の移動)</p> <p>(核燃料物質の運搬)</p> <p><u>第32条</u> 運転管理課長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備又は専用ケースにより取扱うほか、加工規則第7条の6に規定されている措置を講じ、<u>運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(事業所において行われる運搬)</p> <p><u>第68条</u> 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、<u>次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際しては、<u>運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</u></p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両を徐行させるとともに、<u>運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</u></p> <p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、<u>相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>(7) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、<u>運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表29に定める値を超えないことについて放射線管理課長の確認を得る。</u></p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、<u>第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</u></p>

加工施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>○ <u>核燃料物質等の事業所外への運搬に関する事業所内の行為</u>が定められていること。</p>	<p>6. <u>核燃料物質等（新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に開するものを除く。）</u>が定められていること。なお、この事項は、<u>第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていることもよい。</u></p>
	<p>保安規定関連条文</p> <p>(核燃料物質等の受入れ、払出し)</p> <p><u>第31条</u> 運営管理課長は、加工施設外から核燃料物質を受入れる場合は、受入検査により保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>2 運営管理課長は、加工施設外へ核燃料物質を払出す場合は、<u>第69条</u>を遵守するほか、払出検査により保安措置を講じるとともに、次に定める事項を確認する。</p> <p>(1) 核燃料物質の払出先の責任の範囲が明確であること。</p> <p>(2) 国内に核燃料物質を払出す場合は、払出先が法に基づく核燃料物質に関する許可を有していること。</p> <p>(3) 海外に核燃料物質を払出す場合は、輸出に係る手続きが完了していること。</p> <p>(4) 核燃料物質が返却される場合は、返却の時期が定められていること。</p> <p>3 運営管理課長は、空のUF₆シリンダを受入れた場合は、当該シリンダがANSI又はISO規格に適合していることを確認する。</p> <p>(事業所外への運搬)</p> <p><u>第69条</u> 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、<u>運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p>3 各課長は、<u>次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) <u>核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。）以外の物が収納されていないこと。</u></p> <p>(3) <u>L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</u></p> <p>(4) <u>A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</u></p> <p>4 各課長は、<u>運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表29に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。</u></p> <p><u>ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>(原料ウランを納めた輸送物の運搬)</p> <p><u>第70条</u> 機械保全課長は、原料ウランを納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、<u>事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。</u></p> <p>2 保全管理課長は、<u>前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実</u></p>

加工施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

旧

新

- 施する。
- (1) 外観検査
- (2) 固縛検査
- (3) 表面密度検査
- (4) 線量当量率検査
- (5) 収納物検査
- (6) 重量検査

○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。

○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の確認について(内規)」(平成17・11・30原院第6号(平成18年1月30日原子力安全・保安院制定)及び平成23・06・20原院第4号(平成23年7月1日同院改正))を参考として記載していること。

なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の確認において記載された内容を満足するように定められていること。

7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていること。

○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射性廃棄物でない廃棄物の取扱い」(平成20・04・27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1))を参考として記載していること。

(削除)

○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱い」(平成20・04・27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1))を参考として記載していること。

8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱い」(平成20・04・27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていること。

(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

第46条 放射線管理課長は、**第55条**第1項に定める放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域として区分された管理区域内において設置された資材等(金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等)又は使用された物品(工具類等)を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(放射性廃棄物でない廃棄物)として管理区域外に搬出する場合は、次の事項を確認する。

(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。

(2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。

加工施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>○<u>汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること。</u></p>	<p>(3) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域として区分された管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p> <p><u>第54条</u> (管理区域) <u>第55条</u> (管理区域の区域区分) <u>第57条</u> (飲食及び喫煙の禁止) <u>第58条</u> (管理区域への出入管理) <u>第62条</u> (作業に伴う放射線管理) <u>第64条</u> (床、壁等の除染) <u>第67条</u> (物品の移動)</p> <p>(事業所において行われる運搬)</p> <p><u>第68条</u> 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、<u>次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) <u>法令に適合する容器に封入して運搬すること。</u> <u>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であつて、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>容器等の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</u></p> <p>(3) <u>法令に定める危険物と混載しないこと。</u></p> <p>(4) <u>運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</u></p> <p>(5) <u>車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</u></p> <p>(6) <u>核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>(7) <u>容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</u></p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、<u>運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表29に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。</u></p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「<u>外運搬規則</u>」という。)及び「<u>核燃料物質等車両運搬規則</u>」(以下「<u>車両運搬規則</u>」という。)に定める運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置が講じられていることを<u>運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</u></p>

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
加工規則第8条第1項第10号 放射線測定器の <u>管理等</u>	加工規則第8条第1項第10号 放射線測定器の <u>管理及び放射線の測定の方法</u>		
○ <u>放出管理用計測器</u> について、 <u>計測器の種類、所管箇所及び数量</u> が定められていること。	1. <u>放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）</u> が定められていること。 <u>（削除）</u>	(放射性液体廃棄物) 第47条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。 【中略】 (5) 運転管理課長は、 別表20 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を 別表21 に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。 ただし、 別表21 に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。	
○ <u>放射線計測器</u> について、 <u>計測器の種類、所管箇所及び数量</u> が定められていること。 <u>（追加）</u>	2. <u>放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められているもよい。</u>	(放射性気体廃棄物) 第51条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。 【中略】 (4) 運転管理課長は、 別表20 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を 別表21 に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。 ただし、 別表21 に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。 【中略】 別表20 (放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度) 【省略】 別表21 (放出管理用計測器の種類等) 【省略】 (放射線測定器類の管理) 第66条 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、 別表28 に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、 別表28 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、 速やかに 修理又は代替品を補充する。 別表28 (放射線測定器類) 【省略】 (線量当量等の測定) 第65条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を 別表27	

加工施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>加工規則第8条第1項第11号 加工施設の巡視及び点検</p> <p>○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、加工施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること(巡視及び点検の頻度を含む。)について、適切な内容が定められていること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第11号 加工施設の巡視及び点検</p> <p>○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、加工施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること(巡視及び点検の頻度を含む。)について、適切な内容が定められていること。</p>
<p>加工規則第8条第1項第12号 加工施設の施設定期自主検査</p> <p>○ 実施計画を定めて施設定期自主検査を行うことを定めていること。</p>	<p>(削除)</p> <p>施設定期自主検査に係る条項(旧第51条～旧第53条)を削除(定期事業者検査、施設管理計画に移行)</p>
<p>加工規則第8条第1項第13号 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵等</p> <p>○ 事業所構内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第11号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、<u>臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置</u>を講ずること、<u>貯蔵施設における貯蔵の条件等</u>が定められていること。</p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第33条 運転管理課長は、核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) UF₆シリンダに封入されていることを確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の原料、製品又は廃品シリンダ置台上に貯蔵すること。</p> <p>(3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。</p> <p>(4) UF₆シリンダの貯蔵数量は、別表14に示す最大貯蔵数量を超えないこと。</p> <p>(5) 貯蔵施設の入口付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>2 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質以外の核燃料物質を保管する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 中間製品容器に封入されていることを確認すること。</p> <p>(2) 保管区域の中間製品容器置台上に保管すること。</p> <p>(3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。</p> <p>(4) 中間製品容器の保管数量が、別表15に示す最大保管数量を超えないこと。</p> <p>(5) 保管区域の入口付近に保管上の注意事項を掲示すること。</p>

保安規定関連条文

に定めるところにより測定する。

- 2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。
- 3 放射線管理課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。

別表27 (管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定)【省略】

法令としては削除されるが、保全の巡視の観点でも実施することになるため、保安規定からは削除しない。

第16条 (巡視点検)

第36条 7 保全の実施

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

	<p>3 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質を保管する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 付着ウラン回収容器に封入されていることを確認すること。 (2) 保管区域の付着ウラン回収容器置台上に保管すること。 (3) 貯蔵施設の搬送設備及び付着ウラン回収設備の搬送台車により取扱うこと。 (4) 付着ウラン回収容器の保管数量が、別表 15 に示す最大保管数量を超えないこと。 (5) 保管区域の入口付近に保管上の注意事項を掲示すること。 <p>別表 14 (最大貯蔵数量) 【省略】 別表 15 (最大保管数量) 【省略】</p> <p>(UF₆サンプル等の保管)</p> <p>第 34 条 運転管理課長は、液体状態及び気体状態で採取した UF₆サンプル及びウラン標準試料を保管する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) UF₆サンプル容器及びサンプルチューブに封入されていることを確認すること。 <p>また、ウラン標準試料は、ウラン標準試料容器に封入されていることを確認すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) サンプル保管戸棚に保管すること。 <p>なお、サンプルチューブは、デシケータ中に収納した上でサンプル保管戸棚に保管すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (3) サンプル保管戸棚の保管量は、4.5kg-U を超えないこと。 (4) サンプル保管戸棚に保管上の注意事項を掲示すること。 <p>(空シリンダの管理)</p> <p>第 35 条 運転管理課長は、空の UF₆シリンダを保管する場合は、ウラン貯蔵・廃棄物建屋内の空シリンダ置台上に保管する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 運転管理課長は、空の中間製品容器を保管する場合は、1号均質室内又は2号発回均質室内の中間製品容器置台上に保管する。 3 運転管理課長は、空の付着ウラン回収容器を保管する場合は、2号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台上に保管する。 4 運転管理課長は、核燃料物質を空の UF₆シリンダ類に充填するに先だって、目視検査のほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) 及び廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) は、洗浄検査が行われていること。 (2) 原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) 及び廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) は、貯蔵設備に転用するための使用前検査に合格 又は使用前事業者検査の使用前確認が完了 していること。 (3) 中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。
--	--

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

<p>(4) 付着ウラン回収容器は、濃縮施設としての使用前検査に合格又は使用前事業者検査の使用前確認が完了していること。</p>	
<p>(事業所において行われる運搬) 第68条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p>	
<p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であつて、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p>	
<p>(2) 容器等の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p>	
<p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p>	
<p>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p>	
<p>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p>	
<p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p>	
<p>(7) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p>	
<p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表29に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。</p>	
<p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	
<p>別表29（物品等の移動に係る基準）【省略】 (核燃料物質等の受入れ、払出し) 第31条 運営管理課長は、加工施設外から核燃料物質を受入れる場合は、受入検査により保安措置が講じられていることを確認する。 2 運営管理課長は、加工施設外へ核燃料物質を払出す場合は、第69条を遵守するほか、払出検査により保安措置を講じるとともに、次に定める事項を確認する。 (1) 核燃料物質の払出先の責任の範囲が明確であること。 (2) 国内に核燃料物質を払出す場合は、払出先が法に基づき核燃料物質に関する許可を有していること。</p>	

(追加)
 2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- (3) 海外に核燃料物質を払出す場合は、輸出に係る手続きが完了していること。
 - (4) 核燃料物質が返却される場合は、返却の時期が定められていること。
- 3 運営管理課長は、空の UF₆ シリンダを受入れた場合は、当該シリンダが ANSI 又は ISO 規格に適合していることを確認する。

(事業所外への運搬)

- 第 69 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。
 - 2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。
 - 3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。
 - (1) 法令に適合する容器に封入されていること。
 - (2) 核燃料物質等の使用等に必要なる書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。）以外の物が収納されていないこと。
 - (3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。
 - (4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に閉封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。
 - 4 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表 29 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。
ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。
 - (原料ウランを納めた輸送物の運搬)
- 第 70 条 機械保全課長は、原料ウランを納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。
- 2 保全管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。
 - (1) 外観検査
 - (2) 固縛検査
 - (3) 表面密度検査
 - (4) 線量当量率検査
 - (5) 収納物検査
 - (6) 重量検査

加工施設における保安規定審査基準

旧	新	保安規定関連条文
<p>加工規則第8条第1項第14号 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>○ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第12号 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p>	<p>—</p> <p>第43条 (仕掛品)</p> <p>審査基準に変更はないが、加工規則の変更を踏まえ、以下を追加する。 (放射性固体廃棄物)</p> <p>第44条</p> <p>【中略】</p> <p>9 廃棄物管理課長は、別表16の放射性固体廃棄物の保管場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の各号の措置のほか、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>(スラッジ)</p> <p>第45条</p> <p>【中略】</p> <p>10 廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室に搬入されたスラッジを保管廃棄する場合は、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>上記を踏まえ、液体廃棄物及び気体廃棄物の保管も同様に追加する。 (有機溶剤)</p> <p>第48条</p> <p>【中略】</p> <p>4 廃棄物管理課長は、廃油保管廃棄場所に搬入された放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>(IF₅)</p> <p>第50条</p> <p>【中略】</p> <p>4 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室に保管廃棄する場合は、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合でさき整理番号を付すほか、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>【中略】</p>

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
		(IF ₇) 第52条 【中略】 4 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を A 付着ウラン回収廃棄物室に保管廃棄する場合は、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合できる整理番号を付すほか、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 【中略】 廃油保管廃棄場所に保管廃棄した機械油について固形化処理が完了したことから、今回関連する条文を削除する。 (機械油) 第49条 機械保全課長は、第55条第1項に定める放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域以外の管理区域内の機器の点検等に伴い発生した機械油を汚染の広がりの防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、速やかに、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で管理廃水処理室に搬出する。 2 廃棄物管理課長は、前項の機械油を固形化処理するまでの間、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図2に定める場所に固形化処理待ち機械油置場を設定し、当該置場で機械油を保管する。 また、設定に当たっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。 【中略】	
	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。		放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄については、現時点で実施しないため、反映不要
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。		放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬については、現時点で実施しないため、反映不要
○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。		第47条（放射性液体廃棄物） 別表17（放射性液体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値）【省略】 別表18（放射性液体廃棄物の廃水量の管理目標値）【省略】 別表20（放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度）【省略】

加工施設における保安規定審査基準

旧	新	保安規定関連条文
<p>○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>第51条 (放射性気体廃棄物) 別表19 (放射性気体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値)【省略】 別表20 (放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度)【省略】</p>
<p>(追加)</p>	<p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。</p>	<p>(線量当量等の測定) 第65条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表27に定めるところにより測定する。 2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。 3 放射線管理課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。 別表27 (管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定)【省略】</p>
<p>(追加)</p>	<p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第42条 加工施設における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。 (放射性液体廃棄物) 第47条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。 (1) 運転管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出する。 (2) 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、平成27年原子力規制委員会告示第8号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)(以下「線量告示」という。)第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 (3) 廃棄物管理課長は、処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度が別表17に定める管理目標値を超えないように努める。 (4) 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物の年間廃水量が別表18に定める管理目標値を超えないように努める。 (5) 運転管理課長は、別表20に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表21に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。 ただし、別表21に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができ</p>

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
		<p>る。</p> <p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第51条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 運転管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニターにより監視し、排気口から放出する。</p> <p>(2) 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 廃棄物管理課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表19に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(4) 運転管理課長は、別表20に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表21に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>ただし、別表21に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができ</p> <p>る。</p> <p>(5) 廃棄物管理課長は、別表20に定める精密測定の結果から、ウランの年間放出量を確認する。</p>
		<p>原子炉等規制法第61条の2の対象はない。</p>
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成17・11・30原院第6号(平成18年1月30日原子力安全・保安院制定)及び平成23・06・20原院第4号(平成23年7月1日同院改正))を参考として記載していること。</p> <p>なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</p>	<p>(削除)</p>	<p>原子炉等規制法第61条の2の対象はない。</p>
<p>○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。</p>	<p>(削除)</p>	<p>放射性廃棄物でない廃棄物の管理については、第46条(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)に規定している。</p>

加工施設における保安規定審査基準

旧	新	保安規定関連条文
<p>加工規則第8条第1項第1.5号 非常の場合に採るべき処置</p> <p>○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第1.3号 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>—</p> <p>(火災防護活動のための体制の整備)</p> <p>第71条 運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>また、初期消火活動のために必要な要員を第75条により9名以上（事業所常駐2名以上、隣接する自社の他の事業所常駐7名以上）配置する。</p> <p>(2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表30に示す化学消防自動車等を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>また、巡視点検担当課長は、第16条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると思われる場合は、あらかじめ定め定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p> <p>(自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)</p> <p>第72条 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）及び「加工施設 異常事象対策要領」に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>(2) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p>

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- (3) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。
- 2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保全のための活動を行う。
- 3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
- 4 各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。
- 5 各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。
- (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)
- 第73条 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）に定め、事業部長の承認を得る。
- また、本文書は、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」に従い作成する。
- (1) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。
- (2) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。
- (3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。
- (4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する。
- 2 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を前項の文書に定める。
- (1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。
- (2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
- (3) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

加工施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>○ 緊急時における<u>運転操作</u>に関する<u>社内</u>規程類を作成することが定められていないこと。</p>	<p>2. 緊急時における<u>操作</u>に関する<u>組織内</u>規程類を作成することが定められていないこと。</p>
<p>保安規定関連条文</p>	<p>3 各課長は、<u>第1項</u>に定めた文書に基づき、<u>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p>4 事業部長は、<u>運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合に必要な措置を講じる。</u></p> <p>(非常時対策組織)</p> <p><u>第74条</u> 運営管理課長は、火災、爆発、核燃料物質の漏えい等の異常発生により、濃縮事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が<u>当たる</u>。</p> <p>ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p><u>第75条</u> (非常時要員)</p> <p><u>第76条</u> (緊急作業従事者)</p> <p>(非常時用機材の整備)</p> <p><u>第77条</u> 運営管理課長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用機材、防護具類、放射線測定器等を<u>第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）</u>に定める。</p> <p>2 各課長は、前項に定める非常時用機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p><u>第78条</u> (安全避難通路)</p> <p>(通報系統)</p> <p><u>第79条</u> 運営管理課長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立し、<u>第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）</u>に定める。</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p><u>第17条</u> 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、<u>次の事項を手順書に定める。</u></p> <p>(1) <u>操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること。</u></p> <p>(2) <u>設備・機器へのタグ表示等による誤操作防止に関すること。</u></p> <p>(3) <u>警報作動時の対応内容に関すること。</u></p> <p>【中略】</p>

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

(火災防護活動のための体制の整備)

第71条 運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）に定め、事業部長の承認を得る。
また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。

(1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。

また、初期消火活動のために必要な要員を第75条により9名以上（事業所常駐2名以上、隣接する自社の他の事業所常駐7名以上）配置する。

(2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。

(3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。

また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表30に示す化学消防自動車等を配備する。

【中略】

(自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)

第72条 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）に定め、事業部長の承認を得る。

また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。

(1) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。

(2) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。

(3) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。

【中略】

(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)

第73条 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）に定め、事業部

加工施設における保安規定審査基準

加工施設における保安規定審査基準	旧	新
		<p style="text-align: center;">保安規定関連条文</p> <p><u>長の承認を得る。</u> また、本文書は、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>(4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する。</p> <p>2 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を前項の文書に定める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p><u>(3) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p>【中略】</p> <p>(非常時用機材の整備)</p> <p>第77条 運営管理課長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用機材、防護具類、放射線測定器等を第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）に定める。</p> <p>【中略】</p> <p>(通報系統)</p> <p>第79条 運営管理課長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立し、第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）に定める。</p> <p>(通報)</p> <p>第80条 第29条第1項の通報を受けた管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、前条に定める通報系統に従って直ちに事業部長があらかじめ定められた連絡責任者及びその他の関係箇所に通報する。</p>
		<p>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p> <p>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p>

加工施設における保安規定審査基準

旧	新
<p>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>防災業務計画</u>によることとが定められていること。<u>緊急事態が発生した場合、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</u></p>	<p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u>によることとが定められていること。</p>
<p><u>（追加）</u></p>	<p>5. 緊急事態が発生した場合は、<u>緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</u></p>

保安規定関連条文

<p>2 前項の通報を受けた連絡責任者は、<u>前条に定める通報系統に従って</u> 事業部長及び核燃料取扱主任者に通報するとともに、直ちに社外関係機関に通報する。</p>
<p>(非常時対策組織) 第74条 運営管理課長は、火災、爆発、核燃料物質の漏えい等の異常発生により、濃縮事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。 2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が<u>当たる</u>。 ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>
<p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第86条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。</p>
<p>(応急措置) 第81条 前条の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長に報告する。 また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>
<p>(救助活動) 第82条 非常時対策組織は、均質槽において液化を行っているときに核燃料物質の漏えいが発生した場合は、非常時体制の発令に拘らず直ちに放射線業務従事者の救助活動を行う。</p>
<p>(非常時体制の発令) 第83条 事業部長は、第80条第2項の<u>通報</u>を受けた場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。</p>
<p>(非常時対策活動) 第84条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時対策組織の要員を招集し、第79条であらかじめ確立した通報系統に従って、<u>その旨を社内及び社外関係機関に通報する</u>。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。 なお、均質槽において液化を行っているときに均質槽から室内に核燃料物質の漏え</p>

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
		<p>3 第61条 第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合には、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、加工施設の状態及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p> <p>第86条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。</p> <p>第76条 (緊急作業従事者)</p> <p>第76条 (緊急作業従事者)</p> <p>第61条 (線量の評価及び通知) 第5項、第6項</p> <p>第84条 (非常時対策活動) 第3項</p>	<p>3 第61条 第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合には、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、加工施設の状態及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p> <p>第86条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。</p> <p>第76条 (緊急作業従事者)</p> <p>第76条 (緊急作業従事者)</p> <p>第61条 (線量の評価及び通知) 第5項、第6項</p> <p>第84条 (非常時対策活動) 第3項</p>
		<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者が書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者が書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>
		<p>1. 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者が書面で申し出た者であること。</p> <p>2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>1. 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者が書面で申し出た者であること。</p> <p>2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>
		<p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>	<p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
○ 対象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。	8. 対象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。	(非常時体制の解除) 第85条 本部長は、非常事態が終息し、非常時体制をとる必要性がなくなると判断した場合は、非常時体制を解除し、第79条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。	
○ 防災訓練の実施頻度について定められていること。	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	(非常時訓練) 第88条 事業部長は、運営管理課長に非常時の場合に対処するための訓練を年1回以上実施させ、その結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	
加工規則第8条第1項第16号 初期消火活動のための体制の整備	加工規則第8条第1項第14号 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置	(火災防護活動のための体制の整備) 第71条 運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）に定め、事業部長の承認を得る。 また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。	
○ 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備、初期消火活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材の備え付け、初期消火活動のための体制の整備及びこれらの定期的な評価並びに評価結果に基づき必要な措置について、適切な内容が定められていること。	1. 許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	(1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。 また、初期消火活動のために必要な要員を第75条により9名以上（事業所常駐2名以上、隣接する自社の他の事業所常駐7名以上）配置する。	
○ 初期消火活動のための体制の整備に関する記載内容については、「原子炉施設等を設置した工場又は事業所における初期消火活動のための体制の整備に関する規定の解釈（内規）」（平成20・06・11原院第2号（平成20年6月20日原子力安全・保安院制定（NISA-131c-08-28））のうち、加工規則第7条の4の3及び第8条第1項第16号に係る事項に基づいていること。	(1) 加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	(2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。 (3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。	
(追加)	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表30に示す化学消防自動車等を配備する。 2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。 また、巡視点検担当課長は、第16条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。	
(追加)	ロ 重大事故等 ① 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。	3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 4 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、あらかじめ定め定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受け	

加工施設における保安規定審査基準

旧	新
<p><u>(追加)</u></p>	<p>ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>

保安規定関連条文

た関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。

(自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)

第72条 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を**第6条の表1に掲げる文書**（「**火災防護計画**」及び「**加工施設 異常事象対策要領**」）に定め、**事業部長の承認を得る**。

また、本文書は、**添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する**。

(1) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を**第75条**により配置する。

(2) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を**第87条**及び**第88条**により実施する。

(3) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。

2 各課長は、**前項**に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保全のための活動を行う。

3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

4 各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。

5 各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。

(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)

第73条 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を**第6条の表1に掲げる文書**（「**加工施設 異常事象対策要領**」）に定め、**事業部長の承認を得る**。

また、本文書は、**添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」に従い作成する**。

(1) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を**第75条**により配置する。

(2) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を**第87条**及び**第88条**により実施する。

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- (3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。
 - (4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する。
- 2 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を前項の文書に定める。
- (1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。
 - (2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
- (3) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。
- 3 各課長は、第1項に定めた文書に基づき、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時において加工施設の保全のための活動を行う。
- 4 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
- (非常時対策組織)
- 第74条 運営管理課長は、火災、爆発、核燃料物質の漏えい等の異常発生により、濃縮事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。
- 2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が当たる。
- ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。
- (非常時要員)
- 第75条 運営管理課長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。
- (緊急作業従事者)
- 第76条 運営管理課長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。
- (1) 別表33に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意旨がある旨を、社長に書面で申し出た者
 - (2) 別表34に定める緊急作業についての訓練を受けた者
 - (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

<p>項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p> <p>(非常時用機材の整備)</p> <p>第77条 運営管理課長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用機材、防護具類、放射線測定器等を第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）に定める。</p> <p>2 各課長は、前項に定める非常用機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>(安全避難通路)</p> <p>第78条 運営管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路(均質槽からのUF₆漏えいによりモニエリアに退避不可能な場合に一時退避するための一時退避エリアを含む。)、避難用及び非常用の照明を配備するとともに、非常用の照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬式照明を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</p> <p>なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p> <p>(通報系統)</p> <p>第79条 運営管理課長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立し、第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）に定める。</p> <p>(通報)</p> <p>第80条 第29条第1項の通報を受けた管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、前条に定める通報系統に従って直ちに事業部長があらかじめ定めた連絡責任者及びその他の関係箇所に通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた連絡責任者は、前条に定める通報系統に従って事業部長及び核燃料取扱主任者に通報するとともに、直ちに社外関係機関に通報する。</p> <p>(応急措置)</p> <p>第81条 前条の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2 放射線管理課長は、線量当量率、放射線物質濃度等を調査し、その結果を事業部長に報告する。</p> <p>また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>	<p>項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p> <p>(非常時用機材の整備)</p> <p>第77条 運営管理課長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用機材、防護具類、放射線測定器等を第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）に定める。</p> <p>2 各課長は、前項に定める非常用機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>(安全避難通路)</p> <p>第78条 運営管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路(均質槽からのUF₆漏えいによりモニエリアに退避不可能な場合に一時退避するための一時退避エリアを含む。)、避難用及び非常用の照明を配備するとともに、非常用の照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬式照明を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</p> <p>なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p> <p>(通報系統)</p> <p>第79条 運営管理課長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立し、第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）に定める。</p> <p>(通報)</p> <p>第80条 第29条第1項の通報を受けた管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、前条に定める通報系統に従って直ちに事業部長があらかじめ定めた連絡責任者及びその他の関係箇所に通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた連絡責任者は、前条に定める通報系統に従って事業部長及び核燃料取扱主任者に通報するとともに、直ちに社外関係機関に通報する。</p> <p>(応急措置)</p> <p>第81条 前条の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2 放射線管理課長は、線量当量率、放射線物質濃度等を調査し、その結果を事業部長に報告する。</p> <p>また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>
--	--

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

(救助活動)

第 82 条 非常時対策組織は、均質槽において液化を行っているときに核燃料物質の漏えいが発生した場合は、非常時体制の発令に拘らず直ちに放射線業務従事者の救助活動をを行う。

(非常時体制の発令)

第 83 条 事業部長は、**第 80 条**第 2 項の**通報**を受けた場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。

(非常時対策活動)

第 84 条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時対策組織の要員を招集し、**第 79 条**であらかじめ確立した通報系統に従って、**その旨を社内及び社外関係機関に通報する**。

2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。

なお、均質槽において液化を行っているときに均質槽から室内に核燃料物質の漏えいが発生した場合は、建屋への閉じ込め等により拡大防止を行う。

3 **第 61 条**第 5 項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合には、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。

(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、加工施設の状態及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。

(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。

(非常時体制の解除)

第 85 条 本部長は、**非常**事態が終息し、非常時体制をとる必要性がなくなったと判断した場合は、非常時体制を解除し、**第 79 条**であらかじめ確立した**通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する**。

(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)

第 86 条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
<p>加工規則第8条第1項第17号 <u>重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</u></p> <p>○ <u>重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</u></p> <p>1. <u>重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p>2. <u>重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。</u></p> <p>3. <u>対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u></p> <p>4. <u>重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>5. <u>重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。</u></p> <p>一 <u>重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>二 <u>重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>6. <u>前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>7. <u>前各号の措置の内容について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</u></p> <p>○ <u>重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第13条第1項に基づく事業許可申請書及び同添付書類又は法第16条第1項に基づく事業変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>反映不要</p>

保安規定関連条文	新	旧
反映不要	(削除)	<p>加工規則第8条第1項第18号 <u>大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</u></p> <p>○ <u>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</u></p> <p>1. <u>大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p>2. <u>大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p>3. <u>大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u></p> <p>4. <u>大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>5. <u>大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>6. <u>ブルトニウムを取り扱う加工施設にあつては、大規模損壊発生時における当該加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>一 <u>大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>二 <u>大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>三 <u>大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p>7. <u>前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>8. <u>前各号（ブルトニウムを取り扱う加工施設以外の加工施設にあつては、6.を除く。）の措置の内容について、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</u></p> <p>○ <u>大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第13条第1項に基づき事業許可申請書及び同添付書類又は法第16条第1項に基づき事業変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p>

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
加工規則第8条第1項第19号 記録及び報告 ○加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を <u>適切</u> に作成し、管理するための措置が定められていることが <u>求められる</u> 。	加工規則第8条第1項第15号 記録及び報告 1. 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を <u>適正</u> に作成し、管理するための措置が定められていること。	(品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジ メントシステム計画を定める。 【中略】 4.2.4 記録の管理 (1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質 マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記 録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することがで きるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 (2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要 の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。 【中略】	(記録) 第90条 各課長は、 <u>別表35</u> に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、 保存する。 <u>別表35</u> (保安に関する記録) 【省略】
○事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。	3. 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。	(報告) 第91条 各課長は、 <u>所管する業務において</u> 次の各号に該当すると判断した場合は、その 旨を直ちに事業部長、核燃料取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者 に報告する。 (1) 加工規則第9条の16に定める報告事態又はそれに準じる事態に至るおそれが生 じた場合 (2) 放射性液体廃棄物について、 <u>別表17</u> の管理目標値を超えて放出した場合 (3) 放射性気体廃棄物について、 <u>別表19</u> の管理目標値を超えて放出した場合 (4) 線量当量等に異常が認められた場合 (5) 非常事態又は非常事態に発展すると判断した場合 【中略】	
○特に、加工規則第9条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	4. 特に、加工規則第9条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	<u>第91条</u> (報告) 第3項	

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>○ 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>(報告)</p> <p><u>第91条</u> 各課長は、<u>所管する業務において</u>次の各号に該当すると判断した場合は、その旨を直ちに事業部長、核燃料取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告する。</p> <p>(1) 加工規則第9条の16に定める報告事象又はそれに準じる事象に至るおそれが生じた場合</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物について、<u>別表17</u>の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(3) 放射性気体廃棄物について、<u>別表19</u>の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(4) 線量当量等に異常が認められた場合</p> <p>(5) 非常事象又は非常事象に発展すると判断した場合</p> <p>【中略】</p>	
<p>加工規則第8条第1項第20号 加工施設の定期的な評価</p> <p>○ 加工施設の定期的な評価（経年劣化に係る技術的な評価）に関しては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方にはついて」（平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NISA-181a-08-1））及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））を参考とし、加工規則第7条の8の2第1項に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p>	<p>(削除)</p>	<p>経年劣化に係る技術的な評価は、第41条（加工施設の経年劣化に関する技術的な評価）に移行する。</p> <p>また、加工施設の定期的な評価については、法令としては削除されるが、新規性基準適合確認が完了するまでは実施する必要があるため、保安規定からは削除しない。</p>	
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>加工規則第8条第1項第16号 加工施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれららの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p>	<p>—</p> <p>(施設管理計画)</p> <p><u>第36条</u> 加工施設について核燃料物質加工事業許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、社長は、第41条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p>	

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

	<p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>また、11 の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2 保安プログラムの策定</p> <p>保安管理課長は、1の施設管理目標を達成するため3から10の保安の実施に必要なプロセスを保安プログラムとして策定する。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ保安プログラムの見直しを行う。</p> <p>3 保安対象範囲の策定</p> <p>保修担当課長は、加工施設の中から保安を行うべき対象範囲の設備を選定する。</p> <p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>保修担当課長は、3の保安対象範囲について、系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保安活動の管理に用いる重要度(以下「保安重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保安重要度は、加工施設の安全性を確保するため、重大事故に至るおそれがある事故への影響及び安全機能等への影響を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保安重要度は、当該機器が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。</p> <p>ただし、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経路等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保安重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、加工施設の安全性確保を考慮して設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保安活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 保安管理課長は、保安の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保安活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保安管理課長は、前号の保安活動管理指標の目標値を設定する。</p> <p>また、10の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保安管理課長は、プラント又は系統の供用開始までに、保安活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。</p> <p>なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p>
--	---

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

	<p>(4) <u>保安管理課長は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</u></p> <p>6. <u>施設管理実施計画の策定</u></p> <p>(1) <u>保安管理課長は、3の保安対象範囲に対し、保修担当課長及び検査実施責任者が作成する6.1から6.3の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、ウラン濃縮工場長の承認を得る。</u></p> <p>a. <u>施設管理実施計画の始期及び期間</u></p> <p>b. <u>加工施設の設計及び工事の計画</u></p> <p>c. <u>加工施設の巡視（加工施設の保全のために実施するものに限る。）</u></p> <p>d. <u>加工施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（加工施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）</u></p> <p>e. <u>加工施設の工事及び点検等を実施する際にを行う保安の確保のための措置</u></p> <p>f. <u>加工施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</u></p> <p>g. <u>上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む）に関すること</u></p> <p>h. <u>加工施設の施設管理に関する記録に関すること</u></p> <p>(2) <u>保修担当課長及び検査実施責任者は、6.1から6.3の計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。</u></p> <p>また、10の保安の有効性評価の結果を踏まえ計画の見直しを行う。</p> <p>a. <u>運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</u></p> <p>b. <u>使用環境及び設置環境</u></p> <p>c. <u>劣化、故障モード</u></p> <p>d. <u>機器の構造等の設計的知見</u></p> <p>e. <u>科学的知見</u></p> <p>(3) <u>保修担当課長及び検査実施責任者は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、6.1から6.3の計画を策定する。</u></p> <p>6.1. <u>点検計画の策定</u></p> <p>(1) <u>保修担当課長は、加工施設の生産停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>保修担当課長は、構造物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</u></p> <p>a. <u>予防保全</u></p> <p>① <u>時間基準保全</u></p> <p>② <u>状態基準保全</u></p>
--	---

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

b. 事後保全

(3) 保安担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。

a. 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

① 点検の具体的方法

② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準

③ 実施頻度

④ 実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

b. 状態基準保全

① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。

i) 状態監視データの具体的採取方法

ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準

iii) 状態監視データ採取頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

i) 巡視点検の具体的方法

ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準

iii) 実施頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法

③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。

i) 定例試験の具体的方法

ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準

iii) 実施頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

c. 事後保全

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

	<p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、<u>修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</u></p> <p>(4) <u>検査実施責任者は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを第 40 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>定期事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c. <u>定期事業者検査の実施時期</u></p> <p>6.2. <u>設計及び工事の計画の策定</u></p> <p>(1) <u>保修担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</u></p> <p>また、<u>計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) <u>保修担当課長は、加工施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) <u>検査実施責任者は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを第 39 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c. <u>使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</u></p> <p>※1：法令に基づき手続きとは、<u>法第16条（変更の許可及び届出）及び第16条の2（設計及び工事の計画の認可）、及び第16条の3第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</u></p> <p>6.3. <u>特別な保全計画の策定</u></p> <p>(1) <u>保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>点検の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</u></p>
--	--

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

c. 点検の実施時期

7 保全の実施

- (1) 保修担当課長は、6で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。
- (2) 保修担当課長は、保全の実施に当たって、第37条による設計管理及び第38条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第39条、第40条に従う。
- (3) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第16条による巡視点検を定期的に行う。
- (4) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、保全の結果について記録する。

8 保全の結果の確認・評価

- (1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構造物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。
- (2) 検査実施責任者は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。
- (3) 保修担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。
- ※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。

9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置

- (1) 保修担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。
 - a. 保全を実施した構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合
 - b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合
- (2) 保修担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起り得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。
- (3) 保修担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

10 保安の有効性評価

保修担当課長は、保安活動から得られた情報等から、保安の有効性を評価し、保安が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(1) 保修担当課長は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保安の有効性を評価する。

なお、保安の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。

- a. 保安活動管理指標の監視結果
- b. 保安データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績
- c. トラブル等運転経験
- d. 経年劣化に関する技術的な評価
- e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ
- f. リスク情報、科学的知見

(2) 保修担当課長は、保安の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。

また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。

- a. 点検及び取替結果の評価
- b. 劣化トレンドによる評価
- c. 類似機器等のベンチマークによる評価
- d. 研究成果等による評価

(3) 保修担当課長は、保安の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録し、保全管理課長へ通知する。

11 施設管理の有効性評価

(1) 事業部長は、定期的に保全管理課長に10の保安の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させ、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(2) 保全管理課長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。

12 構成管理

保修担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。

(1) 設計要件(第6条7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第37条で実施する設計に対する要求事項をいう。)

(2) 施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。)

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

(3) 物理的構成 (実際の構築物、系統及び機器をいう。)

13 情報共有

保修担当課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の加工事業者と情報共有を行う。

(設計管理)

第37条 保修担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。

2 保修担当課長は、第1項において第6条7.3の適用の対象と判断した場合、第6条7.3に従って実施する。

3 保修担当課長は、前項のうち保安上重要と判断される設計については、次の各号に定める事項を記載した設計管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。

(1) 設計の目的

(2) 設計を行う設備等

(3) 工程

(4) 実施体制

4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。

5 本条における設計管理には、保全の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第39条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。

(作業管理)

第38条 保修担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。

2 保修担当課長は、加工施設の点検及び工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。

(1) 他の加工施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止

(2) 供用中の加工施設に対する悪影響の防止

(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取

(4) 作業工程の管理

(5) 使用開始までの作業対象設備の管理

(6) 第7章に基づく放射性廃棄物管理

(7) 第8章に基づく放射線管理

3 保修担当課長は、前項のうち保安上重要と判断される加工施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

(1) 工場の目的

(2) 工場を行う設備等

(3) 工場

(4) 実施体制

(5) 工場の内容及び保安上必要な措置

4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の承認がされていることを確認する。

(使用前事業者検査の実施)

第39条 ウラン濃縮工場長は、設計及び工場の計画の認可又は設計及び工場の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。

2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に参与していない要員を、検査実施責任者として指名する。

3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。

(1) 検査の実施体制を構築する。

(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。

(3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。

a. 設工認に従って行われたものであること。

b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。

(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。

4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。

(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に参与していない要員

(2) 検査対象となる設置又は変更の工場の調達における供給者の中で、当該工事に参与していない要員

(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者

5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じ、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。

6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。

(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。

(2) 検査に係る記録の管理を行う。

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

<p>(3) <u>検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p>7 <u>検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第 36 条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</u></p> <p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. <u>構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p>b. <u>機能及び性能を確認するために十分な方法</u></p> <p>c. <u>その他設置又は変更の工事とその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>(定期事業者検査の実施)</u></p> <p>第 40 条 <u>ウラン濃縮工場長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p>2 <u>ウラン濃縮工場長は、第 7 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p>3 <u>前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査の実施体制を構築する。</u></p> <p>(2) <u>検査要領書※ 1 を定め、それを実施する。</u></p> <p>(3) <u>検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p>(4) <u>検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p>4 <u>検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p>(1) <u>第 7 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員</u></p> <p>(2) <u>検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検に関与していない要員</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</u></p> <p>5 <u>検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</u></p> <p>6 <u>検査実施責任者は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p>(2) <u>検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p>(3) <u>検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p>7 <u>検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第 36 条 6.1(4)で定める計画に基づ</u></p>	<p>(3) <u>検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p>7 <u>検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第 36 条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</u></p> <p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. <u>構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p>b. <u>機能及び性能を確認するために十分な方法</u></p> <p>c. <u>その他設置又は変更の工事とその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>(定期事業者検査の実施)</u></p> <p>第 40 条 <u>ウラン濃縮工場長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p>2 <u>ウラン濃縮工場長は、第 7 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p>3 <u>前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査の実施体制を構築する。</u></p> <p>(2) <u>検査要領書※ 1 を定め、それを実施する。</u></p> <p>(3) <u>検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p>(4) <u>検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p>4 <u>検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p>(1) <u>第 7 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員</u></p> <p>(2) <u>検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検に関与していない要員</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</u></p> <p>5 <u>検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</u></p> <p>6 <u>検査実施責任者は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p>(2) <u>検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p>(3) <u>検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p>7 <u>検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第 36 条 6.1(4)で定める計画に基づ</u></p>
--	--

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
		<p>き確実に行われることを管理する。</p> <p>※1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a.、b.による方法のほか、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p> <p>(巡視点検)</p> <p>第16条 巡視点検を担当する課長（以下「巡視点検担当課長」という。）は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第36条に定める観点を含めて行う。</p> <p>ただし、休祭日における巡視点検については、運転管理課長が行う。</p>
<p>(追加)</p> <p>2. 加工施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」（平成20・05・14 原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））等を参考とし、加工規則第7条の4の2に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p>	<p>(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>第41条 保全管理課長は、事業開始後20年を経過する日までに、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全管理課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>4 各課長は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各課長は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全管理課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、加工施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会及び品質・保安会議における審議並びに核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>8 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p>	

加工施設における保安規定審査基準	新	保安規定関連条文
<p><u>(追加)</u></p>	<p>3. 事業を開始した日以後20年を経過した加工施設については、長期施設管理方針が定められていること。</p>	<p>(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>第41条 保全管理課長は、事業開始後20年を経過する日までに、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全管理課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>4 各課長は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各課長は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p>4. 加工規則第8条第1項第16号に掲げる加工施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。</p> <p>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考として記載されていること。</p>	<p>6 保全管理課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、加工施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会及び品質・保安会議における審議並びに核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>8 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p>6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、許可を受けたところにより、重大事故等が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第39条 ウラン濃縮工場長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号 a. 及び b. の基準</p>

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

	<p>に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第40条 ウラン濃縮工場長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。こ</p>
--	---

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

のとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。

(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に
関与していない要員

(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は
点検に関与していない要員

(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者

5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及
び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。

6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。

(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。

(2) 検査に係る記録の管理を行う。

(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。

7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条6.1(4)で定める計画に基づ
き確実に行われることを管理する。

※1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた
検査要領書を定める。

a. 開放、分解、破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認す
るために十分な方法

b. 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

c. a., b.による方法のほか、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定
する方法で行うものとする。

(品質マネジメントシステム計画)

第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジ
メントシステム計画を定める。

8.2.4 機器等の検査等

【中略】

(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前
事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等
の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員とすることそ
の他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこ
とをいう。）を確保する。（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわ
れないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要
な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けるこ
となく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
加工規則第8条第1項第21号 技術情報の共有 ○ メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	加工規則第8条第1項第17号 技術情報の共有 1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	— (品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 【中略】 7.4.1 調達プロセス 【中略】 (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。 【中略】 (施設管理計画) 第36条 加工施設について核燃料物質加工事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。 【中略】 13 情報共有 保修担当課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の加工事業者と情報共有を行う。 【中略】	— (品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 【中略】 8.3 不適合の管理 【中略】 (2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAPシステム要則」に定める。〔不適合の処理に係る管理〕には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。 【中略】 (6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。
加工規則第8条第1項第22号 不適合発生時の情報の公開 ○ 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	加工規則第8条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開 1. 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	— (品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 【中略】 8.3 不適合の管理 【中略】 (2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAPシステム要則」に定める。〔不適合の処理に係る管理〕には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。 【中略】 (6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	— (品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 【中略】 8.3 不適合の管理 【中略】 (2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAPシステム要則」に定める。〔不適合の処理に係る管理〕には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。 【中略】 (6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新	【中略】	
<p>○ 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。</p>	<p>2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【中略】</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>【中略】</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。「(不適合の処理に係る管理)」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。</p> <p>【中略】</p> <p>(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>【中略】</p>	
<p>加工規則第8条第1項第23号 その他必要な事項</p> <p>○ 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>	<p>加工規則第8条第1項第19号 その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>	<p>—</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第22条第1項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所加工施設(以下「加工施設」という。)に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規定は、加工施設の保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>(事業者対応方針等の履行)</p> <p>第5条 社長は、加工施設における保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成29年法律第15号)による改正前の法第22条第5項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査(以下「保安検査」という。)での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第6条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。</p> <p>なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。</p> <p>2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。</p>	

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
<p>○ 加工事業者が、核燃料物質による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第22条第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</p>	<p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	(目的)	<p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第22条第1項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所加工施設(以下「加工施設」という。)に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p>
<p>○ 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、核燃料物質の加工による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</p>	<p>(削除)</p>	ALARAについては、第7章放射性廃棄物管理及び第8章放射線管理に記載している	

廃棄物埋設施設保安規定審査基準との整合性について

廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準と廃棄物埋設施設保安規定変更内容の整理表

廃棄物埋設施設保安規定審査基準		保安規定への反映先
旧	新	
<p>第二種廃棄物埋設事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第51条の1第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。）第20条第1項</u>に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、<u>原子力規制委員会</u>の認可を受け、<u>事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受け</u>ることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする第二種廃棄物埋設事業者は、<u>第二種埋設規則 第20条第1項</u>において規定されている<u>各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、第二種廃棄物埋設事業者から申請された保安規定について、<u>原子炉等規制法第51条の1第18項</u>に定める認可要件である「<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でない</u>と認められない」ことを確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	<p>第二種廃棄物埋設事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第51条の1第1項の規定</u>に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、<u>第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設（以下単に「廃棄物埋設施設」という。）の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可</u>を受け、<u>事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受け</u>ることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする第二種廃棄物埋設事業者は、<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。）第20条第1項各号</u>において規定されている<u>事項</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、第二種廃棄物埋設事業者から申請された保安規定について、<u>原子炉等規制法第51条の1第18項</u>に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子炉等規制法第51条の2第1項若しくは第51条の5第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでない</u>と認められないこと ・<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でない</u>ものであると認められないこと <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p> <p>ただし、<u>第二種埋設規則第20条第1項各号</u>において定められている<u>事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、放射性廃棄物を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</u></p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p>	<p>反映不要</p> <p>凡例 : 現時点で補正予定の条文</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p>	<p>第二種埋設規則第20条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p>	<p>—</p>

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

旧	新
<p>○関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する<u>こと</u>については、保安規定に<u>基づき</u>、<u>要領書</u>、<u>作業手順書</u>、その他保安に関する文書に<u>応じて</u>定めるとともに、これを<u>遵守し</u>、<u>その位置付け</u>が明確に<u>されていること</u>。特に、経営責任者の積極的な関与が明記<u>されていること</u>。</p>	<p>○関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する<u>こと</u>については、保安規定に<u>基づき</u>、<u>要領書</u>、<u>手順書</u>、その他保安に関する文書に<u>応じて</u>定めるとともに、これを<u>遵守すること</u>が定め<u>られていること</u>。また、これらの<u>文書の位置付け</u>が明確に<u>されていること</u>。特に、経営責任者の積極的な関与が明記<u>されていること</u>。</p>
<p>○関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する<u>こと</u>については、保安規定に<u>基づき</u>、<u>要領書</u>、<u>作業手順書</u>、その他保安に関する文書に<u>応じて</u>定めるとともに、これを<u>遵守し</u>、<u>その位置付け</u>が明確に<u>されていること</u>。特に、経営責任者の積極的な関与が明記<u>されていること</u>。</p>	<p>第3条（規定の遵守） <u>（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上）</u> 第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、<u>関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第6条に基づき品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。</u> 2 各職位（この規定において「各職位」とは第7条に示す組織の課長以上の者をいう。）は、<u>関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</u> <u>（品質マネジメントシステム計画）</u> 第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 <u>1 目的</u> 本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、<u>継続的に改善することを目的とする。</u> 【中略】 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 <u>組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u> 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。 a. 品質方針及び品質目標 b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」 c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、<u>組織が必要と判断した表1に示す文書</u> d. <u>品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</u> （職務） 第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p>

廃棄物埋設施保安規定審査基準

旧	新
<p>○保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第2号 安全文化醸成のための体制 ○安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 ○保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化し</p>	<p>(削除)</p> <p>第3条の4の3 (安全文化の醸成) 削除 (第6条 (品質マネジメントシステム計画) において安全文化の育成を品質マネジメントシステムの中で実施していくことを規定)</p>

保安規定への反映先

第3条 (規定の遵守)
(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)
 第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第6条に基づき品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。
 2 各職位(この規定において「各職位」とは第7条に示す組織の課長以上の者をいう。)は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。
(品質マネジメントシステム計画)
 第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。
 5 経営責任者等の責任
 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ
社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。
 a. 品質方針を定めること。
 b. 品質目標が定められているようにすること。
 c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)
 d. 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。
 e. 資源が利用できる体制を確保すること。
 f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
 g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。
 h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。

(削除)

第3条の4の3 (安全文化の醸成) 削除
 (第6条 (品質マネジメントシステム計画) において安全文化の育成を品質マネジメントシステムの中で実施していくことを規定)

廃棄物埋設施設保安規定審査基準		保安規定への反映先	
旧	新		
ていく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。			
<p>第二種埋設規則第20条第1項第3号 廃棄物埋設施設の品質保証</p> <p>○「核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2から第7条の2の8、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の3から第8条の9等の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成22・03・03 原院第1号（平成22年3月17日原子力安全・保安院制定（N I S A - 181 c - 10 - 1、N I S A - 191 c - 10 - 1、N I S A - 314 c - 10 - 1））において認められたJ E A C 4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。</p> <p>○品質保証に関する記載内容については、「第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成21・02・12 原院第6号（平成21年3月2日原子力安全・保安院制定（N I S A - 192 a - 09 - 1））を参考として記載していること。</p>	<p>第二種埋設規則第20条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、廃棄物埋設施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしてしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>		
		<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1 目的</p> <p>品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義</p> <p>品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。</p> <p>(1) 埋設施設</p> <p>法第51条の2第2項に規定する廃棄物埋設施設をいう。</p> <p>(2) ニュージーア</p> <p>原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 第7条に定める組織（以下「組織」という。）は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する」とは、品質マネジメントシステムを継続的に維持することにより、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用することをいう。</p>	

保安規定への反映先

用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。〔保安活動の重要度〕とは、事故が発生した場合に埋設施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。〕

a. 埋設施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度

b. 埋設施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ〔原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ〕とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。〕

c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響〔通常想定されない事象〕とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。〕

(3) 組織は、埋設施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。

(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。

a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。

b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。

c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。〔保安活動指標〕には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。〕

d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）

e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。

f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。〔実効性を維持するための措置〕には、プロセスの変更を含む。〕

g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。

h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合に

旧

新

保安規定への反映先

は、原子力の安全が確保されるようにすること。(「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにするには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。)

(6) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。

- a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
- b. 風通しの良い組織文化が形成されている。
- c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
- d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
- e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
- f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
- g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
- h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場面があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。

(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。

(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

4.2.1 一般

組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。

品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。

- a. 品質方針及び品質目標
- b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」
- c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書
- d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）

旧

新

保安規定への反映先

4.2.2 品質マニュアル

社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。

- a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- c. 品質マネジメントシステムの適用範囲
- d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
- e. プロセスの相互の関係

4.2.3 文書の管理

(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）

(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）

a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。

b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）

c. a. 及び b. の審査並びに b. の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）

d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。

e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。

f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。

g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。

h. 廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場

旧

新

保安規定への反映先

	<p>合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>a. 品質方針を定めること。</p> <p>b. 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるよいうにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)</p> <p>d.5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>e. 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに关するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を旨指して設定していること。)</p>
--	--

旧

新

保安規定への反映先

<p>a. <u>組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)</u></p> <p>b. <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</u></p> <p>c. <u>品質目標を定め、評価するに当たつての枠組みとなるものであること。</u></p> <p>d. <u>要員に周知され、理解されていること。</u></p> <p>e. <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</u></p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) <u>社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。(「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。)</u></p> <p>(2) <u>社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。)</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) <u>社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たつての計画が策定されているようにする。</u></p> <p>(2) <u>社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。(「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)</u></p> <p>a. <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度」の分析及び評価、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)</u></p> <p>b. <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u></p> <p>c. <u>資源の利用可能性</u></p> <p>d. <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>(1) <u>社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、</u></p>	
---	--

保安規定への反映先

	<p>担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)</p> <p>(2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)</p> <p>(3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステムの管理責任者</p> <p>社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるときに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。)</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるときに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を</p>
--	---

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

保安規定への反映先

旧

新

積極的に伝えるようにすること。

c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に確実に伝達すること。

d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に埋設施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。

e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。

(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)

5.5.4 組織の内部の情報の伝達

社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。

品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。

a. 安全・品質改革委員会

b. 品質・保安会議

c. 埋設施設安全委員会

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。

5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報

組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

a. 内部監査の結果

b. 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。）

c. プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステムー要求事項 JIS Q 9001（ISO9001）」（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）

d. 自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、

保安規定への反映先

<p>組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)</p> <p>e. <u>品質目標の達成状況</u></p> <p>f. <u>健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u></p> <p>g. <u>関係法令の遵守状況</u></p> <p>h. <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u></p> <p>i. <u>前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u></p> <p>j. <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u></p> <p>k. <u>部門又は要員からの改善のための提案</u></p> <p>l. <u>資源の妥当性</u></p> <p>m. <u>保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）</u></p> <p>5.6.3 <u>マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</u></p> <p>(1) <u>組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u></p> <p>a. <u>品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</u></p> <p>b. <u>個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</u></p> <p>c. <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u></p> <p>d. <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</u></p> <p>e. <u>関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p>(2) <u>安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) <u>監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。</u></p> <p>6. <u>資源の管理</u></p> <p>6.1 <u>資源の確保</u></p> <p><u>組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を</u></p>
--

旧	新
	<p>含む。)とを明確にし、それを定めていること(をいう。)</p> <p>a. <u>要員</u></p> <p>b. <u>個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。)</u></p> <p>c. <u>作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)</u></p> <p>d. <u>その他の必要な資源</u></p> <p>6.2 <u>要員の力量の確保及び教育訓練</u></p> <p>(1) <u>組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力 (以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)</u></p> <p>(2) <u>組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>a. <u>要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</u></p> <p>b. <u>要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)</u></p> <p>c. <u>教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</u></p> <p>d. <u>要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</u></p> <p>(a) <u>品質目標の達成に向けた自らの貢献</u></p> <p>(b) <u>品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u></p> <p>(c) <u>原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</u></p> <p>e. <u>要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p>7 <u>個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</u></p> <p>7.1 <u>個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p>(1) <u>組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)</u></p> <p>(3) <u>組織は、個別業務に関する計画 (以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更 (累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織</u></p>

旧

新

<p>の軽微な変更を含む。)を含む。)</p> <p>a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起り得る結果</p> <p>b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d. 自主検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす</p> <p>る。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。</p> <p>a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 関係法令</p> <p>c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法</p> <p>b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適</p>

旧

新

切な方法

- c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
- d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

7.3 設計開発

7.3.1 設計開発計画

- (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。（「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）

- (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。

- a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度
- b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制

- c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限

- d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源

- (3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。

- (4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。

7.3.2 設計開発に用いる情報

- (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。

- a. 機能及び性能に係る要求事項

- b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの

c. 関係法令

- d. その他設計開発に必要な要求事項

- (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

7.3.3 設計開発の結果に係る情報

- (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。

- (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。

保安規定への反映先

	<p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。 b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 <p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b. 設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。（「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。（「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができず、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p>
--	--

旧

新

保安規定への反映先

	<p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるよう<u>に</u>するとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が埋設施設に及ぼす影響の評価（当該埋設施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するよう<u>に</u>する。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法と程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（埋設施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p>
--	---

旧

新

保安規定への反映先

	<p>c. <u>調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>d. <u>調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）</u></p> <p>e. <u>調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</u></p> <p>f. <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>g. <u>その他調達物品等に必要事項</u></p> <p>(2) <u>組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。</u></p> <p>(3) <u>組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p>7.4.3 <u>調達物品等の検証</u></p> <p>(1) <u>組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</u></p> <p>7.5 <u>個別業務の管理</u></p> <p>7.5.1 <u>個別業務の管理</u></p> <p><u>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u></p> <p>a. <u>埋設施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「埋設施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）</u></p> <p>b. <u>手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</u></p> <p>c. <u>当該個別業務に見合う設備を使用していること。</u></p> <p>d. <u>監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</u></p> <p>e. <u>8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。</u></p> <p>f. <u>本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</u></p> <p>7.5.2 <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</u></p> <p>(1) <u>組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当</u></p>
--	---

保安規定への反映先

	<p>該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、<u>妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができるときを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）</p> <p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合は、校正又は検証の</p>
--	--

保安規定への反映先

	<p><u>根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。（「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）</u></p> <p><u>b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</u></p> <p><u>c.所要の調整がなされていること。</u></p> <p><u>d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</u></p> <p><u>e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</u></p> <p><u>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</u></p> <p><u>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</u></p> <p><u>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</u></p> <p><u>8 評価及び改善</u></p> <p><u>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</u></p> <p><u>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。（「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）</u></p> <p><u>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。（「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）</u></p> <p><u>8.2 監視及び測定</u></p> <p><u>8.2.1 組織の外部の者の意見</u></p> <p><u>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</u></p> <p><u>8.2.2 内部監査</u></p> <p><u>(1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。（「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部</u></p>
--	--

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

旧

新

保安規定への反映先

監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。）

- a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - b. 実効性のある実施及び実効性の維持
 - (2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
 - (3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の形態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
 - (4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
 - (5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
 - (6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）
 - (7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
 - (8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。
- 8.2.3 プロセスの監視測定
- (1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）
 - (2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
 - (3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。
 - (4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
 - (5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要

保安規定への反映先

	<p>求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、自主検査等を実施する。〔「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。〕</p> <p>(2) 組織は、自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。〔「自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。〕</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。〔当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する〕とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。〕</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。〔「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。〕</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと (以下「特別採用」という。)</p> <p>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合</p>
--	--

旧

新

保安規定への反映先

	<p><u>性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(6) <u>組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</u></p> <p>8.4 <u>データの分析及び評価</u></p> <p>(1) <u>組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。（「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</u></p> <p>a. <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u></p> <p>b. <u>個別業務等要求事項への適合性</u></p> <p>c. <u>機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</u> <u>（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）</u></p> <p>d. <u>調達物品等の供給者の供給能力</u></p> <p>8.5 <u>改善</u></p> <p>8.5.1 <u>継続的な改善</u></p> <p><u>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）</u></p> <p>8.5.2 <u>是正処置等</u></p> <p>(1) <u>組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</u></p> <p>a. <u>是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。</u></p> <p>(a) <u>不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との</u></p>
--	---

旧

新

保安規定への反映先

関係を整理することを含む。）

(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化

b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。

c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。

d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。〔保安活動の改善のために講じた措置〕には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みごとを含む。〕

e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。

f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。〔原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合〕には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。〕

g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
 (2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。

(3) 組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。〔適切な措置を講じる〕とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。〕

8.5.3 未然防止処置

(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。〔自らの組織で起こり得る不適合〕には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。〕

a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。

b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。

c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。

d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。

e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。

(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

旧	新
<p>第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 4 号 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織</p> <p>○廃棄物埋設施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 3 号 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 廃棄物埋設施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>
<div style="text-align: center;"> <p>保安規定への反映先</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>図 1 プロセス関連図 【省略】</p> <p>図 2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図 【省略】</p> <p>表 1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係 【省略】</p> <p>表 2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する社内文書との関係 【省略】</p> </div> <p>—</p> <p>第 7 条 (保安に関する組織)</p> <p>埋設施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図 1 に示すとおりとする。</p> <p>別図 1 保安に関する組織 【省略】</p> <p>(職務)</p> <p>第 8 条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>【中略】</p> <p>(2) 監査室長は、<u>調達室長</u>、<u>安全・品質本部長</u>及び<u>事業部長</u>が行う業務、並びに品質・保安会議の審議業務に関し監査業務を行う。また、この業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(3) <u>調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に関する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p>(4) <u>資材部長は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</u></p> <p>(5) <u>安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務を補佐（事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。）するとともに、品質・保安会議の運営に係る業務を行う。また、この業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p>(6) 事業部長は、埋設計画部長、開発設計部長、安全管理部長及び<u>低レベル放射性廃棄物埋設センター長（以下「センター長」）</u>の所管する保安に関する業務を統括する。また、この業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(7) 埋設計画部長は、埋設施設の事業変更許可、この規定の変更及び廃棄物埋設計画に関する業務を行う。</p> <p>(8) 開発設計部長は、埋設施設の事業変更許可申請における設計及び埋設施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全管理部長は、<u>品質保証課長</u>、<u>検査課長</u>及び<u>放射線管理課長</u>を指揮し、<u>品質保証課長</u>、<u>検査課長</u>及び<u>放射線管理課長</u>の所管する保安に関する業務を統括するとともに、<u>事業部長が行う品質保証に関する業務を補佐する。</u></p> <p>(10) センター長は、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備</p>	

保安規定への反映先

課長を指揮し、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。

ただし、第 14 号に定める廃棄物取扱主任者の職務の補佐を除く。

- (11) 品質保証課長は、品質保証に係る記録管理に関する業務を行う。
- (12) 検査課長は、埋設施設確認及び廃棄物確認に係る検査を行う。
- (13) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理及び放射線管理に関する業務を行う。
- (14) 埋設技術課長は、保安教育及び埋設施設の定期的な評価の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第 10 条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。
- (15) 運営課長は、廃棄体の受入れ、確認及び配置に関する業務を行う。
- (16) 土木課長は、埋設設備の構築、埋設設備への充てん材充てん、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工及び覆土に関する業務を行う。
- (17) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。
- (18) 別表 1 の担当課長は、同表に定める施設の管理、保修及び事業変更許可後の設

社に係る業務を行う。

- (19) 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前各号に定める業務を行うほか、この規定に定める業務を行うとともに、その妥当性を適宜確認し、必要な改善を行う。

(品質・保安会議の審議事項、構成等)

第 12 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。

- (1) 事業変更許可申請を伴う変更
- (2) この規定の変更
- (3) 社長が必要と認める保安に関する品質保証に係る事項（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。）
- (4) 第 70 条に基づく定期的な評価
- 2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
- 3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。
 - (1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立する。
 - ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人（廃棄物取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。
 - (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。
 - (3) 会議の審議事項であって、緊急に処理する必要があるため、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む

保安規定への反映先

過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。
 (4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。
 4 議長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。
 5 社長は、前項の報告を尊重する。
 6 品質・保安会議は、廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に関する教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。

(埋設施設安全委員会の審議事項、構成等)

第13条 埋設施設安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を埋設施設に係る保安業務全体の観点から審議する。

(1) 事業変更許可申請に関する事項

(2) この規定の変更

(3) 表1に掲げる事業部長が制定する規定

(4) この規定に基づく以下の計画

イ 廃棄物埋設計画

ロ 施設管理実施計画

ハ 調査計画

ニ 修復計画

ホ 保安教育実施計画

ヘ 定期的な評価の計画

(5) 第25条に基づく評価の結果

(6) 第70条に基づく評価の結果

(7) 保安に関する品質保証に係る事項

(8) その他事業部長が必要と認める事項

2 埋設施設安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。3 埋設施設安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。

3 埋設施設安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。

(1) 委員会は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。

ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（廃棄物取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。

(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。
 (3) 委員会の審議事項であつて、緊急に処理する必要がある、かつ、委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。

(4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。

4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

旧	新	保安規定への反映先
<p>第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 5 号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>○核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに <u>関して</u>、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。</p>	<p>第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 4 号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>1. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに <u>関し</u>、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。</p> <p>2. 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を <u>十分</u> に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法 <u>第 51 条の 21 第 1 項</u> に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重するとともに、第 1 項第 2 号の規定を定める。</p> <p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 14 条 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>4 安全・品質改革委員会は、<u>監査室長、安全・品質本部長、事業部長</u>を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>
<p>第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 5 号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>○核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに <u>関して</u>、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の選任)</p> <p>第 9 条 埋設施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、濃縮・埋設事業所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が選任する。</p> <p>3 廃棄物取扱主任者は、第 8 条に定める保安に関する職務を兼務しない。</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p><u>第 6 条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</u></p> <p>【中略】</p> <p><u>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p><u>5.5.1 責任及び権限</u></p> <p><u>(1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。〔部門及び要員の責任〕には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。〕</u></p> <p>【中略】</p> <p>(廃棄物取扱主任者の選任)</p> <p>第 9 条 埋設施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、濃縮・埋設事業所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状</p>	<p>—</p>
<p>第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 5 号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>○核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに <u>関して</u>、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p><u>第 6 条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</u></p> <p>【中略】</p> <p><u>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p><u>5.5.1 責任及び権限</u></p> <p><u>(1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。〔部門及び要員の責任〕には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。〕</u></p> <p>【中略】</p> <p>(廃棄物取扱主任者の選任)</p> <p>第 9 条 埋設施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、濃縮・埋設事業所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状</p>	<p>5 事業部長は、前項の報告を尊重するとともに、第 1 項第 2 号の規定を定める。</p> <p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 14 条 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>4 安全・品質改革委員会は、<u>監査室長、安全・品質本部長、事業部長</u>を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

保安規定への反映先

旧	新
<p>を有する者のうちから社長が選任する。</p> <p>3 廃棄物取扱主任者は、第 8 条に定める保安に関する職務を兼務しない。</p>	<p>を有する者のうちから社長が選任する。</p> <p>3 廃棄物取扱主任者は、第 8 条に定める保安に関する職務を兼務しない。</p>
<p>(廃棄物取扱主任者の職務)</p> <p>第 10 条 廃棄物取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長及び事業部長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 第 16 条第 1 項に定める廃棄物埋設計画、<u>第 24 条に定める施設管理実施計画</u>、<u>第 31 条第 3 項に定める調査計画</u>、<u>第 32 条第 2 項に定める修復計画</u>、<u>第 68 条第 1 項に定める保安教育実施計画及び第 70 条第 1 項に定める定期的な評価の計画</u>について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(5) 事業変更許可、埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認及びこの規定の認可に係る申請の要否を確認すること。</p> <p>(6) 前号の申請について、その内容を確認すること。</p> <p>(7) <u>第 25 条に定める施設管理実施計画の評価の内容が保安上妥当であることを確認すること。</u></p> <p>(8) 第 70 条に定める定期的な評価の内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(9) 第 71 条に示す記録を確認すること。</p> <p>(10) 核燃料物質等の取扱いに係る手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の職務)</p> <p>第 10 条 廃棄物取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長及び事業部長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 第 16 条第 1 項に定める廃棄物埋設計画、<u>第 24 条に定める施設管理実施計画</u>、<u>第 31 条第 3 項に定める調査計画</u>、<u>第 32 条第 2 項に定める修復計画</u>、<u>第 68 条第 1 項に定める保安教育実施計画及び第 70 条第 1 項に定める定期的な評価の計画</u>について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(5) 事業変更許可、埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認及びこの規定の認可に係る申請の要否を確認すること。</p> <p>(6) 前号の申請について、その内容を確認すること。</p> <p>(7) <u>第 25 条に定める施設管理実施計画の評価の内容が保安上妥当であることを確認すること。</u></p> <p>(8) 第 70 条に定める定期的な評価の内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(9) 第 71 条に示す記録を確認すること。</p> <p>(10) 核燃料物質等の取扱いに係る手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p>
<p>(意見の尊重)</p> <p>第 11 条 事業部長は、廃棄物取扱主任者 <u>から</u> 意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p> <p>2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者の指示に従う。</p> <p>3 各職位は、廃棄物取扱主任者 <u>から</u> 助言を受けた場合は、その助言を尊重する。</p> <p>第 9 条 (廃棄物取扱主任者の選任)</p> <p>3 廃棄物取扱主任者は、第 8 条に定める保安に関する職務を兼務しない。</p>	<p>(意見の尊重)</p> <p>第 11 条 事業部長は、廃棄物取扱主任者 <u>から</u> 意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p> <p>2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者の指示に従う。</p> <p>3 各職位は、廃棄物取扱主任者 <u>から</u> 助言を受けた場合は、その助言を尊重する。</p> <p>第 9 条 (廃棄物取扱主任者の選任)</p> <p>3 廃棄物取扱主任者は、第 8 条に定める保安に関する職務を兼務しない。</p>
<p>—</p> <p>(保安教育)</p> <p>第 68 条 埋設技術課長は、毎年度、埋設施設において埋設事業の保安に関する業務を行う社員等及び請負事業者等の保安教育について、別表 19 及び別表 19 の 2 の実施</p>	<p>—</p> <p>(保安教育)</p> <p>第 68 条 埋設技術課長は、毎年度、埋設施設において埋設事業の保安に関する業務を行う社員等及び請負事業者等の保安教育について、別表 19 及び別表 19 の 2 の実施</p>

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

旧	新
<p>○<u>従事者</u>について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>○<u>従事者</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>○保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容と<u>その見直し</u>の頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>2. <u>従業員</u>について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. <u>従業員</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、<u>その見直し</u>の頻度等について明確に定められていること。</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第7号 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置</p> <p>○周辺監視区域及び埋設保全区域の設定及び廃止を含め、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の内容が、<u>許可申請書</u>又は廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に基づき定められていること。</p>	<p>第二種埋設規則第20条第1項第6号 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置</p> <p>1. 周辺監視区域及び埋設保全区域の設定及び廃止を含め、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の内容が、<u>許可を受けたところによるもの</u>又は廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に<u>基づくものとして</u>定められていること。</p>
<p>—</p> <p>(埋設設備の修復)</p> <p>第32条 土木課長は、前条第5項により修復の必要があると認められた場合には、修復に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>2 土木課長は、修復を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した修復計画書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 修復の目的</p> <p>(2) 修復対象設備</p> <p>(3) 修復工程</p> <p>(4) 修復実施体制</p> <p>(5) 修復の内容及び保安上必要な措置</p> <p>3 事業部長は、前項の承認を行うに<u>当たっては</u>、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</p> <p>(埋設設備の修復後の措置)</p> <p>第33条 土木課長は、前条の規定に基づく修復を行った場合は、当該設備が埋設規則第6条に定める技術上の基準に適合することを確認し、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。</p> <p>2 土木課長は、前条第2項に基づき修復を行った場合は、前項の結果を事業部長に報告する。</p>	<p>方針に基づき、次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>2 事業部長は、第1項の計画を定めるに<u>当たっては</u>、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、社員及び請負業者等に保安教育が実施されていることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>また、運営課長、土木課長は、請負事業者等に埋設施設の操作に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育内容が実施されていることを確認する。</p> <p>4 埋設技術課長は、第1項の計画に基づき、実施した結果を事業部長に報告する。</p> <p>別表19 (保安教育の実施方針) 【省略】</p> <p>別表19の2 (保安教育の実施方針 (請負事業者等)) 【省略】</p>

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

旧	新
<p>第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 8 号 管理区域、周辺監視区域及び埋設保全区域の設定等</p> <p>○管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>○管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>○管理区域内において特別措置が必要な区域について 採るべき 措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他 人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p>第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 7 号 管理区域、周辺監視区域及び埋設保全区域の設定等</p> <p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について 講ずべき 措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他 人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p>
<p>保安規定への反映先</p> <p>(埋設保全区域)</p> <p>第 35 条 埋設保全区域は、別図 3 に示す区域とする。</p> <p>ただし、第 21 条に基づく覆土が終了するまでの期間においては、別図 3 に示す区域内で設定又は変更することができる。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地に埋設保全区域を設定し、埋設保全区域の周囲に埋設保全区域である旨を示す標識を設ける等の方法により、明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3 運営課長は、埋設保全区域を設定又は変更する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 埋設保全区域の設定又は変更を行う場合には、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を受けること。</p> <p>(2) 埋設保全区域の設定又は変更を行った場合には、その旨を廃棄物埋設の事業に関する業務を行う者に周知すること。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地の出入口付近に、廃棄物埋設地であること及び次の事項を表示した立札等を設置し、常に見やすい状態にしておく。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の種類</p> <p>(2) 埋設を開始した日及び埋設を終了した日</p> <p>(3) 保安のための注意事項</p> <p>5 運営課長は、前項の立札等に表示した事項に変更が生じた場合には、速やかに書換え、その他必要な措置を講じる。</p>	<p>—</p> <p>第 42 条 (管理区域)</p> <p>別図 4 低レベル廃棄物管理建屋 管理区域図 【省略】</p> <p>第 43 条 (管理区域の区域区分)</p> <p>(管理区域内の特別措置)</p> <p>第 44 条 放射線管理課長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、標識の掲示、柵、施設等の方法により他の区域と区分し、人の立ち入りを制限する。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が 1 時間について 0.5mSv を超える区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度が線量告示第 6 条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるか、又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (以下「表面密度」という。) が線量告示第 4 条に定める表面密度限度を超える区域</p> <p>第 46 条 (管理区域の出入管理)</p>

廃棄物埋設施設保安規定審査基準		保安規定への反映先	
旧	新		
<p>○管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>○管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>○管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>第46条 (管理区域の出入管理) 別表12 身体及び身体に着用している物の表面密度 【省略】</p> <p>第45条 (飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第46条 (管理区域の出入管理) (物品の移動)</p> <p>第53条 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域から持ち出される物品について、表面密度が別表17に定める値を超えていないことを確認する。</p> <p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第54条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、埋設規則第18条に定める運搬に関する措置を講じ、<u>運搬前にこれらの実施状況を確認する</u>。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表17に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p>	<p>第35条 (埋設保全区域)</p> <p>別図3 (埋設保全区域図及び周辺監視区域図) 【省略】</p> <p>第47条 (周辺監視区域)</p> <p>別図3 (埋設保全区域図及び周辺監視区域図) 【省略】</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第45条 放射線管理課長は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。</p> <p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第46条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であつて、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各課長は、作業毎に管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って、立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各課長は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。</p>
<p>○埋設保全区域を明示し、埋設保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>○周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。周辺監視区域を廃止する場合は、この限りではない。</p> <p>○協力企業に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>8. 埋設保全区域を明示し、埋設保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。周辺監視区域を廃止する場合は、この限りではない。</p> <p>10. <u>役務を供給する事業者</u>に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>第35条 (埋設保全区域)</p> <p>別図3 (埋設保全区域図及び周辺監視区域図) 【省略】</p> <p>第47条 (周辺監視区域)</p> <p>別図3 (埋設保全区域図及び周辺監視区域図) 【省略】</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第45条 放射線管理課長は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。</p> <p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第46条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であつて、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各課長は、作業毎に管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って、立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各課長は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。</p>	<p>第35条 (埋設保全区域)</p> <p>別図3 (埋設保全区域図及び周辺監視区域図) 【省略】</p> <p>第47条 (周辺監視区域)</p> <p>別図3 (埋設保全区域図及び周辺監視区域図) 【省略】</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第45条 放射線管理課長は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。</p> <p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第46条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であつて、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各課長は、作業毎に管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って、立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各課長は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。</p>

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

旧	新
<p>第二種埋設規則第20条第1項第9号 排気監視設備及び排水監視設備 ○放射性気体廃棄物が発生する場合は、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>第二種埋設規則第20条第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p>
<p>保安規定への反映先</p> <p>(2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行う。 4 放射線管理課長は、前二項に定める指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 5 放射線管理課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立ち入りができないうな措置を講じる。 6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 管理区域出入管理室を経由すること。 ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。 (3) 管理区域用被服又は放射線管理課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。 (4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認すること。 7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に <u>当たつて</u>、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表12に定める値を超えないような措置を講じる。</p> <p>(作業に伴う放射線管理) 第49条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。 2 放射線管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、担当課長に指導・助言を行う。</p>	<p>— (放射性液体廃棄物) 第39条 運営課長は、次の液体を廃棄しようとする場合、放射性液体廃棄物として管理する。 (1) 埋設施設の汚染のおそれのない区域以外の管理区域から発生する液体 (2) 排水・監視設備から排水される液体（第31条第3項に該当する場合） 2 運営課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにすること。</p>

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

旧

新

保安規定への反映先

	<p>(2) サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、廃水中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p> <p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 40 条 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。</p> <p>2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p> <p>別表 10 (放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度) 【省略】</p> <p>別表 11 (放出管理用計測器の種類等) 【省略】</p> <p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第 52 条 放射線管理課長及び運営課長は、別表 16 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理課長及び運営課長は、別表 16 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p> <p>別表 16 (放射線測定器類) 【省略】</p>
--	--

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

旧	新
<p>○放射性液体廃棄物が発生する場合は、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものにおける放射線測定器の管理方法の一部として、第11号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>
<p>第二種埋設規則第20条第10号 線量、線量当量、汚染の除去等 ○放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。</p>	<p>第二種埋設規則第20条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等 1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p>
<p>保安規定への反映先</p>	<p>反映不要</p> <p>— (線量の評価及び通知) 第48条 放射線管理課長は、第46条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。 2 各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。 3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表13に基づいて評価し、別表13の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表13の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。 4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者に対しては、請負事業者等から通知させる措置を講じる。 5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第59条第1項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表14に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。 6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表14の2に基づいて評価し、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。 (放射線測定器類の管理) 第52条 放射線管理課長及び運営課長は、別表16に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線管理課長及び運営課長は、別表16に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。 別表16 (放射線測定器類) 【省略】 —(放射性廃棄物管理に係る基本方針)—</p>

廃棄物埋設施設保安規定審査基準		保安規定への反映先
旧	新	
	<p>護の基本的考え方を示す概念 (as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。) の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p>	<p><u>第 36 条</u> 埋設施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(放射性液体廃棄物)</p> <p><u>第 39 条</u> 運営課長は、次の液体を廃棄しようとする場合、放射性液体廃棄物として管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 埋設施設の汚染のおそれのない区域以外の管理区域から発生する液体 (2) 排水・監視設備から排水される液体 (第 31 条第 3 項に該当する場合) <p>2 運営課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにすること。 (2) サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。 <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、廃水中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p> <p>(放射性気体廃棄物)</p> <p><u>第 40 条</u> 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。</p> <p>2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。 (2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。 <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p>

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

旧	新	保安規定への反映先
<p>○第二種埋設規則第14条に基づく、<u>床・壁</u>等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p>	<p>3. 第二種埋設規則第14条に基づく<u>床、壁</u>等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p>	<p>(床、壁等の除染) 第50条 各課長は、線量告示第4条に定める表面密度限度を超える等予期しない汚染を床、壁等に発生させ、又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、放射線管理課長に連絡する。 2 放射線管理課長は、前項の汚染状況を確認し、汚染を発生させた各課長、又は原因究明に時間を要する場合には設備等の管理担当課長に連絡するとともに、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の指導・助言を行う。 3 前項の連絡を受けた各課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の措置を講じ、措置結果について放射線管理課長の確認を得る。</p>
<p>○管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>	<p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>	<p>第51条 (線量当量等の測定) 別表15 (管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等の測定) 【省略】 第31条 (埋設設備の排水の監視)</p>
<p>○廃棄物埋設地からの異常な漏えいの監視に関する事項が定められていること。 ○管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>5. 廃棄物埋設地からの異常な漏えいの監視に関する事項が定められていること。 6. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>第53条 (物品の移動) (事業所において行われる運搬) 第54条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、埋設規則第18条に定める運搬に関する措置を講じ、<u>運搬前にこれらの実施状況を確認する</u>。 2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表17に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p>
<p>○核燃料物質等の<u>事業所外</u>への運搬に関する<u>事業所内の措置</u>が定められていること。</p>	<p>7. 核燃料物質等の<u>事業所外</u>への運搬に関する<u>行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く)</u>が定められていること。なお、この事項は、<u>第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい</u>。</p>	<p>(事業所外への運搬) 第55条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得るとともに、標識の取付け等、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じる。 2 前項において各課長は、表面密度及び線量当量率が別表17に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p>
	<p>8. <u>原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にす</u></p>	<p>反映不要</p>

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

旧	新	保安規定への反映先
<p>○放射性廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指し）」（平成20・04・21 原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。</p>	<p><u>るため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>9. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指し）」（平成20・04・21 原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第38条 各課長は、第43条に定める管理区域の区域区分のうち、放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域において設置された資材等又は使用した物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資源として有効利用する場合は、放射線管理課長の承認を得る。</p> <p>ただし、「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとするものの対象範囲は、第42条第1項に示す管理区域において設置された資材等又は使用した物品とする。</p> <p>2 放射線管理課長は前項の承認を行うに当たっては、次の各号に定める事項を確認する。</p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われたことを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染のないこと。</p> <p>(2) 使用された物品については適切に管理された使用履歴の記録等により汚染のないこと。</p> <p>3 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」として判断されたものは、「放射性廃棄物でない廃棄物」として判断していないものとの混在防止の措置を講じる。</p>
<p>○汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>10. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>第42条 (管理区域)</p> <p>第43条 (管理区域の区域区分)</p> <p>第45条 (飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第46条 (管理区域の出入管理)</p> <p>第49条 (作業に伴う放射線管理)</p> <p>第50条 (床、壁等の除染)</p> <p>第53条 (物品の移動)</p> <p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第54条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、埋設規則第18条に定める運搬に関する措置を講じ、<u>運搬前にこれらの実施状況を確認する。</u></p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表17に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>(事業所外への運搬)</p> <p>第55条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得るとともに、標識の取付け等、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に</p>

廃棄物埋設施設保安規定審査基準		保安規定への反映先	
旧	新		
第二種埋設規則第20条第1項第11号 廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視 ○廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要なる情報並びに廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視の方法に定める事項が定められていること。	第二種埋設規則第20条第1項第10号 廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視 1. 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要なる情報並びに廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視の方法に定める事項が定められていること。	関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じる。 2 前項において各課長は、表面密度及び線量当量率が別表17 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。	
第二種埋設規則第20条第1項第12号 放射線測定器の管理等 ○ <u>放出管理用計測器</u> について、 <u>計測器</u> の種類、所管箇所及び数量が定められていること。 ○ <u>放射線計測器</u> について、 <u>計測器の種類、所管箇所及び数量</u> が定められていること。	第二種埋設規則第20条第1項第11号 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法 1. <u>放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）</u> が定められていること。 2. <u>放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていること。</u>	— (放射性液体廃棄物) 第39条 運営課長は、次の液体を廃棄しようとする場合、放射性液体廃棄物として管理する。 【中略】 3 放射線管理課長は、別表10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。 【後略】 (放射性気体廃棄物) 第40条 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。 【中略】 3 放射線管理課長は、別表10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。	
		— 第52条 放射線管理課長及び運営課長は、別表16 に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線管理課長及び運営課長は、別表16 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。 別表16 (放射線測定器類) 【省略】 (線量当量等の測定) 第51条 放射線管理課長は、管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等を別表15 に定めるところにより測定する。	

廃棄物埋設施設保安規定審査基準		保安規定への反映先	
旧	新		
<p>第二種埋設規則第20条第1項第13号 廃棄物埋設施設の巡視及び点検設備並びに廃棄物埋設地の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第14号 放射性廃棄物の受入れの基準</p> <p>○廃棄物埋設施設に受け入れられる放射性廃棄物が、第二種埋設規則第8条に規定する埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準に適合していることについて確認するための受入れの基準（以下「廃棄物受入基準」という。）に関する事項が定められていること。</p> <p>○廃棄体に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に関すること 第二種埋設規則第8条第2項第1号に定める放射性廃棄物にあっては、容器に固型化した方法 第二種埋設規則第8条第2項第2号に定める放射性廃棄物にあっては、容器に封入し、又は固型化した方法 容器に固型化した放射性廃棄物にあっては、固型化材料に関すること 廃棄物の種類に関すること 放射能濃度 表面の放射性物質の密度 廃棄体の健全性及び放射性廃棄物の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること 廃棄体の耐荷重強度に関すること 廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量 放射性廃棄物を示す標識を付ける方法 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法 1. 1. から1. 2. までに定めるもののほか、許可申請書等に記載した廃棄体に係る事項を満足するものであること 	<p><u>(削除)</u></p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第12号 放射性廃棄物の受入れの基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 廃棄物埋設施設に受け入れられる放射性廃棄物が、第二種埋設規則第8条に規定する埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準に適合していることについて確認するための受入れの基準（以下「廃棄物受入基準」という。）に関する事項が定められていること。 廃棄体に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。 <ol style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に関すること 第二種埋設規則第8条第2項第1号に定める放射性廃棄物にあっては、容器に固型化した方法 第二種埋設規則第8条第2項第2号に定める放射性廃棄物にあっては、容器に封入し、又は固型化した方法 容器に固型化した放射性廃棄物にあっては、固型化材料に関すること 廃棄物の種類に関すること 放射能濃度 表面の放射性物質の密度 廃棄体の健全性及び放射性廃棄物の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること 廃棄体の耐荷重強度に関すること 廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量 放射性廃棄物を示す標識を付ける方法 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法 1. 3. 1. (1) から1. 3. 1. (2) までに定めるもののほか、許可申請書等に記載した廃棄体に係る事項を満足するものであること 	<p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>第15条 (廃棄体)</p> <p>第17条 (廃棄体の受入れ)</p> <p>別表2 (1号廃棄体に係る廃棄物受入基準) 【省略】</p> <p>別表2の2 (2号廃棄体に係る廃棄物受入基準) 【省略】</p> <p>第17条 (廃棄体の受入れ)</p> <p>別表2 (1号廃棄体に係る廃棄物受入基準) 【省略】</p> <p>別表2の2 (2号廃棄体に係る廃棄物受入基準) 【省略】</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>第15条 (廃棄体)</p> <p>第17条 (廃棄体の受入れ)</p> <p>別表2 (1号廃棄体に係る廃棄物受入基準) 【省略】</p> <p>別表2の2 (2号廃棄体に係る廃棄物受入基準) 【省略】</p>

廃棄物埋設施設保安規定審査基準		保安規定への反映先	
旧	新		
<p>○コンクリート等廃棄物に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性廃棄物の種類に関すること 2. 放射能濃度 3. 廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること 4. 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法 5. 1. から4. までに定めるもののほか、許可申請書等に記載したコンクリート等廃棄物に係る事項を満足するものであること <p>第二種埋設規則第20条第1項第15号 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄等</p> <p>○事業所内における放射性廃棄物の <u>運搬、廃棄等</u> に際して保安のため <u>に講ずべき措置として、放射性物質の飛散又は漏えいを防止する措置を講ずること</u> が定められていること。</p>	<p>3. コンクリート等廃棄物に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 放射性廃棄物の種類に関すること (2) 放射能濃度 (3) 廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること (4) 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法 (5) (1) から(4) までに定めるもののほか、許可申請書等に記載したコンクリート等廃棄物に係る事項を満足するものであること <p>第二種埋設規則第20条第1項第13号 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄等</p> <p>1. 事業所内における放射性廃棄物の <u>受入れ、運搬及び廃棄</u> に際して、保安のために <u>講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等</u> が定められていること。</p>	<p>反映不要</p>	
<p>○事業所内における放射性廃棄物の <u>運搬、廃棄等</u> に際して保安のため <u>に講ずべき措置として、放射性物質の飛散又は漏えいを防止する措置を講ずること</u> が定められていること。</p>		<p>—</p> <p>(廃棄体)</p> <p>第15条 埋設する廃棄体を以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 放射性廃棄物をセメント、アスファルト又は不飽和ポリエステル樹脂で均一に容器に固型化したもの（均質・均一固化体）を1号廃棄体という。 (2) 固体状の放射性廃棄物をセメント系充てん材で一体に容器に固型化したもの（充てん固化体）を2号廃棄体という。 <p>(廃棄物埋設計画)</p> <p>第16条 埋設計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した当該年度廃棄物埋設計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>廃棄物埋設計画を作成するに <u>当たって</u> は、最大受入れ能力10,000m³ (200リットルドラム缶50,000本相当/年) を超えないことを遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 廃棄体受入れ (2) 廃棄体 <u>確認</u> (3) 廃棄体定置 (4) 充てん材充てん (5) 上部ポーラスコンクリート層設置 (6) 覆い施工 (7) 覆土 <ol style="list-style-type: none"> 2 事業部長は、前項の承認を行うに <u>当たって</u> は、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。 3 埋設技術課長、運営課長、土木課長及び放射線管理課長は、第1項の廃棄物埋設計画に基づき廃棄物埋設を行う。 <p>(廃棄体の受入れ)</p>	

保安規定への反映先

<p>第17条 運営課長は、埋設する廃棄体を受け入れる場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 搬出元から交付された輸送容器番号の記録と受け入れた輸送容器の番号を照合すること。</p> <p>(2) 一時貯蔵天井クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>(3) 廃棄体一時貯蔵室に一時貯蔵すること。</p> <p>一時貯蔵に<u>当たって</u>は、輸送容器を4段積みで貯蔵するとともに、低レベル廃棄物管理建屋の廃棄体一時貯蔵能力約640m³（200リットルドラム缶約3,200本相当）を超えないこと。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体一時貯蔵室入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(廃棄体の確認)</p> <p>第18条 運営課長は、埋設する廃棄体が記録及び<u>確認</u>により、別表2又は別表2の2に定める廃棄物受入基準（埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）を満足していることを確認する。</p> <p>2 運営課長は、埋設する廃棄体を<u>確認</u>する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>(廃棄体の定置)</p> <p>第19条 第19条 土木課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備毎に埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表3に定める制限を満足していること及び第1項の結果を確認する。</p> <p>3 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置する。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第6条第1項第1号、第2号及び第6号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1号廃棄体</p> <p>イ 1号廃棄体は、1号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 1号廃棄体を定置する場合は、1号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 1号埋設設備の北面及び上面には表面線量当量率2mSv/hを超えざる廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 埋設した廃棄体の放射性物質濃度に極端な片寄りがないこと。</p> <p>ホ 1号埋設設備には、埋設設備群毎にセメント以外で固型化した廃棄体が集中しないこと。</p> <p>へ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p>	
--	--

保安規定への反映先

(2) 2号廃棄体

- イ 2号廃棄体は、2号埋設設備に設置すること。
- ロ 2号廃棄体を設置する場合は、2号埋設クレーンにより取り扱うこと。
- ハ 2号埋設設備の上面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を設置しないこと。
- ニ 埋設した廃棄体の放射性物質濃度に極端な片寄りが無いこと。
- ホ 2号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充てん材の充てん量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に 0.1m³/本以上であること。
- ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。

(充てん材充てん・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工)

- 第20条 土木課長は、廃棄体定置後の埋設設備の区画に充てん材を充てんする場合は、埋設規則第6条第1項第5号及び第8号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。
- (1) 区画内に空げきが生じないように、十分な施工管理のもとにセメント系充てん材により充てんを行うこと。
 - (2) 寒冷時は充てんを行わないこと。
- 2 土木課長は、充てん材充てんの完了した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する上部ポーラスコンクリート層を設置する。
- 3 土木課長は、上部ポーラスコンクリート層を設置した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する覆いを施工する。

(覆土)

- 第21条 土木課長は、覆土前の埋設設備に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する点検路を施工する。
- 2 土木課長は、覆土を行う場合は、埋設規則第6条第1項第7号及び第8号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。
- (1) 覆土厚さは別表4に示す値とし、周辺の土壌等に比して透水性が大きくなりないうよう、十分な施工管理のもとに行うこと。
 - (2) 寒冷時は覆土を行わないこと。
- 3 土木課長は、廃棄物埋設地の保護のために覆土が終了した地表面に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する植生及び排水施設を施工する。

(放射性廃棄物管理に係る基本方針)

第36条 埋設施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

保安規定への反映先

	<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第 37 条 各課長は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>2 運営課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入する。</p> <p>3 放射線管理課長は、前項のドラム缶等に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 71 条に基づく記録と照合と照合できる整理番号を付する。</p> <p>4 運営課長は、前項のドラム缶等を固体廃棄物処理室に搬入する。</p> <p>5 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室に搬入されたドラム缶等を保管廃棄する。</p> <p>6 運営課長は、放射性液体廃棄物又は使用済樹脂等の放射性廃棄物を別表 2 又は別表 2 の 2 に定める廃棄物受入基準（埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄物の技術上の基準を包含する。）を満足する方法により容器に固型化し、固体廃棄物処理室に保管又は廃棄物埋設地に埋設する。</p> <p>7 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室における放射性固体廃棄物の保管廃棄場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>8 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第 39 条 運営課長は、次の液体を廃棄しようとする場合、放射性液体廃棄物として管理する。</p> <p>(1) 埋設施設の汚染のおそれのない区域以外の管理区域から発生する液体</p> <p>(2) 排水・監視設備から排水される液体（第 31 条第 3 項に該当する場合）</p> <p>2 運営課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、廃水中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p> <p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 40 条 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から</p>
--	--

廃棄物埋設施設保安規定審査基準		保安規定への反映先
旧	新	
		<p>気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。</p> <p>2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p> <p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第 54 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、埋設規則第 18 条に定める運搬に関する措置を講じ、<u>運搬前にこれらの実施状況を確認する</u>。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表 17 に定める値を超えないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>(事業所外への運搬)</p> <p>第 55 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得るとともに、標識の取付け等、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じる。</p> <p>2 前項において各課長は、表面密度及び線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>第 37 条 (放射性固体廃棄物)</p> <p>放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為については、埋設施設では該当しない。</p> <p>(事業所外への運搬)</p> <p>第 55 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得るとともに、標識の取付け等、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じる。</p>
	<p>2. <u>放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</u></p> <p>3. <u>放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、第 9 号における運搬に関する事項と併せて定められていること。</u></p>	

廃棄物埋設施設保安規定審査基準		保安規定への反映先
旧	新	
	<p>4. <u>放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p>	<p>2 前項において各課長は、表面密度及び線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第 39 条 運営課長は、次の液体を廃棄しようとする場合、放射性液体廃棄物として管理する。</p> <p>(1) 埋設施設の汚染のおそれのない区域以外の管理区域から発生する液体</p> <p>(2) 排水・監視設備から排水される液体（第 31 条第 3 項に該当する場合）</p> <p>2 運営課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、廃水中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p> <p>別表 10 (放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度) 【省略】</p> <p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 40 条 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。</p> <p>2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) 排水口における排気中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p> <p>別表 10 (放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度) 【省略】</p> <p>(線量当量等の測定)</p>
	<p>5. <u>放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p>	
	<p>6. <u>平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)</u></p>	

廃棄物埋設施設保安規定審査基準		保安規定への反映先
旧	新	
	<p><u>について定められていること。</u></p> <p>7. <u>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u></p>	<p>第51条 放射線管理課長は、管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p><u>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</u></p> <p>第36条 埋設施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第39条 運営課長は、次の液体を廃棄しようとする場合、放射性液体廃棄物として管理する。</p> <p>(1) 埋設施設の汚染のおそれのない区域以外の管理区域から発生する液体</p> <p>(2) 排水・監視設備から排水される液体（第31条第3項に該当する場合）</p> <p>2 運営課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度が別表9に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表10に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表11に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、廃水中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p> <p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第40条 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。</p> <p>2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表9に定める管理目標値を超えないように努めること。</p>

廃棄物埋設施設保安規定審査基準		保安規定への反映先	
旧	新		
<p>第二種埋設規則第20条第1項第16号 非常の場合に<u>採るべき</u>処置</p> <p>○緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>○緊急時における操作に関する<u>社内</u>規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>第二種埋設規則第20条第1項第14号 非常の場合に<u>講ずべき</u>処置</p> <p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 緊急時における操作に関する<u>組織内</u>規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>3 放射線管理課長は、別表10に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表11に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p>	<p>—</p> <p>第56条 (異常時の措置)</p> <p>第57条 (非常時対策組織)</p> <p>第58条 (非常時要員)</p> <p>第59条 (緊急作業従事者)</p> <p>第60条 (非常時用器材の整備)</p> <p>第61条 (通報系統)</p> <p>(非常時対策組織)</p> <p>第57条 事業部長は、埋設事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。</p> <p>ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>(非常時用器材の整備)</p> <p>第60条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>(応急措置)</p> <p>第63条 前条の課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>(通報系統)</p> <p>第61条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。</p> <p>(通報)</p> <p>第62条 第56条第1項の通報を受けた設備等の管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちにセンター一長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報</p>
<p>○緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p>	<p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p>	<p>第61条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。</p>	<p>第61条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。</p>

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

旧	新
<p>○緊急事態の発生をもってその後の措置は <u>防災業務計画</u> によること 定められていること。</p>	<p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法</u>（平成11年法律第156号）<u>第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u>によること が定められていること。</p>
<p>○緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）</p> <p>第67条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。</p> <p>（応急措置）</p> <p>第63条 前条の課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>（非常時体制の発令）</p> <p>第64条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。</p> <p>（非常時対策活動）</p> <p>第65条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第61条 条であらじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。</p> <p>2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。</p> <p>3 第48条 第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合には、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、埋設施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）</p> <p>第67条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。</p>

保安規定への反映先

する。

（非常時対策組織）

第57条 事業部長は、埋設事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定め

めておく。

2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。

ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。

（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）

第67条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。

（応急措置）

第63条 前条の課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。

2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、放射線防護上必要な措置を講じる。

（非常時体制の発令）

第64条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。

（非常時対策活動）

第65条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、**第61条** 条であらじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。

2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。

3 **第48条** 第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合には、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。

(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、埋設施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。

(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。

（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）

第67条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

保安規定への反映先	
	<p>旧</p> <p>○<u>次の各号</u>に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要件として選定することが定められていること。</p> <p>1. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者であること。</p> <p>2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>3. 実効線量について250mSvを線量限度とする<u>緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員</u>は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は<u>同法同条</u>第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>○放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）<u>及び緊急作業</u>を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に<u>採るべき</u>処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>
	<p>新</p> <p>6. <u>次</u>に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要件として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする<u>緊急作業に従事する従業員</u>は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は<u>同条</u>第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）<u>、緊急作業</u>を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に<u>講ずべき</u>処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>
	<p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第48条 放射線管理課長は、第46条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表13に基づいて評価し、別表13の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表13の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>ただし、請負事業者等の放射線業務従事者に対しては、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第59条第1項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表14に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表14の2に基づいて評価し、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>(緊急作業従事者)</p> <p>第59条 事業部長は、次の各号に定める要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。</p> <p>(1) 別表18に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表18の2に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p> <p>(非常時対策活動)</p> <p>第65条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、<u>第61</u>条であら</p>

廃棄物埋設施設保安規定審査基準		保安規定への反映先	
旧	新		
○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。	○ 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。		かじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。
○ 防災訓練の実施頻度について定められていること。	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。 第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 15 号 <u>設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置</u>		3 第 48 条第 5 項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合には、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、埋設施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 (2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。 (非非常時体制の解除)
	1. <u>許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</u> (1) <u>廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に火災が発生した場合に対しては、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。</u> (2) <u>必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。</u> (3) <u>必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</u> (4) <u>その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u>		第 66 条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに通報する。 第 69 条 (非常時訓練)
			設計想定事象については新規制基準に基づく事業変更許可後、審査結果を踏まえ、必要に応じて反映する
			—
			—
			(品質マネジメントシステム計画) 第 6 条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 【中略】 4.2.4 記録の管理 (1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネ
○ 廃棄物埋設施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。	第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 17 号 記録及び報告 ○ 廃棄物埋設施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。		—
○ 第二種埋設規則第 13 条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。	2. 第二種埋設規則第 13 条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)		—

廃棄物埋設施設保安規定審査基準		保安規定への反映先	
旧	新		
	が定められていること。		<p>ジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。</p> <p>【中略】</p> <p>(記録)</p> <p>第71条 作成責任者及び保存責任者は、別表20に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>別表20 (保安に関する記録)</p> <p>(報告)</p> <p>第72条 各課長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに事業部長、廃棄物取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告する。</p> <p>(1) 線量当量等に異常が認められた場合</p> <p>(2) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>(3) その他、埋設規則第22条の17に定める事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合</p> <p>【中略】</p> <p>第72条 (報告) 第3項</p> <p>(報告)</p> <p>第72条 各課長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに事業部長、廃棄物取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告する。</p> <p>(1) 線量当量等に異常が認められた場合</p> <p>(2) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>(3) その他、埋設規則第22条の17に定める事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合</p> <p>【中略】</p>
<p>○事業所長及び廃棄物取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>○特に、第二種埋設規則第22条の17各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>○当該事故故障等の事象に準ずる事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>3. 事業所長及び廃棄物取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、第二種埋設規則第22条の17各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる事象について、具体的に明記されていること。</p>		
		<p>第二種埋設規則第20条第1項第17号 廃棄物埋設施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらへの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7 (令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p>	<p>(施設管理方針)</p> <p>第22条 社長は、埋設施設の施設管理に関する方針(以下「施設管理方針」という。)を定める。</p> <p>(施設管理目標)</p>

保安規定への反映先

	<p>第 23 条 事業部長は、前条の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（以下「施設管理目標」という。）を定める。</p> <p>（施設管理実施計画）</p> <p>第 24 条 事業部長は、前条に規定する施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 埋設施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 埋設施設の巡視（埋設施設の保全のために実施するものに限る。）に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 埋設施設の点検、検査等（以下「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（埋設施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 埋設施設の工事及び点検等を実施する際にいう保安の確保のための措置に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) (6) の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 埋設施設の施設管理に関する記録に関する<u>こと。</u></p> <p>2 事業部長は、施設管理実施計画を策定するに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>（期間ごとの評価及び評価結果の反映）</p> <p>第 25 条 社長は、施設管理方針を定期的に評価し、その結果を速やかに反映する。</p> <p>2 事業部長は、施設管理目標を定期的に評価し、その結果を速やかに反映する。</p> <p>3 事業部長は、施設管理実施計画を前条(1)に規定する期間ごとに評価し、その結果を速やかに反映する。</p> <p>4 事業部長は、施設管理実施計画を評価するに当たっては、評価の内容を埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>（埋設施設が特別な状態にある場合の特別な措置）</p> <p>第 26 条 事業部長は、埋設施設の操作を相当期間停止する場合その他埋設施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該埋設施設の状態に応じて、特別な施設管理実施計画を策定し、実施する。</p> <p>（情報共有）</p> <p>第 27 条 各職位は、保守を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と情報共有する。</p> <p>（構成管理）</p>
--	--

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

旧	新
<p>第二種埋設規則第20条第1項第18号 廃棄物埋設施設の定期的な評価等</p> <p>○廃棄物埋設施設の定期的な評価等については、「第二種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する運用ガイド」(原管廃発第1311279号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を参考に、第二種埋設規則第19条の2に規定された廃棄物埋設施設の定期的な評価等を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的及び放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しよとするとときに実施することが定められていること。</p> <p>○廃棄物埋設施設の定期的な評価等については、第二種埋設規則第19条の2第1項又は第2項の規定に基づく措置を講じたときは、これらの項の各号に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うこと</p>	<p>第28条 各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件(第6条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「設備がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第29条で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(設計の結果として作成する「設備がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の設備をいう。)</p> <p>(設計管理)</p> <p>第29条 各職位は、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更を行う場合、第6条7.3に従って実施する。</p> <p>2 前項における設計には、第30条に定める作業管理を考慮する。</p> <p>(作業管理)</p> <p>第30条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、埋設施設の点検及び工事を行う場合、埋設施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の埋設施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第7章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第8章に基づく放射線管理</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第18号 廃棄物埋設施設の定期的な評価等</p> <p>1. 廃棄物埋設施設の定期的な評価等については、「第二種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する運用ガイド」(原管廃発第1311279号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を参考に、第二種埋設規則第19条の2に規定された廃棄物埋設施設の定期的な評価等を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的及び放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しよとするとときに実施することが定められていること。</p> <p>2. 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、第二種埋設規則第19条の2第1項又は第2項の規定に基づく措置を講じたときは、これらの項の各号に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定めら</p>	<p>—</p> <p>(埋設施設の定期的な評価)</p> <p>第70条 埋設技術課長は、10年を超えない期間ごと、又は放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時に、次の各号に定める最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時は、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1) 埋設施設に係る監視及び測定の結果</p> <p>(2) 国内外の研究開発・技術開発成果等</p> <p>2 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>3 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p>

廃棄物埋設施設保安規定審査基準

旧	新
<p>とが定められていること。</p> <p>○廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性を示さなければならないことが定められていること。</p>	<p>れていること。</p> <p>3. 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性を示さなければならないことが定められていること。</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第19号 技術情報の共有</p> <p>○メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の廃棄物埋設事業者と共有し、自らの廃棄物埋設施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>第二種埋設規則第20条第1項第19号 技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の廃棄物埋設事業者と共有し、自らの廃棄物埋設施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>○廃棄物埋設施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場</p>	<p>第二種埋設規則第20条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 廃棄物埋設施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場</p>

保安規定への反映先

- (1) 第1項の最新の知見は、埋設規則第2条第2項第3号から第7号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。
- (2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。
- 4 埋設技術課長は、第2項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。
- 5 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。
- 6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の承認を受け、事業部長に報告する。
- 7 埋設技術課長は、第1項に基づく計画を作成する場合は、第5項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。
- 8 事業部長は、第1項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。また、第4項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。

—

(品質マネジメントシステム計画)

第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

【中略】

7.4.1 調達プロセス

【中略】

(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。

【中略】

(情報共有)

第27条 各職位は、保守を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と情報共有する。

—

(品質マネジメント計画)

廃棄物埋設施設保安規定審査基準		保安規定への反映先	
旧	新		
<p>合の公開基準が定められていること。</p>	<p>合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. <u>情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要ない事項が定められていること。</u></p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p><u>第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</u></p> <p>【中略】</p> <p><u>8.3 不適合の管理</u></p> <p>【中略】</p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。)</u></p> <p>【中略】</p> <p><u>(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</u></p> <p>【中略】</p>	
<p>第二種埋設規則第20条第1項第21号 その他必要な事項</p> <p>○日常の <u>品質保証活動</u> の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物埋設施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>	<p>第二種埋設規則第20条第1項第21号 その他必要な事項</p> <p>1. 日常の <u>QMSに係る活動</u> の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物埋設施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>	<p>—</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第51条の18第1項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設(以下「埋設施設」という。)に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規定は、埋設施設の保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>(事業者対応方針等の履行)</p> <p><u>第5条 社長は、保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成29年法律第15号)による改正前の法第51条の18第5項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査(以下「保安検査」という。)での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第6条に定める品質マネジメントシステム計画にて実施させる。</u></p> <p>なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。</p> <p>2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。</p>	
<p>○<u>廃棄物埋設事業者が、核燃料物質等による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第51条の18第1項の規定に基づき保安規定と</u></p>	<p>2. <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るもの</u>として定められていること</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下</p>	

廃棄物埋設施設保安規定審査基準		保安規定への反映先	
旧	新		
<p><u>して定めることが「目的」</u>として定められていること。</p> <p>○安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、核燃料物質等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</p>	と。	「法」という。）第51条の18第1項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設（以下「埋設施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。	
	<u>(削除)</u>	反映不要	

加工施設保安規定審査基準との整合性について

加工施設における保安規定の審査基準と加工施設 (MOX) 保安規定申請内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
	<p>加工事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第22条第1項の規定に基づき、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、加工施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする加工事業者は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第8条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、加工事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第22条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第13条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けたいところ又は同条は第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・核燃料物質による災害の防止上十分でないことと認められないことを確認するための審査を行うこととしている。 <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p> <p>ただし、加工規則第8条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにそれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	<p>反映不要</p> <p>凡例 : 現時点で補正予定の条文</p> <p>(加工施設の使用を開始する前までに定める事項)</p> <p>第29条 加工施設の使用を開始する前までに、表29-1に示す事項を定めて認可を受ける。また、この規定の条文についても、加工施設の使用を開始する前までに、段階的に必要な変更を行い、認可を受ける。</p>
	<p>加工規則第8条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記さ</p>	<p>—</p> <p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員（以下「社員等」という。）は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 燃料製造事業部長（以下「事業部長」という。）は、第1項以外の者に加工施設にお</p>

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

れていること。

保安規定関連条文

いて加工の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならぬ。

なお、この規定において本項の者を「請負事業者等」という。

(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)

第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令および保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第2章に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。

2 各職位（この規定において「各職位」とは、第6条に示す組織における課長以上の者をいう。）は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。

(品質マネジメントシステム計画)

第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

【中略】

4 品質マネジメントシステム

【中略】

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

4.2.1 一般

組織は、保安活動の重要性に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図5-2に示す。

a. 品質方針及び品質目標

b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」

c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表5-1に示す文書

d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表5-2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）

(規定の遵守)

第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員（以下「社員等」という。）は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。

2 燃料製造事業部長（以下「事業部長」という。）は、第1項以外の者に加工施設において加工の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。

なお、この規定において本項の者を「請負事業者等」という。

2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となること。

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)
 第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令および保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第2章に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。
 2 各職位（この規定において「各職位」とは、第6条に示す組織における課長以上の者をいう。）は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。
 (品質マネジメントシステム計画)
 第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。
【中略】
 5 経営責任者等の責任
 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ
 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証する。
 a. 品質方針を定めること。
 b. 品質目標が定められているようにすること。
 c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）
 d. 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。
 e. 資源が利用できる体制を確保すること。
 f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
 g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。
 h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行なわれるようにすること。

加工規則第8条第1項第2号 品質マネジメントシステム

1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第13条第1項又は第16条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2

(品質マネジメントシステム計画)

第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。
 1 目的
 本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

(令和元年12月25日原子力規制委員会決定)。以下「品質管理基準規則解釈」という。)を踏まえて定められていること。

2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしていくるとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

積」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。

2 適用範囲

本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の保安活動に適用する。

3 定義

本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。

(1) 加工施設

法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。

(2) ニューシア

原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース

4. 品質マネジメントシステム

4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

(1) 第6条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)

(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)

a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度

b. 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)

保安規定関連条文

- 及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)
- c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）
- (3) 組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。
- (4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。
- a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。
- b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図5-1に示す。
- c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）
- d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）
- e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
- f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）
- g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
- h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）
- (5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。
- a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
- b. 風通しの良い組織文化が形成されている。
- c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
- d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
 - f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
 - g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
 - h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
- 4.2 品質マネジメントシステムの文書化
- 4.2.1 一般
- 組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの構成概念図を図5-2に示す。
- a. 品質方針及び品質目標
 - b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」
 - c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表5-1に示す文書
 - d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表5-2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）
- 4.2.2 品質マニュアル
- 社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。
- a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
 - b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
 - c. 品質マネジメントシステムの適用範囲
 - d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
 - e. プロセスの相互の関係
- 4.2.3 文書の管理
- (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）
- (2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。（「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）
- a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること

保安規定関連条文

- と。
- b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）
- c. a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）
- d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。
- e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
- f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。
- g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。
- h. 廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。
4. 2. 4 記録の管理
- (1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。
- (2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。
- 5 経営責任者等の責任
5. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ
- 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことよって実証する。
- a. 品質方針を定めること。
- b. 品質目標が定められているようにすること。
- c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）
- d. 5. 6. 1に規定するマネジメントレビューを実施すること。
- e. 資源が利用できる体制を確保すること。
- f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知す

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

ること。

g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。

h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行なわれるようにすること。

5.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）

b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持つて関与すること。

c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。

d. 要員に周知され、理解されていること。

e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

5.4 計画

5.4.1 品質目標

(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。（「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。）

(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。

(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。（「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。）

a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。）

b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持

c. 資源の利用可能性

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- d. 責任及び権限の割当て
- 5.5 責任、権限及びコミュニケーション
- 5.5.1 責任及び権限
 - (1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）
 - (2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）
 - (3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。
- 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者

社長は、第7条第2項(2)、(3)、(5)及び(6)に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

 - a. プロセスが確立され、実施されとともに、その実効性が維持されているようにすること。
 - b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。
 - c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
 - d. 関係法令を遵守すること。
- 5.5.3 管理者
 - (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）
 - a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されとともに、その実行性が維持されているようにすること。
 - b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
 - c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
 - d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
 - e. 関係法令を遵守すること。
- (2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダ

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

ーシップを發揮し、次に掲げる事項を実施する。

a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。

b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。

c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。

d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。

e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。

(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。

（「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）

5.5.4 組織の内部の情報の伝達

社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。

品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションは以下のとおり。

a. 安全・品質改革委員会

b. 品質・保安会議

c. 燃料製造安全委員会

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。

5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報

組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

a. 内部監査の結果

b. 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。）

c. プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム一要求事項 JIS Q 9001(ISO9001)」(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

	<p>ンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）</p> <p>d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）</p> <p>e. 品質目標の達成状況</p> <p>f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>g. 関係法令の遵守状況</p> <p>h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>k. 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>1. 資源の妥当性</p> <p>m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みことを含む。）</p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</p> <p>b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6 資源の管理</p> <p>6. 1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、</p>
--	--

保安規定関連条文

これを確保し、及び管理する。「(資源を明確に定め)」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)を明確にし、それを定めていることをいう。

- a. 要員
- b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。)
- c. 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)
- d. その他必要な資源

6.2 要員の力量の確保及び教育訓練

(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。「(力量)」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)

(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。

- a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
- b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。「(その他の措置)」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)
- c. 教育訓練その他の処置の実効性を評価すること。
- d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。
 - (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
 - (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
 - (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
- e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。「(計画を策定する)」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)

(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。「(個別業務等要求事項との整合性)」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)

(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。「(個別業務計画の策定又は変更)」には、

保安規定関連条文

プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）

a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果

b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項

c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源

d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）

e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録

(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。

7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス

7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。

a. 組織の外部の者が明示してはならないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項

b. 関係法令

c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項

7.2.2 個別業務等要求事項の審査

(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。

(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。

a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。

b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合には、その相違点が説明されていること。

c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。

(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書を改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする

7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等

組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。

a. 組織の外部の者と効率的に連絡し適切に情報を通知する方法

b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法

c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法

保安規定関連条文

<p>d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p>	<p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。（「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること</p> <p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること</p>
--	---

保安規定関連条文

<p>と。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>と。</p> <p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するためには、設計開発計画に従って検証を実施する。（「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。（「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p>

保安規定関連条文

(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。また、組織は、火災区域及び火災区画の変更、設備改造等の設計変更を行う場合においては、内部火災影響評価への影響を確認する。評価結果に影響がある場合は、安全上重要な施設の安全機能を損なうことがないことを確認するため、内部火災影響評価の再評価を実施する。

(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.4 調達

7.4.1 調達プロセス

(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。

(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）

(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。

(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。

(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

7.4.2 調達物品等要求事項

(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。

- a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
- b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
- c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
- d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）

保安規定関連条文

- e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
- f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
- g. その他調達物品等に必要な要求事項
- (2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関すること含める。
- (3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
- (4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
- 7.4.3 調達物品等の検証
- (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
- (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。
- 7.5 個別業務の管理
- 7.5.1 個別業務の管理
- 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。
- a. 加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「加工施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）
- b. 手順等が必要な時に利用できる体制にあること。
- c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。
- f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。
- 7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認
- (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。
- (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。
- (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。

保安規定関連条文

- (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。
- a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
 - b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
 - c. 妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）
- 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保
- (1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。
- (2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。
- 7.5.4 組織の外部の者の物品
- (1) 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）
- 7.5.5 調達物品の管理
- 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。
- 7.6 監視測定のための設備の管理
- (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
- (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
- (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
- a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。（「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定められた計画に基づく間隔をいう。）
 - b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
 - c. 所要の調整がなされていること。
 - d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
 - e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
- (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
- (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影

保安規定関連条文

響を受けた機器等又は個別業務については適切な措置を講じる。

(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。

(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

8 評価及び改善

8.1 監視測定、分析、評価及び改善

(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。（「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）

(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。（「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）

8.2 監視測定

8.2.1 組織の外部の者の意見

(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。

(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。

8.2.2 内部監査

(1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。

a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
b. 実効性のある実施及び実効性の維持

(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。

(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。

(4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。

(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。

(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成

保安規定関連条文

<p>及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。</p>	<p>（「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）</p> <p>(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行うわけ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。（「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができていることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>（「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限</p>
--	---

保安規定関連条文

を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。

(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことという。）を確保する。

（「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることという。）

（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることという。）

(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。（「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことという。）

8.3 不適合の管理

(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることという。）

(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。）

(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。

- a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
- b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。
- c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
- d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。

(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。

(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実

保安規定関連条文

証するための検証を行う。

(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

8.4 データの分析及び評価

(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。（「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）

(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。

- a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
- b. 個別業務等要求事項への適合性
- c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）
- d. 調達物品等の供給者の供給能力

8.5 改善

8.5.1 継続的な改善

組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析及び是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）

8.5.2 是正処置等

(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。

- a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。
 - (a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）
 - (b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
 - b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。
 - d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。
- （「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みことを含む。）
- e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。
 - f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。（「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）
 - g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
 - (2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。
 - (3) 組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。（「適切な措置を講じる。」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。）
- ### 8.5.3 未然防止処置
- (1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところについて適切な未然防止処置を講ずること。（「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）
 - a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。
 - b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。
 - c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。
 - d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。
 - e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
 - (2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。

反映不要

5. 内部監査の仕組みについては、許可を受けたところにより、重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。

加工規則第8条第1項第3号 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

1. 加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること

保安規定関連条文

(保安に関する組織)

第6条 加工施設の保安に関する職務を遂行する組織は、図6に示すとおりとする。

図6 組織図

【略】

(職務)

第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。

2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。

- (1) 社長は、加工の事業に関する職務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。
- (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。
- (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (6) 事業部長は、加工施設に係る保安業務を統括するとともに、加工施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (7) 燃料製造計画部長は、燃料製造計画部員が実施する施設管理計画の策定に関する業務を統括する。
- (8) 品質保証部長は、品質保証課長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長を指揮し、品質保証課長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。
- (9) 燃料製造建設所長は、建設管理課長、保安管理課長、許可業務課長、ペレット機械課長、集合体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、ペレット機械課長、土木課長及び建築課長を指揮し、建設管理課長、保安管理課長、許可業務課長、ペレット機械課長、集合体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。また、燃料製造建設所長は、表7-1に示す施設が、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合するための個別の安全機能に係る基本的な設計（以下「基本設計」という。）の方針策定を実施する燃料製造建設所の担当課を設定する。
- (10) 品質保証課長は、燃料製造事業部の品質保証に係る業務（ただし、安全管理課が所

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

管する建設工事安全に係る品質保証業務を除く。)を行う。

(11) 事業者検査課長は、表 7-1 に示す施設の使用前事業者検査に係る施設管理業務を行う。

(12) 安全管理課長は、建設工事安全に係る品質保証業務及び重大事故訓練に用いる設備の保管管理業務を行う。

(13) 教育課長は、燃料製造事業部の保安教育の計画及び実施に係る業務を行う。

(14) 建設管理課長は、表 7-1 に示す施設の作業管理の計画及び実施並びに検査及び試験管理の計画に係る施設管理業務を行う。

(15) 保安管理課長は、保安活動に係る統括業務を行う。また、加工施設の事業変更許可申請に係る業務を管理する。さらに、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務を行う。

(16) 許認可業務課長は、表 7-1 に示す加工施設の設計及び工事の計画の認可の申請に係る各課が実施する業務への支援業務を行う。

(17) ペレット機械課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務 (※) を行う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)

(18) 集合体機械課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務 (※) を行う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)

(19) 電気設備課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務 (※) を行う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)

(20) 計装設備課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務 (※) (ただし、事業者検査課が所管するものを除く。) 及び IAEA が設置する保障措置施設の設置工事の作業管理に係る施設管理業務を行う。

(21) 土木課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務 (※) を行う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)

(22) 建築課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務 (※) を行う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)

(23) 第 26 条第 2 項に基づき選任された使用前事業者検査の実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。

(※)：施設管理業務のうち設計業務は、基本設計の方針に基づき実施するものである。

3 各職位は、その職務を遂行できない場合に備え、あらかじめ代行者を定める。

加工規則第 8 条第 1 項第 4 号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

1. 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。
2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようとするため、原子炉等規制法第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（加工設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。
3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが当然に求められるものではない。

加工規則第8条第1項第5号保安教育

1. 加工施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。
4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。

加工規則第8条第1項第6号

加工施設の操作を行う体制、確認すべき

保安規定関連条文

(核燃料物質等の運搬を開始する前までの段階で反映する)

(社員等への保安教育)

第27条 教育課長は、毎年度、加工施設において加工施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、表27-1の保安教育実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。

- (1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容
- (2) 保安教育の実施時期
- (3) 保安教育の方法
- 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、燃料製造安全委員会における審議がされていることを確認する。
- 3 教育課長は、第1項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。ただし、教育課長は、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、表27-1に定める該当する保安教育を省略又は変更できる。
- 4 教育課長は、保安教育の実施記録を作成し、保管する。
- 5 品質保証部長は、保安教育の実施結果及びその評価を事業部長へ報告する。
- 6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

表27-1 社員等への保安教育実施方針

【略】

(請負事業者等への保安教育については、核燃料物質等の運搬を開始する前までの段階で反映する)

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

事項、異状があった場合の措置等

1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。
2. 加工施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。
3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。
4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。
5. 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。
6. 地震・火災等の発生時等に講ずべき措置について定められていること。
7. 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。

保安規定関連条文

(核燃料物質等の運搬を開始する前までの段階で反映する)

(加工施設の使用を開始する前までの段階で反映する)

(品質・保安会議の審議事項、構成等)

- 第8条 品質・保安会議は、各号について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。
- (1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更
 - (2) この規定の変更
 - (3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）
- 2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
- 3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、各号によるものとする。
- (1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
- ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人を出席させることができる。
- (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。
 - (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。
 - 4 議長は、審議結果を社長に報告する。
 - 5 社長は、前項の報告を尊重する。
 - 6 品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。

(燃料製造安全委員会の審議事項、構成等)

第9条 燃料製造安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安業務全体の観点から審議する。

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- (1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項
 - (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項
 - (3) この規定の変更及び認可申請に関する事項
 - (4) 加工施設の品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む）
 - (5) 表5-1及び表5-2に基づき事業部長が定める文書の制定及び改廃
 - (6) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更
 - a. 保安教育実施計画
 - (7) その他事業部長が必要と認める事項
- 2 燃料製造安全委員会は、事業部長が任命する委員長、事業部長が選任する委員をもつて構成する。
- 3 燃料製造安全委員会の運営は、各号によるものとする。
- (1) 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立とする。
 - (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名したものが委員長の職務を代行する。
 - (3) 委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人を出席させることができる。
 - (4) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があるため、委員会の開催が困難な場合は、委員長及び過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。
- 4 委員長は、審議結果を事業部長に報告する。
- 5 事業部長は、前項の報告を尊重する。
（安全・品質改革委員会の審議事項、構成等）
- 第10条 社長は、次に掲げる事項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。
- 2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。
 - 3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
 - 4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
 - 5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。

加工規則第8条第1項第7号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等

1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。
2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及び

（核燃料物質等の運搬を開始する前までの段階で反映する）

加工施設における保安規定審査基準

旧	新	保安規定関連条文
	<p>それ以外の管理区域について表面汚染密度及び空气中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空气中の放射性物質濃度及び床、壁、其他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>(加工施設の使用を開始する前までの段階で反映する)</p> <p>(核燃料物質等の運搬を開始する前までの段階で反映する)</p>
	<p>加工規則第8条第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものを使用する方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(加工施設の使用を開始する前までの段階で反映する)</p>
	<p>加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射</p>	<p>(核燃料物質等の運搬を開始する前までの段階で反映する)</p>

加工施設における保安規定審査基準

旧	新
	<p>線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 加工規則第7条の2の9に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等 (核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又事業所の外での運搬中に關するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて (指示) (平成200421原院第1号 (平成20年5月27日原子力安全・保安院制定 (NISA-111a-08-1))) を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること。</p>
<p>加工規則第8条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器 (放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法 (測定及び評</p>	<p>反映不要</p> <p>(加工施設の使用を開始する前までの段階で反映する)</p> <p>(核燃料物質等の運搬を開始する前までの段階で反映する)</p> <p>(床、壁等の除染については加工施設の使用を開始する前までの段階で反映する)</p> <p>—</p> <p>(核燃料物質等の運搬を開始する前までの段階で反映する)</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理、放射性気体廃棄物の管理、放出管理用測定器の管理につい</p>

保安規定関連条文

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新		
	<p>価の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められているもよい。</p>		<p>ては加工施設の使用を開始する前までの段階で反映する)</p>
	<p>加工規則第8条第1項第11号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められているもよい。</p>		<p>—</p> <p>(核燃料物質等の運搬を開始する前までの段階で反映する)</p>
	<p>加工規則第8条第1項第12号 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められているもよい。</p> <p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法及び放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。</p> <p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>		<p>—</p> <p>(加工施設の使用を開始する前までの段階で反映する)</p> <p>—</p> <p>(核燃料物質等の運搬を開始する前までの段階で反映する)</p> <p>—</p> <p>(加工施設の使用を開始する前までの段階で反映する)</p>
	<p>加工規則第8条第1項第13号 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p>		<p>—</p> <p>(加工施設の使用を開始する前までの段階で反映する)</p>

加工施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

旧

新

2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。
3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。
 - (1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者に書面で申し出た者であること。
 - (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。
 - (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。
9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。

加工規則第8条第1項第14号 設計想定事象等に対する加工施設の保全に関する措置

1. 許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。
 - (1) 加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。
- イ 火災

（加工施設の使用を開始する前までの段階で反映する）

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 重大事故等

①重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。

②重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。

ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）

①大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

②大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。

③大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。

④大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。

(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

加工規則第8条第1項第15号 記録及び報告

1. 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。

保安規定関連条文

— (品質マネジメントシステム計画)

第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

【中略】

4 品質マネジメントシステム

【中略】

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

【中略】

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

4.2.4 記録の管理

(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。

(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。

第28条 各職位は、表28-1に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、同表に定める期間保存する。

表28-1 保安記録

【略】

第28条 各職位は、表28-1に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、同表に定める期間保存する。

表28-1 保安記録

【略】

(核燃料物質等の運搬を開始する前までの段階で反映する)

(加工施設の使用を開始する前までの段階で反映する)

(加工施設の使用を開始する前までの段階で反映する)

加工規則第8条第1項第16号 加工施設の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7 (令和元年12月25日原子力規制委員会規則決定))を参考として定められていること。

第8章 施設管理

(施設管理に係る計画、実施、評価及び改善)

第11条 表7-1に示す加工施設について、加工の事業の許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理に係る計画を定め、実施、評価及び改善する。

(施設管理方針及び施設管理目標)

第12条 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、社長は、施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。

保安規定関連条文

2 事業部長は、次に掲げる事項について実施する。
 (1) 施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。
 (2) 施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。

(施設管理に係る個別業務計画の策定)

第13条 事業部長は、各職位に次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。

- (1) 施設管理対象範囲の選定
- (2) 施設管理の重要度の設定
- (3) 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視
- (4) 施設管理に関する計画の策定
- (5) 施設管理の実施
- (6) 施設管理の結果の確認・評価
- (7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置
- (8) 施設管理の有効性評価
- (9) 構成管理
- (10) 設計管理
- (11) 作業管理
- (12) 使用前事業者検査の実施

2 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。

(施設管理対象範囲の選定)

第14条 事業部長は、加工施設の中から、施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。

- (1) 「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要がある設備 (表7-1)
- (2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する必要がある設備 (表7-1)

(施設管理の重要度の設定)

第15条 表7-1に示す施設を所管する燃料製造建設所の課長 (以下「施設所管課長」という。) は、施設管理対象範囲に対して、加工施設の安全性を確保するため、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能分類上の重要度、重大事故等対処設備の該当有無を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができ

保安規定関連条文

(施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)

第16条 燃料製造建設所長は、施設管理の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で施設管理指標を設定する。

2 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、施設管理指標ごとに具体的な施設管理目標値を設定させる。

3 燃料製造建設所長は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した施設管理指標及び具体的な施設管理目標値の見直しを行う。

4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、設定した施設管理指標の監視項目、監視方法を具体的に定めた監視計画を策定させる。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。

5 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、監視計画に基づき施設管理指標に関する情報の採及び監視を実施させ、その結果を記録させる。

(施設管理に関する計画の策定)

第17条 燃料製造建設所長は、施設管理対象範囲に対し、以下の施設管理の実施に関する計画（計画の始期及び期間に関するものを参照することができるものを含む。）を策定する。

(1) 設計及び工事の計画（本条第2項(1)及び(2)）

(2) 点検の計画（本条第2項(3)）

(3) 特別な施設管理の実施計画（本条第2項(4)）

2 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案した、以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。

(1) 設計の計画

a. 施設所管課長は、設計の実施に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計の計画を策定する。

(2) 工事の計画

a. 各職位は、工事の実施（現地工事の開始から加工施設の使用を開始するまでの期間中）に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた工事の計画を策定する。

b. 施設所管課長及び事業者検査課長は、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するまでに、自主検査等及び使用前事業者検査の計画を策定する。施設所管課長及び事業者検査課長は、上記の自主検査等及び使用前事業者検査の計画に、検査の具体的な方法、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定める。

(3) 使用前点検の計画

保安規定関連条文

a. 施設所管課長は、使用前事業者検査の実施後（使用前事業者検査要領書単位）から加工施設の使用を開始するまでの間に、使用前点検を行う場合は、あらかじめその方法及び使用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし、それらを点検するための実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。

(4) 特別な施設管理の実施計画

a. 施設所管課長は、地震、事故等により工事を長期停止し、長期保管を伴った施設管理を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた施設管理方法及び実施時期を定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。

b. 施設所管課長は、特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次に掲げる事項を定める。

(a) 点検の具体的方法

(b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準

(c) 点検の実施時期

3 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施に関する計画の見直しを行う。

(施設管理の実施)

第18条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理に関する計画に基づき、施設管理を実施し、記録する。

(施設管理の結果の確認・評価)

第19条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理の実施段階で採取した施設管理の結果から、所定の時期（所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時）までに、次に掲げる事項を実施する。

(1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成

(2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成

(3) 合否判定をもって検証するための自主検査等及び使用前事業者検査の結果の確認・評価及びその記録の作成

(4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成

(5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成

(施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置)

第20条 施設所管課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスの監視及び点検により、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合、不適合管理を行ったうえ

保安規定関連条文

で、是正処置を講じる。

- (1) 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合
- (2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合—
- 2 施設所管課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。

(施設管理の有効性評価)

第21条 燃料製造建設所長は、施設管理から得られた情報等から、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

2 燃料製造建設所長は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を評価し、事業部長に報告する。なお、施設管理の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせる。

- (1) 施設管理目標の監視結果
- (2) 施設管理データの推移
- (3) トラブル等運転経験
- (4) 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化に係るデータ

3 事業部長は、燃料製造建設所長が報告した各施設管理目標の達成度及び有効性評価から、定期的に施設管理全体の有効性を評価し、施設管理全体が有効に機能していることを確認するとともに、施設管理の継続的な改善につなげる。

4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録させ、承認する。

(構成管理)

第22条 施設所管課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。

- (1) 設計要件（第5条7.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第5条7.3で実施する設計に対する要求事項をいう。）
- (2) 施設構成情報（構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。）
- (3) 物理的構成（実際の構築物、系統、及び機器をいう。）

(情報共有)

第23条 施設所管課長は、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を他の事業者と共有する。

保安規定関連条文

(設計管理)

第24条 施設所管課長は、加工施設の工事を行う場合、第5条7.3の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関するかどうかを判断する。

2 施設所管課長は、前項において第5条7.3の適用対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。

(1) 施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項

(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項

(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報

(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項

3 前項における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。

(作業管理)

第25条 施設所管課長は、設計のアウトプットに基づき工事を実施する。

2 施設所管課長は、加工施設の工事及び点検を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次に掲げる事項を考慮した作業管理を行う。

(1) 再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設に対する悪影響の防止

(2) 加工施設の使用開始後の施設管理上重要な初期データの採取

(3) 作業工程の管理

(4) 加工施設の使用開始までの作業対象設備の管理

3 施設所管課長は、前項の作業管理の実績を確認し、加工施設の安全が確保されていることを評価し記録する。

(使用前事業者検査の実施)

第26条 品質保証部長は使用前事業者検査の総括責任者として、設計及び工事の計画の届出（以下本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に基づき行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合していることを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）を統括する。

2 品質保証部長は事業者検査課長を検査責任者とし、次の事項の検査実施体制を確立させるとともに、検査を管理させる。また、品質保証部長は検査実施責任者の候補者を選任し、事業部長の承認を得る。

3 事業者検査課長は次に掲げる各号を実施する。

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- (1) 事業者検査課長自身を含む検査実施責任者の候補者の中から検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。
- (2) 検査の実施体制を構築する。
- (3) 検査要領書を定める。(※1)
- (4) 検査対象の加工施設が以下の基準に適合していることを判断するために、必要な検査項目及び検査項目ごとの判定基準を定める。
 - a. 設工認に基づき行われたものであること。
 - b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。
- (5) 検査要領書に基づき検査実施責任者に検査を実施させる。
- ※1) 検査を行うに当たっては、あらかじめ検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。
 - ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
 - ② 機能及び性能を確認するために十分な方法
 - ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法
- (6) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の①～③の基準に適合することを最終判断する。
- 4 検査実施責任者は検査項目ごとの合否判定を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。
 - (1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる施設の設置又は変更の工事を実施した組織(課)とは別の組織(課)の者。
 - (2) 検査対象となる施設の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。
 - (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。
- 5 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。
 - (1) 検査に係る記録を作成し維持する。
 - (2) 検査に係る要員の力量を確認する。
 - (3) 検査に係る業務を調達する場合、当該業務の供給者を管理する。

(加工施設の使用を開始する前までの段階で反映する)

2. 加工施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」(平成20・05・14 原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))等を参考とし、加工規則第7条の4の2に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。
3. 事業を開始した日以後20年を経過した加工施設については、長期施設管理方針が定められていること。

(事業を開始した日以降20年を経過する日までに定める)

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

4. 加工規則第8条第1項第16号に掲げる加工施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（加工規則第7条の4の2第1項及び第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。

5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考として記載されていること。

6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

なお、許可を受けたところにより、重大事故等が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。

反映不要

（事業を開始した日以降20年を経過する日までに定める）

（使用前事業者検査の実施）

第26条 品質保証部長は使用前事業者検査の総括責任者として、設計及び工事の計画の届出（以下本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に基づき行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合していることを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）を統括する。

2 品質保証部長は事業者検査課長を検査責任者とし、次の事項の検査実施体制を確立させるとともに、検査を管理させる。また、品質保証部長は検査実施責任者の候補者を選任し、事業部長の承認を得る。

3 事業者検査課長は次に掲げる各号を実施する。

(1) 事業者検査課長自身を含む検査実施責任者の候補者の中から検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。

(2) 検査の実施体制を構築する。

(3) 検査要領書を定める。（※1）

(4) 検査対象の加工施設が以下の基準に適合していることを判断するために、必要な検査項目及び検査項目ごとの判定基準を定める。

- a. 設工認に基づき行われたものであること。
- b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。
- (5) 検査要領書に基づき検査実施責任者に検査を実施させる。
- (※1) 検査を行うに当たっては、あらかじめ検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。
 - ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
 - ② 機能及び性能を確認するために十分な方法
 - ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法
- (6) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の①～③の基準に適合することを最終判断する。

加工施設における保安規定審査基準

旧

新

保安規定関連条文

- 4 検査実施責任者は検査項目ごとの合否判定を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。
- (1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる施設の設置又は変更の工事を実施した組織（課）とは別の組織（課）の者。
 - (2) 検査対象となる施設の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。
 - (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。
- 5 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。
- (1) 検査に係る記録を作成し維持する。
 - (2) 検査に係る要員の力量を確認する。
 - (3) 検査に係る業務を調達する場合、当該業務の供給者を管理する。

（定期事業者検査の実施については、加工施設の使用を開始する前までの段階で反映する）

— (情報共有)

第23条 施設所管課長は、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を他の事業者と共有する。

—

第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

【中略】

8.3 不適合の管理

(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAPシステム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。）

(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

表5-1 品質マネジメントシステム計画関連条文及び組織が必要と判断した文書の関係（その2）

【省略】

—

(目的)

第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、再処理事業所MOX燃料加工施設（以下「加工施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質または核燃料物質

加工規則第8条第1項第17号 技術情報の共有

1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の保安を向上させるための措置が定められていること。

加工規則第8条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開

1. 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。

2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。

加工規則第8条第1項第19号 その他必要な事項

1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。

2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質による災害の防止を図るものとして定められていること。

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
旧	新	
		<p>によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p>